

目 次

(平成 24 年)

第 3 回臨時会

第 1 日目 (4 月 9 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 28 号 東部清掃施設組合への加入	3
承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	13
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	27

第 4 回臨時会

第 1 日目 (5 月 15 日)

会議録署名議員の指名	33
会期の決定	33
選挙第 1 号 東部清掃施設組合議会議員の選挙について	33

第 5 回定例会

第 1 日目 (6 月 8 日)

会議録署名議員の指名	37
会期の決定	37
諸般の報告	37
行政報告	38
議案第 30 号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例	41
議案第 31 号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例	45
議案第 32 号 中城村重度心身障害者 (児) 医療費助成に関する条例の一部を改正 する条例	46
議案第 33 号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	47
議案第 34 号 中城村税条例の一部を改正する条例	48
議案第 35 号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正す る条例	50
議案第 36 号 平成 24 年度中城村一般会計補正予算 (第 1 号)	54

諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	56
報告第3号	平成23年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	57
報告第4号	平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	58
第2日目(6月9日) 休 会(土)		
第3日目(6月10日) 休 会(日)		
第4日目(6月11日)		
議案第30号	中城村印鑑条例の一部を改正する条例	63
議案第31号	中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例	63
議案第32号	中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	63
議案第33号	中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	64
議案第34号	中城村税条例の一部を改正する条例	64
議案第35号	中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	64
議案第36号	平成24年度中城村一般会計補正予算(第1号)	65
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	71
第5日目(6月12日)		
一般質問		
4番	新垣徳正 議員	75
7番	仲座 勇 議員	85
15番	新垣善功 議員	89
9番	仲真功浩 議員	94
第6日目(6月13日)		
一般質問		
12番	宮城治邦 議員	109
10番	安里ヨシ子 議員	118
11番	新垣健二 議員	120
8番	仲宗根 哲 議員	125
第7日目(6月14日)		
一般質問		
6番	與那覇朝輝 議員	131

5番 新垣光栄議員	136
3番 金城章議員	145

第8日目(6月15日)

請願第1号 吉の浦火力発電所低周波振動問題に関する請願書	155
陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書	157
陳情第7号 「村発注建設工事における、村内業者優先指名」についての要請	158
陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願い	159
意見書第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書	160

第6回臨時会

第1日目(7月9日)

会議録署名議員の指名	165
会期の決定	165
決議第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配備計画に断固反対する決議	165
意見書第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配備計画に断固反対する意見書	167
発議第1号 国道329号中城小学校バス停付近における歩道橋設置要請	170

第7回臨時会

第1日目(8月7日)

会議録署名議員の指名	175
会期の決定	175
議案第37号 護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例	175
議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	177
議案第39号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第2号)	178
議案第40号 南上原小学校(仮称)校舎建設工事(校舎棟)(機械設備)改定契約	180
同意第2号 中城村副村長の選任について	181

第3回 臨時会

平成24年第3回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成24年4月9日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年4月9日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成24年4月9日 （午前10時30分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	欠 席
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員	10 番	安 里 ヨシ子		
会 議 録 署 名 議 員	14 番	宮 城 重 夫	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治			

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第28号 東部清掃施設組合への加入
第 4	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
第 5	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成24年第3回中城村議会臨時会を開会いたします。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時04分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時04分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番 宮城重夫議員及び15番 新垣善功議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日4月9日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日4月9日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第28号 東部清掃施設組合への加入についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介 議案第28号 東部清掃施設組合への加入について御提案申し上げます。

#### 議案第28号

#### 東部清掃施設組合への加入について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、し尿等下水道放流施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、次の規約により、東部清掃施設組合に加入するものとする。

平成24年4月9日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

し尿等下水道放流施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、組合への加入が必要になり、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

#### 東部清掃施設組合格約

昭和46年7月17日

許 可

## 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、東部清掃施設組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、与那原町、西原町、南城市、南風原町、中城村、北中城村(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表1及び別表2に掲げる加入市町村の次の事務を共同処理する。ただし、南城市にあっては、旧佐敷町の区域とする。

(1) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

(2) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務

(3) し尿等下水道放流施設の設置及び管理運営に関する事務

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、与那原町字板良敷1612番地に置く。

## 第2章 組合の議会

(組合議会の組織)

第5条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員数は18人とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。

与那原町3人 西原町3人 南城市3人 南風原町3人 中城村3人

北中城村3人

(議員の選挙)

第6条 組合議会の議員は、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。

2 組合議会議員の選挙を行う時は、管理者は、その旨を組合市町村の長に通知しなければならない。

3 前項の通知があった時は、組合市町村の長は、組合市町村の議会の長に対し、選挙を行うよう通知しなければならない。

4 選挙が終わった時は、組合市町村の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。

(議員の補欠選挙)

第7条 組合議会の議員に欠員が生じた時は、その組合議員の属している組合市町村は、ただちに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。

(議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長の選出)

第9条 組合議会は、組合議会議員の中から、議長及び副議長各1人を選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議会議員の任期による。

(特別議決)

第9条の2 組合議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者)

第10条 組合に、管理者1人を置く。

2 管理者は、組合市町村の長の互選により選任する。

3 管理者の任期は、組合市町村の長としての任期による。

(副管理者)

第11条 組合に、副管理者5人を置く。

2 副管理者は、管理者でない組合市町村の長をもって充てる。

3 副管理者は、組合市町村の長としての任期による。

(職務権限)

第11条の2 管理者は、組合を代表し、並びに組合の事務を総括する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ管理者が指定した順位により、管理者の職務を代理する。

(会計管理者)

第11条の3 組合に、会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する組合市町村の会計管理者をもって充てる。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

(監査委員)

第12条 組合に、監査委員2人を置く。ただし、条例でその定数を増加させることができる。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。

(職員)

第13条 第10条第1項及び第11条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

### 第4章 組合経費の支弁

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてるほか、次の区分により、組合市町村が負担する。

(1) 議会費に係る経費については、均等割とし、総務費に係る経費については、事業費比例人

口割とする。

(2) 建設費(起債償還を含む。)については、均等割とする。

(3) 施設維持管理費等の経費については、排出量割とする。ただし、南城市にあっては、旧佐敷町の排出量割とする。

#### 第5章 雑則

(地方自治法の準用)

第15条 この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市町村に関する規定を準用する。

#### 附 則

- 1 この規約は、琉球政府行政主席の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約により、はじめて組合管理者が選挙されるまでの間与那原町長が、組合管理者の職務を行うものとする。

附 則(昭和47年12月11日許可)

- 1 この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和49年8月13日許可)

- 1 この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和51年3月5日許可)

- 1 この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和56年3月25日許可)

- 1 この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成元年2月9日許可)

- 1 この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成17年12月19日許可)

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行し、改正後の東部清掃施設組規約の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後の東部清掃施設組規約第11条の3の規定は適用せず、この規約による改正前の東部清掃施設組規約第10条及び第11条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成21年3月30日許可)

- 1 この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成23年2月23日許可)

( 施行期日 )

1 この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

( 経費の支弁方法に関する経過措置 )

2 第14条の規定にかかわらず、し尿等下水道放流施設の建設期間中における経費の支弁方法は、次のとおりとする。

( 1 ) 議会費及び監査委員費に係る経費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 4 西原町 1 / 4 南城市 1 / 4 南風原町 1 / 4

( 2 ) 総務費 ( 監査委員費を除く。 ) に係る経費については、次のとおりとする。

均等割28%

与那原町 1 / 4 西原町 1 / 4 南城市 1 / 4 南風原町 1 / 4

人口割72%

与那原町、西原町、南城市 ( 旧佐敷町の区域 ) の前年9月末現在の人口比率配分により算定した額を負担する。

( 3 ) し尿等下水道放流施設整備費に係る職員1人分及び臨時職員1人分の人件費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 3 西原町 1 / 3 南風原町 1 / 3

附 則 ( 平成24年 月 日許可 )

( 施行期日 )

1 この規約は、平成24年5月1日から施行する。

( 経費の支弁方法に関する経過措置 )

2 第14条の規定にかかわらず、し尿等下水道放流施設の建設期間中における経費の支弁方法は、次のとおりとする。

( 1 ) 議会費及び監査委員費に係る経費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 6 西原町 1 / 6 南城市 1 / 6 南風原町 1 / 6

中城村 1 / 6 北中城村 1 / 6

( 2 ) 総務費 ( 監査委員費を除く。 ) に係る経費については、次の割合とする。

均等割28%

与那原町 1 / 6 西原町 1 / 6 南城市 1 / 6 南風原町 1 / 6

中城村 1 / 6 北中城村 1 / 6

人口割73%

与那原町、西原町、南城市 ( 旧佐敷町の区域 ) の前年9月末現在の人口比率配分により算定した額を負担する。

( 3 ) し尿等下水道放流施設整備費に係る職員1人分及び臨時職員1人分の人件費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 5 西原町 1 / 5 南風原町 1 / 5 中城村 1 / 5

北中城村 1 / 5

| 別表1（第3条関係）        |                    |
|-------------------|--------------------|
| 事務名               | 加入市町               |
| 第3条第1号及び第2号に関する事務 | 与那原町<br>西原町<br>南城市 |

  

| 別表2（第3条関係）   |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| 事務名          | 加入市町村                              |
| 第3条第3号に関する事務 | 与那原町<br>西原町<br>南風原町<br>中城村<br>北中城村 |

東部清掃施設組合格約新旧対照表（案）

| 改正後（新規約）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前（旧規約）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>（組合の名称）</p> <p>第1条 この組合は、東部清掃施設組合（以下「組合」という。）という。</p> <p>（組合を組織する地方公共団体）</p> <p>第2条 組合は、与那原町、西原町、南城市、南風原町、中城村、北中城村（以下「<u>組合市町村</u>」という。）をもって組織する。</p> <p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、別表1及び別表2に掲げる<u>加入市町村</u>の次の事務を共同処理する。ただし、南城市にあっては、旧佐敷町の区域とする。</p> <p>（1） ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>（2） し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>（3） し尿等下水道放流施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>（組合事務所の位置）</p> | <p>第1章 総則</p> <p>（組合の名称）</p> <p>第1条 この組合は、東部清掃施設組合（以下「組合」という。）という。</p> <p>（組合を組織する地方公共団体）</p> <p>第2条 組合は、与那原町、西原町、南城市、南風原町（以下「<u>組合市町</u>」という。）をもって組織する。</p> <p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、別表1及び別表2に掲げる<u>加入市町</u>の次の事務を共同処理する。ただし、南城市にあっては、旧佐敷町の区域とする。</p> <p>（1） ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>（2） し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>（3） し尿等下水道放流施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>（組合事務所の位置）</p> |

第4条 組合の事務所は、与那原町字板良敷1612番地に置く。

## 第2章 組合の議会

(組合議会の組織)

第5条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員数は18人とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。

与那原町3人 西原町3人 南城市3人 南風原町3人 中城村3人 北中城村3人

(議員の選挙)

第6条 組合議会の議員は、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。

2 組合議会議員の選挙を行う時は、管理者は、その旨を組合市町村の長に通知しなければならない。

3 前項の通知があった時は、組合市町村の長は、組合市町村の議会の長に対し、選挙を行うよう通知しなければならない。

4 選挙が終わった時は、組合市町村の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。

(議員の補欠選挙)

第7条 組合議会の議員に欠員が生じた時は、その組合議員の属している組合市町村は、ただちに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。

(議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長の選出)

第9条 組合議会は、組合議会議員の中から、議長及び副議長各1人を選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議会議員の任期による。

第4条 組合の事務所は、与那原町字板良敷1612番地に置く。

## 第2章 組合の議会

(組合議会の組織)

第5条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員数は12人とし、各市町の定数は、次のとおりとする。

与那原町3人 西原町3人 南城市3人 南風原町3人

(議員の選挙)

第6条 組合議会の議員は、組合市町の議会において議員の中から選挙する。

2 組合議会議員の選挙を行う時は、管理者は、その旨を組合市町の長に通知しなければならない。

3 前項の通知があった時は、組合市町の長は、組合市町の議会の長に対し、選挙を行うよう通知しなければならない。

4 選挙が終わった時は、組合市町の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。

(議員の補欠選挙)

第7条 組合議会の議員に欠員が生じた時は、その組合議員の属している組合市町は、ただちに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。

(議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、組合市町の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長の選出)

第9条 組合議会は、組合議会議員の中から、議長及び副議長各1人を選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議会議員の任期による。

(特別議決)

第9条の2 組合議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者)

第10条 組合に、管理者1人を置く。

2 管理者は、組合市町村の長の互選により選任する。

3 管理者の任期は、組合市町村の長としての任期による。

(副管理者)

第11条 組合に、副管理者5人を置く。

2 副管理者は、管理者でない組合市町村の長をもって充てる。

3 副管理者は、組合市町村の長としての任期による。

(職務権限)

第11条の2 管理者は、組合を代表し、並びに組合の事務を統括する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ管理者が指定した順位により、管理者の職務を代理する。

(会計管理者)

第11条の3 組合に、会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する組合市町村の会計管理者をもって充てる。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

(監査委員)

第12条 組合に、監査委員2人を置く。ただし、条例でその定数を増加させることができる。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て

(特別議決)

第9条の2 組合議会の議決すべき事件のうち、組合市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者)

第10条 組合に、管理者1人を置く。

2 管理者は、組合市町の長の互選により選任する。

3 管理者の任期は、組合市町の長としての任期による。

(副管理者)

第11条 組合に、副管理者3人を置く。

2 副管理者は、管理者でない組合市町の長をもって充てる。

3 副管理者は、組合市町の長としての任期による。

(職務権限)

第11条の2 管理者は、組合を代表し、並びに組合の事務を統括する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ管理者が指定した順位により、管理者の職務を代理する。

(会計管理者)

第11条の3 組合に、会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する組合市町の会計管理者をもって充てる。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

(監査委員)

第12条 組合に、監査委員2人を置く。ただし、条例でその定数を増加させることができる。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て

組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にとっては、組合議員の任期による。

(職員)

第13条 第10条第1項及び第11条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

#### 第4章 組合経費の支弁

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてるほか、次の区分により、組合市町村が負担する。

(1) 議会費に係る経費については、均等割とし、総務費に係る経費については、事業費比例人口割とする。

(2) 建設費(起債償還を含む。)については、均等割とする。

(3) 施設維持管理費等の経費については、排出量割とする。ただし、南城市にあっては、旧佐敷町の排出量割とする。

#### 第5章 雑則

(地方自治法の準用)

第15条 この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市町村に関する規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年5月1日から施行する。

組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にとっては、組合議員の任期による。

(職員)

第13条 第10条第1項及び第11条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

#### 第4章 組合経費の支弁

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてるほか、次の区分により、組合市町が負担する。

(1) 議会費に係る経費については、均等割とし、総務費に係る経費については、事業比例人口割とする。

(2) 建設費(起債償還を含む。)については、均等割とする。

(3) 施設維持管理費等の経費については、排出量割とする。ただし、南城市にあっては、旧佐敷町の排出量割とする。

#### 第5章 雑則

(地方自治法の準用)

第15条 この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市町に関する規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経費の支弁方法に関する経過措置)

2 第14条の規定にかかわらず、し尿等下水道放流施設の建設期間中における経費の支弁方法は、次のとおりとする。

(1) 議会費及び監査委員費に係る経費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 6 西原町 1 / 6 南城市 1 / 6 南風原町 1 / 6 中城村 1 / 6 北中城村 1 / 6

(2) 総務費(監査委員費を除く。)に係る経費については、次の割合とする。

均等割 28%

与那原町 1 / 6 西原町 1 / 6 南城市 1 / 6 南風原町 1 / 6 中城村 1 / 6 北中城村 1 / 6

人口割 72%

与那原町、西原町、南城市(旧佐敷町の区域)の前年9月末現在の人口比率配分により算定した額を負担する。

(3) し尿等下水道放流施設整備費に係る職員1人分及び臨時職員1人分の人件費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 5 西原町 1 / 5 南風原町 1 / 5 中城村 1 / 5 北中城村 1 / 5

別表1(第3条関係)

| 事務名               | 加入市町村                                   |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 第3条第1号及び第2号に関する事務 | <u>与那原町</u><br><u>西原町</u><br><u>南城市</u> |

別表2(第3条関係)

| 事務名          | 加入市町村                                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第3条第3号に関する事務 | <u>与那原町</u><br><u>西原町</u><br><u>南風原町</u><br><u>中城村</u><br><u>北中城村</u> |

(経費の支弁方法に関する経過措置)

2 第14条の規定にかかわらず、し尿等下水道放流施設の建設期間中における経費の支弁方法は、次のとおりとする。

(1) 議会費及び監査委員費に係る経費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 4 西原町 1 / 4 南城市 1 / 4 南風原町 1 / 4

(2) 総務費(監査委員費を除く。)に係る経費については、次のとおりとする。

均等割 28%

与那原町 1 / 4 西原町 1 / 4 南城市 1 / 4 南風原町 1 / 4

人口割 72%

与那原町、西原町、南城市(旧佐敷町の区域)の前年9月末現在の人口比率配分により算定した額を負担する。

(3) し尿等下水道放流施設整備費に係る職員1人分及び臨時職員1人分の人件費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 3 西原町 1 / 3 南風原町 1 / 3

別表1(第3条関係)

| 事務名               | 加入市町村                                   |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 第3条第1号及び第2号に関する事務 | <u>南城市</u><br><u>与那原町</u><br><u>西原町</u> |

別表2(第3条関係)

| 事務名          | 加入市町村                                    |
|--------------|------------------------------------------|
| 第3条第3号に関する事務 | <u>南風原町</u><br><u>与那原町</u><br><u>西原町</u> |

以上でございます。規約につきましては次のページからありますので、御参照をお願いいたします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時06分）

~~~~~

再 開（10時15分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 東部清掃施設組合への加入についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第28号 東部清掃施設組合への加入については原案のとおり可決されました。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御報告いたします。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年4月9日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。それに伴い中城村税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分しましたので報告します。

中城村税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村条例第 5 号

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例の一部を別添のとおり改正する。

中城村告示第 7 号

専 決 処 分 書

「中城村税条例の一部を改正する条例」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別添のとおり専決処分する。

平成24年 3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（村民税の申告） 第36条の2 第23条第 1 項第 1 号の者は、3月15日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得</p>	<p>（村民税の申告） 第36条の2 第23条第 1 項第 1 号の者は、3月15日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与と所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得</p>

を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額_____、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8（略）

（固定資産税の納税義務者等）

第54条（略）

2～6（略）

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものがあり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8（略）

（固定資産税の納税義務者等）

第54条（略）

2～6（略）

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の11で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものがあり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の2 (略)

2~6 (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)~(5) (略)

(6) 前年度の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7) (略)

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の2 (略)

2~6 (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

(土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)~(5) (略)

(6) 前年度の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第7項(附則第9条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第7項)

(7) (略)

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同

(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)

第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地であって、平成23年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同

じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等

_____に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等_____に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に_____

_____10分の6を乗じて得た額(当該商業地等_____が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等_____であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等_____に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当

じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に

_____に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に_____に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に_____に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額

は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に

は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に

対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

第14条の5 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産税について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

ロ 法附則第41条第15項の規定の適用を受け

対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

ようとする家屋の所在、家屋番号、種類、
構造及び床面積並びにその用途

八 法附則第41条第15項の規定の適用を受け
ようとする償却資産の所在、種類及び数量
並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館
又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及
び第5号において「博物館」という。）を設
置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を
直接保有、図書館又は博物館の用に供し始め
た時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で
幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの
所有に属しないものである場合にあっては、
第1号から前号までに掲げるもののほか、当
該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に
無料で使用させていることを証する書類

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係
る譲渡期限の延長の特例)

第16条の2 その有していた家屋でその居住の用
に供していたものが東日本大震災（平成23年3
月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこ
れに伴う原子力発電所の事故による災害をい
う。）により滅失（東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平
成23年法律第29号。以下この項及び次条におい
て「震災特例法」という。）第11条の6第1項
に規定する滅失をいう。以下この項において同
じ。）をしたことによってその居住の用に供す
ることができなくなった所得割の納税義務者
が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供さ
れていた土地又は当該土地の上に存する権利の
譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する
譲渡をいう。）をした場合には、附則第13条第
1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第13条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時と特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第13条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第14条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。

2. 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第17条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第17条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び附則第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2. 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「法附則第5

律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び附則第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条 改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成23年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の村税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第8条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第 8 条 第 2 項	前項	附則第 8 条第 1 項
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	10分の 8	10分の 9
旧条例附則第 8 条 第 4 項	0.8	0.9
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25 年度分
	第 1 項	附則第 8 条第 1 項

3 平成24年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第10条	又は第 9 条の 2	若しくは第 9 条の 2 又は村税条例の一部を改正する条例（平成24年中城村条例第 号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の村税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第 8 条第 2 項若しくは第 4 項
	又は第 9 条の規定	若しくは第 9 条又は平成24年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第 8 条第 2 項若しくは第 4 項の規定
附則第11条第 1 項	から第 5 項まで	から第 5 項まで又は平成24年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第 8 条第 2 項若しくは第 4 項

別紙のほうに条例の公布の資料と、後ほど税務課長のほうから詳細について御説明させていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時17分）

~~~~~

再開（10時24分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定されました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御報告申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成24年4月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の改正に伴い、中城村国民健康保険税条例（昭和47年12月20日中城村条例第71号）の一部を改正し、同年4月1日から適用する必要が生じたため専決処分致しました。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村条例第 6 号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村告示第 6 号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成24年 3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年12月20日中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>附 則<br/>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 4 項（附則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則 4 項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置</p> | <p>(新設)</p> |

法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時26分）

~~~~~

再 開（10時29分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本臨時会はこれで閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 宮 城 重 夫

中城村議会議員 新 垣 善 功

第4回 臨時会

平成24年第4回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成24年5月15日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年5月15日（午前10時00分）		
	閉 会	平成24年5月15日（午前10時03分）		
応 招 議 員 （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	伊 佐 則 勝	2 番	新 垣 博 正
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	新 垣 敏 明		
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典		
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	選挙第 1 号 東部清掃施設組合議会議員の選挙について

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成24年第4回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 伊佐則勝議員及び2番 新垣博正議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月15日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日5月15日の1日間に決定しました。

日程第3 選挙第1号 東部清掃施設組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本件について読み上げてお諮りいたします。

選挙第1号

東部清掃施設組合議会議員の選挙

東部清掃施設組合への加入に伴い、本村議会選出の東部清掃施設組合議会議員の選出について選挙してもらいたい旨、村長より通知があったので、当該組規約第6条第1項の規定により選挙を行うものとする。

選挙すべき数 3名

平成24年5月15日

中城村議会 議長 比嘉明典

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しまし

た。

東部清掃施設組合議会議員に15番 新垣善功議員、1番 伊佐則勝議員、3番 金城 章議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した15番 新垣善功議員、1番 伊佐則勝議員、3番 金城 章議員が東部清掃施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、15番 新垣善功議員、1番 伊佐則勝議員、3番 金城 章議員が東部清掃施設

組合議会議員に当選されました。

ただいま東部清掃施設組合議会議員に当選されました15番 新垣善功議員、1番 伊佐則勝議員、3番 金城 章議員が議場にいらっしやいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選人を告知いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

閉 会（10時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 博 正

第5回 定例会

平成24年第5回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成24年6月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年6月8日（午前10時00分）		
	散 会	平成24年6月8日（午後0時06分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 章	4 番	新 垣 徳 正
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第30号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例
第 6	議案第31号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例
第 7	議案第32号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
第 8	議案第33号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 9	議案第34号 中城村税条例の一部を改正する条例
第 10	議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
第 11	議案第36号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 12	諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 13	報告第3号 平成23年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 14	報告第4号 平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまから平成24年第5回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 金城 章議員及び4番 新垣徳正議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は本日6月8日より6月15日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日6月8日から6月15日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成24年3月9日より、平成24年6月7日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成24年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員・東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 請願・陳情及び意見書の処理について

期間中に受理した請願・陳情及び意見書に

ついては5件受理し、6月5日の議会運営委員会で協議した結果、「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情」と「吉の浦火力発電所低周波振動問題に関する請願書」は総務常任委員会に付託し、「村発注建設工事における、村内業者優先指名」についての要請は建設常任委員会へ付託します。

また、「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択の陳情は文教社会常任委員会に付託し、地球社会建設決議に関する陳情については、資料配付にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

4月27日(金) 平成24年度 県・市町村行政連絡会議が、自治会館で開催され議長が出席しております。

5 中部町村議会議長会関係について

4月20日(金) 中部町村議会議長会定期総会が、嘉手納町で開催され、議長、事務局長が出席し、同会の平成24年度予算及び事業計画が承認されました。

5月8日(火) 普天間飛行場が嘉手納基地への統合に繋がる暫定移設に断固反対する決議について、中部町村議会議長会臨時会が、嘉手納町で開催されております。

5月16日(水)~19日(土) 中部町村議会議長会主催による県外視察研修が青森県(三沢市・藤崎町)で開催され、議長、事務局長が参加しております。

(研修内容)

基地行政全般について

観光・特産品振興の取組みについて

5月23日(水) 中部町村議会議長打ち合わせ会議(一括交付金の取り扱いについて)が嘉手納町で開催されております。

6 その他

3月17日(土) 中部広域市町村圏事務組

合議会在、中部広域市町村圏事務組合で開催され、議長が出席しております。

3月20日(火) 第2回中城村総合計画審議会が村役場多目的会議室で開催され、議長が出席しております。

4月1日(日) 与那原町・西原町・中城村ファミリーサポートセンター開所式が、与那原町で開催され、議長が出席しております。

4月9日(月) 第3回中城村臨時議会が開催されております。

4月21日(土) 中城村婦人連合会定期総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

4月22日(日) 中城村文化協会総会が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

4月27日(金) 沖縄県商工会青年部連合会中部支部総会が、中城村商工会で開催され、副議長が祝辞を述べております。

5月2日(水) 吉の浦火力LNG第1船入港記念式典が、吉の浦火力発電所で開催され、議長が出席しております。

5月15日(火) 第4回中城村臨時議会が開催されております。

5月15日(火) 本土復帰40周年記念式典が沖縄県コンベンションセンターで開催され、議長が出席しております。

5月16日(水)・5月22日(火)・5月25日(金)・5月29日(火) ぎかいだより編集委員会が開催されております。

5月25日(金) 中城村商工会の総会が商工会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

5月29日(火) 宜野湾地区安全なまちづくり推進協議会が宜野湾市で開催され、議長が出席しております。

6月1日(金) 第36回沖縄県消防救助技

術指導会が沖縄県消防学校で開催され、副議長が出席しております。

6月6日(水) 中城村育英会理事会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を平成24年3月から平成24年5月までの部分を抜粋して御報告申し上げますので、ほかのものにつきましては御参照いただきたいと思います。

まず3月でございます。3月16日には介護予防講演会が吉の浦会館で行われております。

3月23日は、第4次総合計画の住民説明会を吉の浦会館で行っております。

3月24日には、ハートライフクリニック落成祝賀会に参加しております。

4月に入りまして4月1日には、ファミリーサポート施設の開設式、これは与那原町、西原町、中城村、3町村での合同事業でありますけれども、その開設式に参加しております。

4月2日、「指定就労継続支援B型事業所きらり」の開所式が村の老人福祉センターで行われて、開所式に臨んでおります。

そして5月でございます。5月に入りまして5月2日には、吉の浦火力発電所の記念式典、これは入港式に参加しております。

5月9日、中城村役場庁舎建設準備委員会が開かれまして、辞令交付を行っております。

5月15日、本土復帰四十周年記念式典に参加しております。

5月22日、「うちなー昔ながらの野菜生産推進プロジェクト」の記者会見が県庁のほうで行われまして、西原町、中城村、サンエー、JA、県卸売市場と臨んでおります。

5月23日には、護佐丸歴史資料図書館建設準備委員会が開かれ、辞令交付を行っております。

行政報告を終わらせていただきまして、もう1枚の平成24年度主要施策の執行状況調書（第1・四半期分）について、読み上げて御報告申し上げます。

1 ページのほうをお開き願いたいと思います。主要施策執行状況調書、平成24年3月1日から平成24年5月31日まででございます。まず議会議務局のほうから、節、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げさせていただきます。

11節、議会だより印刷製本業務、平成24年5月7日、随意契約、91万5,000円、沖印社。

2 ページのほうをお開きください。企画課。11節、広報なかぐすく印刷製本費、平成24年4月3日、指名競争入札、225万7,500円、83.6%、株式会社東洋企画印刷。13節、端末機器保守料金（情報系）（公的個人認証サービス装置ハードウェア保守契約）、平成24年4月1日、随意契約、37万9,260円、株式会社オーシーシー。13節、農地地図情報システム保守料、平成24年4月1日、随意契約、21万円、久永情報マネジメント株式会社。同じく13節、地域インターネット導入促進事業（同事業ネットワーク保守一式）、平成24年4月1日、随意契約、44万1,000円、株式会社オーシーシー。同じく13節、戸籍総合システムブックレス保守サービス契約（戸籍総合システムブックレスシステム保守料）、平成24年4月1日、随意契約、159万3,900円、株式会社オーシーシー。

3 ページも同じく企画課。13節、機器保守契約（住民基本台帳ネットワークシステム機器保守契約）、平成24年4月1日、随意契約、53万460円、株式会社オーシーシー。13節、システム保守契約（住民基本台帳ネットワークシステムソフトウェア（APサーバ）保守）、平成24年4月1日、随意契約、27万7,200円、株式会社オーシーシー。13節、システム保守料金（基幹系）（住民情報システムソフトウェア保守契

約）、平成24年4月1日、随意契約、542万6,820円、株式会社オーシーシー。13節、端末機器保守料金（基幹系）（住民情報システム保守契約）、平成24年4月1日、随意契約、110万6,280円、株式会社オーシーシー。13節、公会計制度対応システム構築支援委託業務、平成24年4月26日、随意契約、620万3,925円、九州コミュニケーションサービス株式会社。

4 ページ、同じく企画課。14節、アンチウィルスソフト「TSRL Trend Micro/ServerSuiteガバメント」継続年間使用料、平成24年4月1日、随意契約、45万660円、株式会社オーシーシー。14節、システム資料料金（基幹系）（住民情報システムソフトウェア賃貸契約）、平成24年4月1日、随意契約、744万7,104円、株式会社オーシーシー。14節、ソフトウェア使用権許可契約（戸籍総合システムブックレスソフトウェア使用料）、平成24年4月1日、随意契約、226万8,000円、株式会社オーシーシー。

5 ページ、税務課でございます。11節、印刷製本費（デザイン用紙等）、平成24年4月27日、随意契約、128万1,105円、株式会社オーシーシー。13節、電算委託料、平成24年4月27日、随意契約、95万1,090円、株式会社オーシーシー。13節、土地システム評価業務委託料、平成24年4月10日、随意契約、293万5,012円、協同組合沖縄県システム評価センター。

6 ページでございます。住民生活課。11節、村指定ごみ袋購入費、平成24年4月2日、随意契約、399万4,837円、株式会社パッケージ沖縄。13節、塵芥収集運搬委託料、平成24年4月2日、随意契約、864万円、多和田真志。13節、塵芥収集運搬委託料、平成24年4月2日、随意契約、864万円、與那覇正人。13節、粗大ごみ収集運搬委託料、平成24年4月2日、随意契約、287万7,840円、裕起リサイクル。13節、資源ごみ収集運搬委託料、平成24年4月2日、随意契約、1,157万4,000円、有限会社環境整備。

7ページ、同じく住民生活課。13節、住基電算委託料（外国人住民に係る基本台帳システム改修委託料）、平成24年4月23日、随意契約、262万5,000円、株式会社オーシーシー。19節、中城村北中城村清掃事務組合負担金、平成24年4月2日、負担金、3億2,037万6,000円、中城村北中城村清掃事務組合。

次のページです。福祉課でございます。13節、地域福祉等推進特別支援事業、平成24年4月1日、随意契約、600万円、中城村社会福祉協議会。13節、障害者地域活動支援センター事業、平成24年4月1日、随意契約、962万4,000円、中城村社会福祉協議会。13節、障害者相談支援強化事業、平成24年4月1日、随意契約、471万1,000円、グリーンホーム、相談支援事業所おきなわ。13節、手話奉仕員養成研修事業、平成24年4月1日、随意契約、62万9,000円、中城村社会福祉協議会。13節、紙オムツ等支給事業、平成24年4月1日、随意契約、90万5,000円、中城村社会福祉協議会。

同じく福祉課。13節、児童館・子育て支援センター運営管理委託業務、平成24年4月1日、随意契約、1,754万2,000円、中城村社会福祉協議会。19節、中城村社会福祉協議会運営費補助金、平成24年4月26日、直営、895万8,000円、中城村社会福祉協議会。

10ページは農林水産課。13節、優良田園住宅促進基本方針制定等人的支援委託業務、平成24年4月2日、随意契約、240万円、沖縄県農業協同組合。15節、中城浜漁港第2波除堤防風柵工事、平成24年4月23日、指名競争入札、1,455万3,000円、88.8%、株式会社南海建設。

11ページ、都市建設課。15節、普天間飛行場周辺道路改修等事業（村道中城城跡線改良舗装工事1工区）、平成24年3月9日、指名競争入札、2,294万7,750円、88.2%、有限会社ピース造園土木。15節、普天間飛行場周辺道路改修等事業（村道中城城跡線改良舗装工事2工区）

平成24年3月16日、指名競争入札、7,368万1,650円、86%、有限会社津城電気工事。15節、南上原地区築造工事（23-9工区）に伴う土砂処分工事、平成24年2月24日、随意契約、580万200円、株式会社五城。15節、南上原地区築造工事（23-11工区）、平成24年3月6日、指名競争入札、3,876万9,150円、86.2%、有限会社渡久地建設。15節、南上原地区築造工事（23-10工区）、平成24年3月9日、指名競争入札、2,035万9,500円、87.5%、有限会社原建設工業。

同じく都市建設課。15節、南上原地区坂田線整備工事（24-1工区）、平成24年5月11日、指名競争入札、4,059万8,775円、86.5%、有限会社丸清建設工業。15節、南上原地区築造工事（24-2工区）、平成24年5月22日、指名競争入札、4,123万5,600円、86.5%、有限会社協建。22節、普天間飛行場周辺道路改修等事業（中城城跡線）物件補償、平成24年4月27日、随意契約、687万2,600円、村登又。22節、南上原土地地区画整理事業物件補償、平成24年3月7日、随意契約、3,364万7,400円、南上原。22節、南上原土地地区画整理事業物件補償、平成24年3月28日、随意契約、1,416万1,800円、南上原。22節、南上原土地地区画整理事業物件補償、平成24年5月14日、随意契約、6,707万100円、南上原。22節、南上原土地地区画整理事業物件補償、平成24年5月21日、随意契約、141万8,500円、南上原。

続いて教育総務課。15節、緊急連絡システム設置工事、平成24年5月2日、指名競争入札、593万2,500円、94.2%、株式会社ケア琉球。

15ページ、生涯学習課。13節、中城城跡整備基本計画作成委託業務、平成24年4月1日、随意契約、199万5,000円、株式会社真南風。13節、海外短期留学派遣事業委託業務、平成24年4月1日、随意契約、66万円、特定非営利法人琉米歴史研究会。13節、体育館アリーナコーティング委託業務、平成24年4月1日、随意契約、189万5,040円、琉球総合ビル管理株式会社。13

節、吉の浦公園ごさまる陸上競技場インフィード芝管理業務、平成24年4月1日、随意契約、504万円、東洋メンテナンス株式会社西日本支店。13節、民族資料室・吉の浦会館・村民体育館「機械及び巡回警備請負契約書」、平成24年4月1日、随意契約、195万3,000円、株式会社琉球保安警備隊。

上下水道課。13節、配水管調査測量設計業務委託、平成24年5月31日、指名競争入札、750万7,500円、97.5%、有限会社インプラン。15節、登又地内配水管布設工事(24-1工区)平成24年5月31日、指名競争入札、2,246万1,600円、88.4%、有限会社仲建設工業。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで行政報告を終わります。

次に教育長の行政報告を行います。

教育長 安里直子。

教育長 安里直子 おはようございます。では、教育行政報告、平成24年3月から5月分の報告をさせていただきます。抜粋して報告申し上げます。あとはお目通しをお願いいたします。

平成24年3月分でございます。10日、土曜日、第64回中城中学校の卒業式が実施されました。教育長が告示を述べております。19日、月曜日、中城幼稚園、津覇幼稚園、両幼稚園の修了式が行われました。教育委員が手分けをして行っております。22日、木曜日、中城小学校・津覇小学校卒業式。26日、月曜日、社会教育委員会が吉の浦会館小会議室で行われ、教育長が出席しております。平成23年度の活動報告、そして平成24年度の計画について協議をしております。

平成24年4月分でございます。2日、月曜日、教育委員の任命式が村長室で行われ、教育長が立ち会っております。4日、水曜日、平成24年度教職員辞令交付式が吉の浦会館中会議室で行われ、中城小学校の校長を初め、23名の方々が本村に赴任いたしました。5日、木曜日、小中

学校臨時的教職員辞令交付式及び研修会を実施しております。21日、土曜日、中城村婦人連合会定期総会。続いて22日、日曜日には中城村文化協会の総会がございました。総会では祝辞を述べております。27日、金曜日、第41回沖縄県市町村教育長協会の定期総会並びに研修会が北谷ニライセンターで行われ、総会及び講演会がございました。

5月分でございます。14日、月曜日から18日、木曜日まで外部講師、川嶋 環先生を招いての授業研究会を1週間にわたって3校で実施しております。これは平成21年度よりの学力向上推進事業の一環として行っております。22日、火曜日には中城中学校の学校計画訪問を実施いたしました。午前中いっぱい学校の経営状況の把握、そして教育活動の充実を図ることをねらいとしております。25日、金曜日には中城村青少年育成村民会議の定期総会がございました。この中で毎月第3日曜日を家庭地域の日と位置づけて、地域のことを考え行動する日ということで承認されました。それから31日、木曜日、中城南小学校開校準備委員会を開会しております。委嘱状の交付、それから開校準備委員会の趣旨説明、それから6部会に分かれての話し合いを行っております。委嘱されましたのが学校関係者、それから地域関係者、自治会長等でございます。

以上、報告終わります。

議長 比嘉明典 これで教育長の行政報告を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時27分)

~~~~~

再開(11時04分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 議案第30号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

げます。

村長 浜田京介 議案第30号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例について御提案申し上げ

議案第30号

中城村印鑑条例の一部を改正する条例

中城村印鑑条例（昭和51年中城村条例第7号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行、及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に併せ、外国人住民を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象に加えるための同法の一部改正が行われ、平成24年7月9日から施行されることに伴い、中城村印鑑条例を改正する必要がある。

中城村印鑑条例の一部を改正する条例

中城村印鑑条例（昭和51年中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（印鑑の登録資格）<br/>第2条 <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本村の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録（以下「登録」という。）を受けることができる。ただし、満15歳未満の者及び成年被後見人は印鑑の登録を受けられない。</u></p> | <p>（印鑑の登録資格）<br/>第2条 <u>次の各号のいずれかに該当する者1人1個に限り印鑑の登録（以下「登録」という。）を受けることができる。ただし、満15歳未満の者及び成年被後見人は印鑑の登録を受けられない。</u><br/><u>（1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本村の住民基本台帳に記載されている者</u><br/><u>（2）外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本村の外国人登録原票に登録されている者</u></p> |

(登録申請の確認)

第4条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 官公署の発行した免許証・許可証又は身分証明書であって、本人の写真を貼付したものを提示したとき。

(2) (略)

4 (略)

(印鑑の登録)

第5条 (略)

2 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(5)~(7) (略)

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(9) (略)

3 (略)

(登録できない印鑑)

第6条 (略)

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名・氏・名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表されていないもの

(2) 職業・資格その他氏名又は通称以外の事項をあらわしているもの

(登録申請の確認)

第4条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 官公署の発行した免許証・許可証若しくは身分証明書であって、本人の写真を貼付したものの又は外国人登録証明書を提示したとき。

(2) (略)

4 (略)

(印鑑の登録)

第5条 (略)

2 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 氏名

(5)~(7) (略)

(8) (略)

3 (略)

(登録できない印鑑)

第6条 (略)

(1) 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名・氏・若しくは名又は氏名の一部を組合わせたものであらわしていないもの

(2) 職業・資格その他氏名以外の事項をあらわしているもの

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3)~(6) (略)</p> <p>2 <u>村長は、前項第1号の規定にかかわらず非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>第7条~第11条 (略)</p> <p>(印鑑登録原票のまっ消)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>氏名・氏・若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)</u>を変更した<u>(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)</u>ことにより登録されている印影を変更する必要が生じたとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 <u>印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第5条第2項第4号から第8号までに掲げる事項について複写機により写し(磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)</u>を作成し、当該写しについて村長が証明する方法により作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(3)~(6) (略)</p> <p>第7条~第11条 (略)</p> <p>(印鑑登録原票のまっ消)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人登録原票を他の市町村に送付したとき又は閉鎖されたとき。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 氏名・氏・若しくは名を変更したことにより登録されている印影を変更する必要が生じたとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 <u>印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第5条第2項第4号から第7号までに掲げる事項について複写機により写し(磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)</u>を作成し、当該写しについて村長が証明する方法により作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

以上でございます。  
議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時10分）

~~~~~

再開（11時12分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第6 議案第31号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第31号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第31号

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第12号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に併せ、外国人住民を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象に加えるための同法の一部改正が行われ、平成24年7月9日から施行されることに伴い、中城村手数料徴収条例を改正する必要がある。

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区部	手数料の名称	手数料の額		区部	手数料の名称	手数料の額	
住民基本台帳	住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料	1件につき	200円	住民基本台帳	住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料	1件につき	200円
	住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500円		住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500円
	住民票の記載事項の証明手数料	1件につき	200円		住民票の記載事項の証明手数料	1件につき	200円

	住民基本台帳の閲覧 手数料	1件につき	200円		住民基本台帳の閲覧 手数料	1件につき	200円
					外国人登録済証明書 手数料	1件につき	200円

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第32号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第32号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第32号

中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成12年中城村条例第39号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例を改正する必要がある。

中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成12年中城村条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

<p>(医療費の助成)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 中城村に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者、又は障害者自立支援法等の規定により本村の決定を受けて本村の区域外の施設に入所している者。ただし、本村の区域内の施設に他市町村から入所した者は除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p> <p>(助成金支給の始期及び終期)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本村に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する転入をしたときから該当する。ただし、事由発生の日から14日を経過して交付申請書が提出されたときを除く。</p>	<p>(医療費の助成)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 中城村に居住し、かつ、住民基本台帳に登録され、<u>若しくは外国人登録原票に登録され現に居住している者</u>、又は障害者自立支援法等の規定により本村の決定を受けて本村の区域外の施設に入所している者。ただし、本村の区域内の施設に他市町村から入所した者は除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p> <p>(助成金支給の始期及び終期)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本村に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する転入をしたとき、<u>又は本村を外国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定する居住地としたときは、当該転入をし、又は居住地とした日から</u>該当する。ただし、事由発生の日から14日を経過して交付申請書が提出されたときを除く。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 (1 1 時 1 5 分)

~~~~~

再 開 ( 1 1 時 1 5 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第33号 中城村国民健康保険  
条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第33号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第33号

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>第2章の2 被保険者<br/>(被保険者とする外国人)<br/>第3条の2 外国人登録法（昭和27年法律第125号）による登録を受けている者は、被保険者とする。</p> |

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これ提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時17分）

~~~~~

再 開（11時18分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第9 議案第34号 中城村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第34号 中城村税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第34号

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）に伴い、中城村税条例の一部を改正する必要がある。

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合) <u>第6条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 (略) 2～8 (略)	附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の2 (略) 2～8 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第6条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時20分）

~~~~~

再開（11時26分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第35号 中城村固定資産税の

課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第35号

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月8日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）に伴い、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>観光地形成促進地域</u> <u>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）第6条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。</u></p> <p>(2) <u>情報通信産業振興地域</u> <u>沖振法第28条第</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>情報通信産業振興地域</u> <u>沖縄振興特別措</u></p> |

1項の規定により指定された地域をいう。

(3) 産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第1項の規定による情報通信産業振興地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成29年3月31日までの間で、かつ、当該課税年度の4月1日の属する年の1月1日以前1年の間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却

置法(平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。)第28条第3項第1号に規定する情報通信産業振興地域をいう。

(2) 産業高度化地域 沖振法第35条第1項の規定により指定された産業高度化地域をいう。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第3条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第7項の規定による情報通信産業振興計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)から平成24年3月31日までの間で、かつ、当該課税年度の4月1日の属する年の1月1日以前1年の間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減

資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下この条において「情報通信産業振興地域対象設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該情報通信産業振興地域対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（産業高度化・事業革新促進地域における課税免除）

第5条 村長は、産業高度化地域・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項に規定による高度産業化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間で、かつ、当該課税年度の4月1日の属する年の1月1日以前1年の間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計が1,000万円を超えるもの（機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が500万円を超えるもの。以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該特別償却設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋

償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下この条において「情報通信産業振興地域対象設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該情報通信産業振興地域対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降5箇年度を限度とし、課税を免除することができる。

（産業高度化地域における課税免除）

第4条 村長は、産業高度化地域の区域内において、産業高度化地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成24年3月31日までの間で、かつ、当該課税年度の4月1日の属する年の1月1日以前1年の間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備のうち沖振法第3条第9号に規定する製造業等の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下この条において「産業高度化地域特別償却対象設備」という。）又は同条第10号に規定する産業高度化事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下この条におい

の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（課税免除の申請）

第5条の2 前3条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、村長に対し課税免除の申請をしなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるものにつき課税を免除する。

（課税免除の取り消し）

第7条 村長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

（1）第3条から第5条の課税免除要件に該当しなくなったとき。

（2）（略）

2 村長は、前項第2号の規定により、課税免除を取り消されたものに対し、当該行為によってなされた固定資産税を徴収することができる。

て「産業高度化地域対象設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該産業高度化地域特別償却対象設備（倉庫業の用に供するものを除く。）又は当該産業高度化地域対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降5箇年度を限度とし、課税を免除することができる。

（課税免除の申請）

第5条 前2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、村長に対し申請をしなければならない。

（課税免除の取り消し）

第7条 村長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

（1）第3条又は第4条の課税免除要件に該当しなくなったとき。

（2）（略）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年3月31日以前に、改正前の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例第3条、第4条の規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時33分)

~~~~~

再開(11時39分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第36号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第36号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第36号

平成24年度中城村一般会計補正予算(第1号)

平成24年度中城村の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,693,063千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月8日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		910,092	2,214	912,306
	2 国庫補助金	474,629	2,214	476,843
15 県支出金		513,365	459	513,824
	2 県補助金	293,962	129	294,091
	3 委託金	28,985	330	29,315

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		304,466	28,921	333,387
	2 基金繰入金	304,465	28,921	333,386
20 諸収入		101,329	14,500	115,829
	4 雑入	94,830	14,500	109,330
歳入合計		5,646,969	46,094	5,693,063

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		685,871	19,344	705,215
	1 総務管理費	548,571	18,096	566,667
	3 戸籍住民基本台帳費	33,915	1,248	35,163
3 民生費		1,469,795	173	1,469,968
	1 社会福祉費	844,807	173	844,980
4 衛生費		736,770	21,611	758,381
	1 清掃費	384,825	21,611	406,436
6 農林水産業費		187,224	2,215	189,439
	1 農業費	73,360	2,215	75,575
	3 水産業費	113,118	0	113,118
8 土木費		584,759	500	585,259
	2 道路橋梁費	200,660	500	201,160
10 教育費		974,561	2,251	976,812
	1 教育総務費	170,263	600	170,863
	2 小学校費	390,344	3,501	393,845
	4 幼稚園費	53,214	696	53,910
	6 保健体育費	108,145	2,546	105,599
歳出合計		5,646,969	46,094	5,693,063

ページを開いていただきまして、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額4億7,462万9,000円、補正額221万4,000円、合計で

4億7,684万3,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額2億9,396万2,000円、補正額12万9,000円、合計で2億9,409万1,000円。3項委託金、補正前の額2,898万5,000円、補正額33万円、合計で2,931万5,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額3億446万5,000円、補正額2,892万1,000円、合計で3億3,338万6,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額9,483万円、補正額1,450万円、合計で1億933万円。

歳入合計、補正前の額56億4,696万9,000円、補正額4,609万4,000円、合計で56億9,306万3,000円。

次のページあけてください。歳出でございます。歳出の2款総務費、1項総務管理費、補正前の額5億4,857万1,000円、補正額1,809万6,000円、合計で5億6,666万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,391万5,000円、補正額124万8,000円、合計で3,516万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額8億4,480万7,000円、補正額17万3,000円、合計で8億4,498万円。

4款衛生費、2項清掃費、補正前の額3億8,482万5,000円、補正額2,161万1,000円、合計で4億643万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額7,336万円、補正額221万5,000円、合計で7,557万5,000円。3項水産業費、補正前の額1億1,311万8,000円、補正額はゼロ、同じく合計は1億1,311万8,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2億66万円、補正額50万円、合計で2億116万円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億7,026万3,000円、補正額60万円、合計で1億7,086万3,000円。2項小学校費、補正前の額3億9,034万4,000円、補正額350万1,000円、合計で3億9,384万5,000円。4項幼稚園費、補正前の額5,321万4,000円、補正額69万6,000円、補正額5,391万円。6項保健体育費、補正前の額1億814万5,000円、補正額254万6,000円の減額補正、合計で1億559万9,000円。

歳出合計、補正前の額56億4,696万9,000円、補正額4,609万4,000円、合計で56億9,306万3,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時44分)

~~~~~

再開(12時01分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

### 諮問第3号

#### 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字新垣

氏 名：安里 清市

生年月日：昭和27年生

平成24年6月8日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員の辞任に伴い、後任を推薦する必要がある。

次のページに履歴書等がありますので御参照  
 いただきたいと思えます。以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終  
 わります。

日程第13 報告第3号 平成23年度中城村一  
 般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを

議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第3号 平成23年度中  
 城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ  
 いて御報告申し上げます。

報告第3号

平成23年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成23年度中城村一般会計繰越明許費繰越  
 計算書を下記のとおり報告します。

平成23年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項      | 事業名                       | 金額         | 翌年度<br>繰越額 | 左 の 財 源 内 訳      |               |           |       |            |
|---|--------|---------------------------|------------|------------|------------------|---------------|-----------|-------|------------|
|   |        |                           |            |            | 既 収 入<br>特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 |           |       | 一 般 財 源    |
|   |        |                           |            |            |                  | 国 県 支 出 金     | 地 方 債     | そ の 他 |            |
|   |        |                           | 円          | 円          | 円                | 円             | 円         | 円     | 円          |
| 2 | 総務費    | 消防防災通信基盤<br>整備費補助事業       | 27,700,000 | 27,700,000 |                  | 7,300,000     |           |       | 20,400,000 |
|   | 1      | 総務管理費                     |            |            |                  |               |           |       |            |
|   |        | 中城村第四次総合<br>計画等策定委託業<br>務 | 1,124,000  | 1,123,500  |                  |               |           |       | 1,123,500  |
| 6 | 農林水産業費 | 和宇慶地区排水路<br>水門ゲート整備事<br>業 | 6,434,000  | 6,178,000  |                  | 4,942,000     |           |       | 1,236,000  |
|   | 1      | 農業費                       |            |            |                  |               |           |       |            |
|   | 3      | 水産業費                      |            |            |                  |               |           |       |            |
|   |        | 漁村地域整備交付<br>金事業           | 22,151,000 | 22,151,000 | 72,000           | 18,812,000    | 2,900,000 |       | 367,000    |

| 款      | 項       | 事業名              | 金額              | 翌年度<br>繰越額      | 左の財源内訳      |                 |                |             |              |
|--------|---------|------------------|-----------------|-----------------|-------------|-----------------|----------------|-------------|--------------|
|        |         |                  |                 |                 | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源         |                |             | 一般財源         |
|        |         |                  |                 |                 |             | 国県支出金           | 地方債            | その他         |              |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費 | 村道中城城跡線改良舗装事業    | 円<br>18,205,000 | 円<br>18,205,000 | 円<br>49,000 | 円<br>15,164,000 | 円<br>2,100,000 | 円           | 円<br>892,000 |
|        | 3 河川費   | 屋宜排水路整備事業        | 2,800,000       | 0               |             |                 |                |             | 0            |
|        |         | 久場排水路流末整備事業      | 42,224,000      | 42,224,000      |             | 40,000,000      |                |             | 2,224,000    |
|        | 4 都市計画費 | 南上原土地区画整理事業      | 33,026,000      | 15,116,200      |             | 29,722,950      |                |             | 14,606,750   |
|        |         | 系蒲公園整備事業         | 44,720,000      | 44,676,000      | 80,000      | 22,288,025      | 19,900,000     |             | 2,407,975    |
| 10 教育費 | 2 小学校費  | 南上原小学校（仮称）校舎建設事業 | 733,331,000     | 733,330,400     |             | 350,448,000     | 232,500,000    | 150,000,000 | 382,400      |
|        | 5 社会教育費 | 中城城跡整備基本計画策定事業   | 1,995,000       | 1,995,000       |             |                 |                |             | 1,995,000    |
| 合 計    |         |                  | 933,710,000     | 912,699,100     | 201,000     | 488,676,975     | 257,400,000    | 150,000,000 | 16,421,125   |

平成24年 6 月 8 日提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで報告を終わります。

日程第14 報告第4号 平成23年度中城村土  
地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第4号 平成23年度中

城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第4号

平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき平成23年度中城村土地区画整理事業特別会計  
繰越明許費繰越計算書を下記のとおり報告します。

平成23年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款   | 項         | 事業名                | 金額         | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |         |    |         |      |
|-----|-----------|--------------------|------------|------------|-------------|---------|----|---------|------|
|     |           |                    |            |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源 |    |         | 一般財源 |
|     |           |                    |            |            |             | 国庫      | 起債 | 一般会計繰入金 |      |
|     |           |                    |            |            | 円           | 円       | 円  | 円       | 円    |
| 1   | 土地区画整理事業費 | 1 南上原土地<br>区画整理事業費 | 87,140,000 | 64,316,900 | 64,316,900  | 0       | 0  | 0       | 0    |
| 合 計 |           |                    | 87,140,000 | 64,316,900 | 64,316,900  | 0       | 0  | 0       | 0    |

平成24年 6 月 8 日提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（ 1 2 時 0 6 分 ）

## 平成24年第5回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |              |                      |                      |       |
|--------------------------------|--------------|----------------------|----------------------|-------|
| 招集年月日                          | 平成24年6月8日（金） |                      |                      |       |
| 招集の場所                          | 中城村議会議事堂     |                      |                      |       |
| 開会・散会・閉会等日時                    | 開議           | 平成24年6月11日（午前10時00分） |                      |       |
|                                | 散会           | 平成24年6月11日（午前11時07分） |                      |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）             | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号                 | 氏名    |
|                                | 1番           | 伊佐則勝                 | 9番                   | 仲真功浩  |
|                                | 2番           | 新垣博正                 | 10番                  | 安里ヨシ子 |
|                                | 3番           | 金城章                  | 11番                  | 新垣健二  |
|                                | 4番           | 新垣徳正                 | 12番                  | 宮城治邦  |
|                                | 5番           | 新垣光栄                 | 13番                  | 仲村春光  |
|                                | 6番           | 與那覇朝輝                | 14番                  | 宮城重夫  |
|                                | 7番           | 仲座勇                  | 15番                  | 新垣善功  |
|                                | 8番           | 仲宗根哲                 | 16番                  | 比嘉明典  |
| 欠席議員                           |              |                      |                      |       |
| 会議録署名議員                        | 3番           | 金城章                  | 4番                   | 新垣徳正  |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長       | 大湾朝秀                 | 議事係長                 | 比嘉保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長                 | 與儀忍   |
|                                | 副村長          | 新垣敏明                 | 企業立地・<br>観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                                | 教育長          | 安里直子                 | 都市建設課長               | 新垣正   |
|                                | 総務課長         | 比嘉忠典                 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                                | 住民生活課長       | 新垣親裕                 | 上下水道課長               | 屋良清   |
|                                | 会計管理者        | 小橋川富雄                | 教育総務課長               | 比嘉朝之  |
|                                | 税務課長         | 新垣一弘                 | 生涯学習課長               | 名幸孝   |
|                                | 福祉課長         | 石原昌雄                 | 教育総務課<br>主幹          | 喜屋武辰弘 |
| 健康保険課長                         | 比嘉健治         |                      |                      |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 議案第30号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例                  |
| 第 2 | 議案第31号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例               |
| 第 3 | 議案第32号 中城村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第33号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例              |
| 第 5 | 議案第34号 中城村税条例の一部を改正する条例                   |
| 第 6 | 議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例  |
| 第 7 | 議案第36号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第1号）             |
| 第 8 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて            |

議長 比嘉明典 では皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分 )

日程第1 議案第30号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

( 「質疑なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

( 「討論なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第31号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

( 「質疑なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

( 「討論なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第32号 中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

( 「質疑なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第32号 中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第32号 中城村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第33号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第33号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号 中城村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第34号 中城村税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第34号 中城村税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時09分)

~~~~~

再開(10時27分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 先ほどから休憩の中で質疑がありましたが、調査してこれは何のために活用していくのか。土地改良区も今いろいろ調査していますでしょう。毎年、皆様方はこういうのは実態を把握すべきだと思うんです。これはあなた方の基本的なことです。交付金の

借地が幾らあるかは、この土地改良区ね。それに対応してバンクはいろいろやっていますが、これはちゃんとやっているかどうか。

それと、これをやって何のために調査して、何のために使うのか。先ほども2番の新垣博正議員からもあったように、何のために調査するのか。これは臨時雇用のあれですよ。災害等緊急雇用のものです。別のものがなかったのか。副村長、これ以外にもっと重要なものがなかったかどうか。こんな調査関係は、皆様方は日ごろから実態をちゃんと把握すべきです。こういう基礎的データを皆さん方はやっていない。データというのは毎年とっていれば、修正していけば常に実態把握できると思うんです。そこから辺はです。緊急雇用のお金が来たから、補助金が来たから、もう使う場所があまりわからないからこれに使えるということなのか、検討したらもっと重要なものがあるはずですよ。

それと5番目、これも県支出金の海岸海浜浄化業務委託金として62万円ですか、33万円を海浜清掃に使うということで、関連性及びどのような方法でやろうとしているのか。業者にすべて委託するのか。

それと漁村集落センター建設費の中で先ほど休憩の中でありましたが、これはもし完成した後の運営はどこが担当するのか。組合なのか、浜自治会が管理するのか。それにかかる経費があります。電気料とかいろいろありますが、こういう運営のほうまでどのように検討されているか。まだ検討されていなくて、つくってから検討するのか。当然、これは漁業組合が管理運営すると私は理解していますが、話によると浜自治会が活用するという話もちらほら聞こえてくるものですから、どのような運営をするのか。

これは最後の学校給食費の中で修繕費があります。貯水の防水工事ということでありますが、向こうは新築して何年ぐらいたっているのか、具体的な工事内容、修繕内容、そんなに早く修

理が入るのはどうかと思いますが、それについて答弁願います。以上。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではただいま新垣善功議員からの御質疑にお答えしたいと思います。

今回、この耕作放棄地の調査の目的といいますのは、これは先ほど休憩の中でも申し上げたと思いますが、平成20年度から毎年、これはもう全国全市町村が対象となっております、要するに全農地の1筆の状況調査をして県及び国に報告をしていくということになっております。これまで調査を土地改良区、特に土地改良区は道路等も整備されているものですから詳細な調査ができた。しかし、斜面地区とか台地部、特に基盤整備がなされていない部分というのはどうしても細かい調査ができなというのがありまして、これまでなかなか山間部といいますか、その部分の実態の把握はできておりませんでした。それで今回、その調査をするためにどうしても時間をかけてこういう山林原野部分にはかき分けて入る必要もありますので、なかなか職員だけで調査というのは時間的にもできなかつたということもあります。

この調査に基づいて何をやってきたかと言いますと、土地改良区においては前年度、この地権者が今後どう利用しようかという意向確認のために、これは耕作放棄主にそれぞれはがきで通知をして目的を確認しております。その目的に基づいて、このアンケート調査に基づいて確認された、貸したいという方がいらっしゃれば、その辺は農地バンク等に登録もしております。実際にあっせんして、これは当然活用をしていくというのが目的ですので、解消していくと。これを最終的な目的としております。この件につきましては以上です。

続きまして漁村集落センターの完成後の管理

運営についてですが、これはまだ具体的にどう運営していくのかというのは決めておりません。それで今後、これは早い段階に協議は漁協と詰めていかないといけないだろうと考えておりますが、まだ具体的には決まっておりません。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それではお答えいたします。

海岸海浜浄化業務委託金ということで御質疑がございました。どのように活用するかということでしたけれども、今、住民生活課のほうではボランティアとか、あるいは子ども会、あるいはNPOという形で海岸を清掃なされた方々が集めたごみを、漂流ごみを片づけるということに委託金をあげたいと思っています。今後は、今後夏休みとか、あるいはCGG、あるいは自治会等でそういう海岸清掃があった場合に限って、漂流ごみに限ってその委託金で対応したいということです。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

今回の修繕費は、まず初めにボイラーブロー用のレンジ弁の修繕ということで、2カ所のボイラーがあるんですが、午前は調理、午後は食器洗濯で交互に使用しています。その中の1基の蒸気を送り出す弁のふぐあいにより自動装置が作動せず、水が空焚き状態になったりするために、今手動で弁の調整を行ったりして1基で対応しています。その弁のふぐあいにより部品交換が必要なための補正であります。8年前後だと思います。

2番目、もう一つが蒸気管の修繕工事ということで、洗浄室内の食器乾燥機の天井部分から水滴が落ちてきたことにより発覚をしたものです。ピット内で配管の水漏れにより床に水がたまり、そこから下に流れていたということです。

配管は3カ所からピンホール状態で穴があいて、その近くには食器乾燥機の機械やスイッチ、配線があり、水は厳禁でありますので、その修繕のために蒸気管修繕工事ということで4万1,000円を組んでおります。

それからもう一つは貯水槽防水工事ということで、昨年の貯水槽清掃のときに2カ所の水漏れが発覚しまして、多数の亀裂も見つかっております。4月に貯水槽の検査があって、改善事項としての指摘もありました。防水は貯水槽内部を二度塗りする格好となっているので、その貯水槽の防水工事ということで26万3,000円を組んでおります。あとの残りが20万円なのですが、今年の予算で14万円の修繕費が組まれていまして、その14万円は既に、これも蒸気関係のダクトの関係で使ってしまったもう予算がないものですから、それを補うために、今後また発生するであろうということで20万円の予算を計上してあります。合計で55万4,000円ということになります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 農林水産課長、やっぱり今土地改良区内の、これもちゃんとできないで、また上地区ということではありますが、やはり今の土地改良区をしっかりとやってもらいたい。予算がどこに使うかわからないからこれに使っておけという感じを受けないわけでもないんです。これは副村長もそうだけど、これは緊急雇用ですよ。これは必要なのか。この緊急雇用で農地の調査というのは、もっともっと別の分野があると思う。この辺はもう少し、次もあると思うので検討していただきたいと思っております。

それと住民課長、いい発想であります。これを機会に村をきれいにする清掃活動の意識を住民、村民に植えつけていくと。これをうまく活用して、業者にすぐ委託するんじゃなくて、ボランティアとか、あるいはそういう方々の協力

を得て、あるいは自治会長会もあります。事務委託者も。そういう人たちを網羅して村民意識を変えていくと。中城村はきれいなまちにするという、そういう意識を変えていくのに活用していただければ最高だと思います。ひとつ頑張ってください。

それと先ほど聞くのを忘れてましたが、スポーツ生涯学習課で問題になっています吉の浦スポーツクラブに対する補助金は、これまで全くなかったのか。300万円は宝くじ、何でしたか。スポーツ振興から来ますけれども、残り10万円は一般財源です。それも全部切ってしまうでありますでしょう。10万円ぐらいは残してもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどう考えているのか。

それと農林水産課長ですが、まだ検討もしていないということはいかがなものかと思うんですが。もうつくるんだから、何のためにつくて、どう使うかはつくるときからこれはやるべきじゃないですか。つくってから考えますというのではなく、つくる前からこういうためにつくと。そして予算も使つてつくるということは、運営の方法もこうしていくんだということはちゃんと指し示さないと、つくってから後で考えますではいかがなものかと思えます。村長、こういうのはスピード感を持ってやらないと、今からまた後で考えますではどうかなと思うんです。そこら辺、それと先ほど言ったように、これは漁業組合が運営管理するのか。浜自治会がやるのか。そこら辺はまだはっきりしていないということですか。もう一度答弁してください。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの漁村集落センターの管理運営についてのことでありますが、今現在ではまだその

辺の検討がなされていないものですから、できるだけ早期に、完成する前にその辺の対応はしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

スポーツ振興からの補助金の件ですけれども、確かにこれまで平成23年度までは国からの補助としまして230万円ぐらいの補助で運営されております。今回、これが承認入れられなかったということで300万円、あと村からの10万円もすべて減にしたということですので、確かに補助がないのは活動としましても大変ではありますが、今年度の事業も見ながら、これから補助していくのかどうかを検討していきたいと思えます。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 名幸課長、こういうのは一生懸命やっているんだから全部カットするんじゃないかと、村長にお願いして少しは残して財源の分ぐらいでも置いておかないと、今まで230万円ももらっているんでしょう。これゼロでしょう。なくてもいいということかな。補助金はなくても運営できるということなのか、そこら辺は粘って財政のほうにやらないと、それはあなたの責任だと思いますよ。そうすることによってスポーツ少年とか、いいスポーツマンが生まれてくるんじゃないかな。私はそれもひとつの人材育成だと思います。

農林水産課長、このセンターをつくる場合はやっぱりどこかと相談しているでしょう。漁業組合からの要求なのか、自治会からの要求なのか、どっちなんですか。ある程度これはつくる範囲は、ただ押しつけでつくっているのか、漁業組合からの要求があったのか。そうすることによって、ではどうこれを運営していくんだということはある程度皆さん方、もうつくる前からある程度の話はあるはずですよ。それが道理じゃないですか。要求もないから、これどこか

から要求があったから、要請があったからつくっているんでしょう。違いますか。そういうものも話し合っているのか、大体どういう方法でいくということを皆さん方、運営管理は、ある程度あれば持つべきじゃないかなと思うんですけども、もう一度お願いします。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

この事業は電源交付金事業の最終年度の交付金事業で、限度額が5,000万円。これは漁業組合からの要請で予算を計上してあります。それで当然、漁業組合の集会施設ですので、管理経費については漁業組合が負担すべきだと思いますので、その辺については今後漁業組合とも詰めていきたいと思えます。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは一般会計補正予算書で吉の浦スポーツクラブ補助金の減額の件に関してお伺いいたします。

この吉の浦スポーツクラブというのは、これは県、あるいは国の補助金の受け皿として、単なる受け皿としてそういうものをつくったクラブなのか、あるいは村の子供たち、村民の健康増進とかそういうもののために、目的としてつくられたものなのか、その辺の位置づけをはっきりしていただきたい。私が思うに、これは当初立ち上げるときに、何とか文科省ですか、そのあたりからこういう総合スポーツクラブというのを根づかせようということで、補助金も出していたきながらもスタートしましたよね。それが必要だと思って、やはり中城にはそういうのが必要だということで、これは正式に中城の吉の浦総合スポーツクラブとして発足させたと思うんです。今の話から見ると、ただ単なる県、国の補助金の執行機関だと。そういうとら

え方でしかないわけです。これはそういう印象しか受けません。補助金がなくなったら事業は全部取り上げますと。そういう設立の目的から逸脱した予算編成とか、そういうものではこれはおかしいんじゃないかな。これは全然モチベーションも上がりません。この事業にかかわっている方はボランティアでやっていこうと。そういうことを話しておりましたが、そういうことで、こういうれっきとしたきれいなスポーツクラブが運営できるはずはない。私はそう思っています。課長、どういうことですか。この位置づけとかそういうものはどうやっているんですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

ただいま議員から言われたとおり、そのスポーツクラブは村民の健康づくり、ほかに体協というところがありますが、体協は主に青年層の体力向上を図って今まで事業運営していますが、吉の浦スポーツクラブは小学生から壮年までの村民の健康づくりをやっていこうということで立ち上げて、今まで事業をしてきております。

確かに補助事業で今まで運営してきましたけれども、これが今回認められなかったということで、村からも補助がない場合、運営上、また今活動している方々のモチベーションが上がらないというのは確かに言われるとおりに思っております。今回、その総合スポーツクラブの総会にも参加しましたがけれども、今回はこれでやっていこうと。これは次年度からまたそういった補助金をほかの事業があるのか。なければ村に要求していこうということで、今向こうとの調整を行っているところであります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、ちょっとおかしいんじゃないですか。それは、あなたがそれを

重要に思っていない証拠です。そんなに村民の要求とかにマッチしているんだったら、なぜ村の予算の計上の減額、それも丸々100%それをやらなかったんですか。これはやったけれども村当局が受け入れてくれなかったんですか。皆さんは、クラブの総会の中で諦めてそういうことを決定したんですが、全く村当局には相談がなかったのか。

それと村長、ちょっとお伺いしますが、村長のとらえ方はどういうことですか。私が先ほど言ったように、単なる補助事業だけでやっていくと。いうなればただ補助事業、県のメニューの受け皿だと。そういうとらえ方なのか、この辺はもっとはっきりさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

吉の浦スポーツクラブの会長さんも含めて、設立当時からいろいろコミュニケーションもってやらせていただきました。今回はt o t oの宝くじが当たらなかったということですが、今まで人的な部分、あるいは施設的な改修、そしてトリムマラソン等での合同での運営、いろんな意味で協力をして、その趣旨に我々も賛同をしてやってきたつもりであります。たまたま今回くじに当たらなかったということで、要請がなかったというのもありますけれども、私のとらえ方は今までの村当局との協力体制の中で培ってきたものを今回こういう事情があったがために、ただ単純になくなった分を村からいただきましょうやということではなくて、自分たちの力でもどこまでできるか頑張ってみようという心意気を感じたつもりであります。我々としては当然、位置づけとしますと吉の浦スポーツクラブは村にとっても大変すばらしいことですから、それを存続させるためには我々は努力は惜しまないと思っておりますし、資金的な面で今回は何とか頑張っていこうと、その総会で

決めたいですから、その報告を聞いて、私としてはこれがもし次年度から何らかの形で必要であれば、これは喜んで協力はしないといけないなと、逆にいい意味で前向きな気持ちになったのもまた確かでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

先ほどから同じような回答になりますが、私もその吉の浦スポーツクラブの会員の1人です。最初から一緒に活動している仲間です。確かにその補助金がなくなったというのは自分としても大変だということがあります。先ほど村長からもあったとおり、会長、あと会員といろいろ調整する中で、今年度はこれで頑張ってみようということを確認しまして総会に臨んで、総会でもそれが承認されたと。次年度からこういったのは補助金を請求するのか、またほかの事業を検討するのか、またこれからも活動を活発にしていこうということで今は臨んでいるところであります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 何か非常に弱腰ですね。これではちょっと本当に資金面でいろいろ苦労しますよ。私が今感じていることは、せっかく事業計画も立てて、予算も組んでやったのに、これはt o t oですか、たまたまスポーツ振興宝くじが当たらなかったから事業は全部これで予算ゼロにしますと。こういうやり方というのはもうみんながっかりしますよ。モチベーションは絶対上がりません。

せっかく事業を組んだのに、あるいは村長も、この予算を担当する方もこれはあらかじめ予想していた予算がとれなかった。まさにこのときこそ財政調整基金、その出番だと思うんです。何のためにそれがあがるんですか。当初予定していた予算がとれなくなってしまったと。これはだれの目にもはっきりしています。その中で

補って、その事業を削るんじゃないで予算を何とかしてあげましようというのが筋じゃないですか。それこそ財調の出番なんですよ。大した金額ではない。皆さんは財調は何でも使えるということによってきたじゃないですか。こういうことをよほど村長が、あるいは議長が南米へ行くための旅費を捻出するために財調を使うと。こんなことよりはこういうものに幾らかでも財調から出してあげればいいじゃないですか。はっきりして予算が、収入がもうなくなった。当初の予定が。本来の正しい使い方にもなると思います。さもないと予備費ですか、予備費を減額するだけで財源というのは出てくるじゃないですか。幾らでしたか、予備費2,000万円ぐらいありましたか。これを減額してそこに回せば、要するに収入とかそういうのが関係なく出てくるようなもの。こんな簡単な予算編成でできるようなものを、せっかく皆さん意気込んで、結局、事業計画、予算執行をこれでゼロにするということは非常に私は考えていかなければならない問題じゃないかと思えます。その辺に関して、今後どういう対応を考えていられるのか、ぜひ見解をお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどから仲眞議員おっしゃっておりますけれども、決して我々が増額請求、あるいは予算請求に応じなかったということであれば今の話は、お叱りも十分受けたいと思えますが、そういうことではないわけです。我々としては非常に良好な関係といえますか、言葉が適切かどうか分かりませんが、吉の浦スポーツクラブの会長さんも含めて、非常にその会員の方々ともコミュニケーションをとってしっかりやっているつもりであります。今回のように、逆に私はその運営の面での心意気を感じたぐらいでありますので、今の御質疑と我々が考えているものとはまた相反するものだと思います。先ほ

ど旅費の話も出ましたが、それとは全く関係のないことでありまして、今回はたまたまそのスポーツくじに当たらなくて、それでも我々は一生懸命やろうということを示して、次年度に向けて頑張りたいというその意欲のあらわれだと。決してモチベーションが下がるようなものだとはとらえておりません。逆に私は次年度の、今年度の活動も見ながら、しっかり逆に吉の浦スポーツクラブを応援して支援していこうという考えがあるぐらいのことですので、どうぞその辺は誤解のなきように、我々は今、吉の浦スポーツクラブの位置づけについては村当局としても理解をしておりますし、また今までここ数年間、裏方の仕事だとかいろんなことで人的な支援も含めて一緒にやってきたつもりでもありますので、その辺だけは理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については6月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時03分)

~~~~~

再開(11時05分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦  
につき意見を求めることについては原案のとおり  
可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（11時07分）

## 平成24年第5回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                   |                 |                       |                                    |           |
|---------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                         | 平成24年6月8日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                         | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                          | 開 議             | 平成24年6月12日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                   | 散 会             | 平成24年6月12日 （午後2時30分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                        | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                   | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                   | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                   | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                   | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                   | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                   | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                   | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                   | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                           |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                     | 3 番             | 金 城 章                 | 4 番                                | 新 垣 徳 正   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                    | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀               | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                   | 副 村 長           | 新 垣 敏 明               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                   | 教 育 長           | 安 里 直 子               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                   | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                   | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                   | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄             | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                   | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                   | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
| 健 康 保 険 課 長                                       | 比 嘉 健 治         |                       |                                    |           |

議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に4番 新垣徳正議員、一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 皆さん、おはようございます。6月定例会です。今回も11名の方が一般質問を提出なさっているわけですが、そのトップバッターとして4番新垣徳正、一般質問を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

まず大枠の1番、沖縄振興一括交付金に関して。

中城村で計画されている一括交付金を活用した事業にはどのようなものがあるのか。本村への一括交付金ソフト事業分、ハード事業分はどのような配分になったのか。交付金活用事業の計画や策定はどのように進められるのか。

2番です。沖縄電力吉の浦発電所関連に対して。

去る5月3日、沖縄電力吉の浦発電所から発生した低周波振動はその後1週間以上も続き、近隣住民へ大きな不安と苦痛を与えたことは村当局も周知のとおりだと思いますが、その原因の詳細についてはどの程度把握しているのか伺います。今回の事件は久場、泊区だけに限らず伊舎堂地域までも影響が及んだと聞いております。そのことから今後広範囲での影響調査なども検討されるべきだと思いますが、その点について伺います。沖縄電力には今後想定されるであろう事案も含め村民に対しての説明責任を果たすべきだと思うが、その件に関して村から電力に対して早期の住民説明会の開催を要請する考えはあるのか。現在建設工事に係る三者協議会というのがあるが、どのような状況にあるのか。また、今後どのように運営してい

くのか、考えなのかをお聞きします。

以上なんですが、大枠2番のにつきましては村長のこれは6月7日木曜日に既に電力によって地域住民への説明会が開催されております。村長もその報告を担当課のほうから聞いていると思いますので、その村長の考えもお聞かせいただければなと思っております。

2番の なんですが、建設工事に係る三者協議会というのがあるのですが、これは正式には吉の浦火力発電所1号、2号機建設工事に係る三者協議会ということですのでよろしく申し上げます。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の沖縄振興一括交付金に関して、とありますけれども詳細につきましては企画課のほうから答弁をさせていただきますが、私のほうからは御承知のとおり一括交付金、今年度予算で1次分は計上をさせていただきました。なかなか要綱が決まらず、またあるいはどの程度まで認められるかというのが非常に今なお予測がつかねるところはありますけれども、2次分につきまして今、護佐丸歴史資料図書館というのを交渉をさせていただいておりますけれども、これは特に我が中城にとりましては、この一括交付金は沖縄県に資するもの、沖縄県らしさというのが大義名分ですので、私どもは護佐丸公が大きくありますので、それを今目玉にして何とか資料館・図書館の建設をやっていきたいと、それに伴いまして当然防災タワーを兼備した形で今後はそういう建設絡みのものは、防災タワーを兼備しながらやっていきたいなという考えで今進めているところでございます。ぜひ、議員の皆様方の協力も得ながら国や県との折衝に励んでいきたいなと思っております。

大枠2番目の沖縄電力吉の浦発電所関連、こ

れは から まで、これも総体的に私のほうで  
答弁をさせていただきますと、詳細は企業立  
地・観光推進課のほうでお答えをさせていた  
だきます。私のほうからはこのことがあった後、  
ある家庭にお邪魔をさせていただきまして現地  
を確認させていただきました。そのときにも多  
少の振動と言いますが、体感的な振動はありま  
せんけれども、その内部の引き戸と言うので  
すか、仕切り戸のほうで微妙な揺れがありま  
して、やはりこれが継続的にこの揺れが続くと  
なると大きなストレス、そしていろんな面で、  
安全面も非常に心配になってくるなという思い  
はありました。そういった意味では電力のほう  
からの説明を受けたときにこの話もさせていた  
だきまして、ただ、安全性に問題がないという  
説明もありましたけれども、ただ、地域住民に  
不安を与えた、安心、安全の面でこれは大きな  
クエスチョンがつくという部分を与えたとい  
うのは非常に大きな問題だと思ひまして、今い  
ろんな説明を受けながら今後こういうことが  
ないようにするにはどうすればいいのか、11月  
の1号機の運転開始に向けて、さらなる説明  
とまた改善策を今後も求めていこうと思ひ  
ております。これも先ほど言いましたと  
おり、詳細につきましては担当課のほう  
でお答えをさせていただきます。以上で  
ございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 それではお答えいた  
します。

沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交  
付金でございます。これにつきましては平成24  
年4月19日に国から交付要綱が報告されて  
おります。

それを受けまして、5月7日付で沖縄県  
のほうから沖縄振興特別推進市町村交付金  
交付要綱が示されております。交付要綱が  
なかなか決まらない中、市町村におきま  
しては沖縄振興に資する事業として想定  
される対象事業を県から情

報を提供していただきまして、事業計画を  
作成してきたところでございます。3月末に  
既に1次分を事業計画を提出してござい  
まして、4月23日に2次分を提出して  
おります。その中では、1次分の中  
では吉の浦会館施設整備強化事業、  
それから通園、通学バス整備強化事業  
など6つの事業を計画しているところ  
でございます。さらに2次分につきま  
しては護佐丸歴史資料館・図書館建設  
事業、それから中城護佐丸島むん農  
業活性化事業など5つの事業を計画  
してあります。さらに、護佐丸幸福な  
福祉村づくり事業としまして、子育て  
サポート事業など6つの事業も計画  
をしてあります。

さらに、護佐丸が暮らしたい環境をつ  
くる事業としまして、公共料金等のコ  
ンビニでの納付が可能となるようなシ  
ステムの構築を予定しているところ  
でございます。

続きまして、本村への配分でございま  
す。

ソフト事業分の一括交付金につきましては、  
沖縄振興特別推進市町村交付金交付要  
綱に基づきまして市町村の事業計画に  
掲載された事業となっております。交  
付額につきましては平成24年3月13  
日の配分額決定通知によりまして、  
平成24年度分につきましては4億  
円が配分されることになってございま  
す。

沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハ  
ード事業の一括交付金でございます。  
ハード事業の交付金につきましては合  
計で7事業、交付総額は3億3,411  
万2,000円でございます。

次に、交付金活用事業の策定の方法  
でございますけれども、ソフト事業分  
の一括交付金につきましては中城村  
の自主性を尊重した地域振興策の目  
的達成のため有効的に活用される交  
付金であるとの認識のもと、村長政  
策はもとより全庁的、全職員がかか  
わるような仕組みで計画、立案でき  
るように取り組んでおります。

交付要綱がなかなか決まらない中  
でも全職員に対し、沖縄振興特別推  
進交付金の趣旨を説明

し課、係、担当の垣根を越えた多種多様な意見、提案を求めてきたところでございます。その中から第4次総合計画で掲げた施策の実施、実現に向けた事業、総合計画策定段階で出されました住民のニーズに反映できそうな事業につきましてその必要性、重要性、緊急性や事業の目的、内容が交付目的に合致しているかなど村長政策も含めて優先順位をつけてまいりました。内部決裁をして決定したところでございます。

それからハード事業分の一括交付金につきましては、これまでの国庫補助事業等を中心に一括交付金化をしているところでございます。策定の方法につきましては県の財政課が、県のそれぞれの担当部局に対し連絡及び調整を行った後、それぞれの県の担当部局から関係市町村の事業担当課と調整を行うことになっております。この調整を行ったものに対しまして、県の財政課から関係市町村の財政担当課への意見聴取並びに市町村長の同意に基づきまして交付金事業として確定することとなっております。

なお、本村に関する交付金事業に関しましては平成24年4月6日付で同意する旨の回答をしているところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣徳正議員の御質問にお答えしたいと思います。

沖縄電力吉の浦発電所関連としまして 去る5月3日、沖縄電力から発生した低周波振動の原因の詳細についてでございますが、5月1日からLNG船からLNG液化天然ガス燃料の移送作業の工程で発生する余剰ガスを燃焼させる装置、グランドフレアの不具合、これは燃料燃焼不安定により低周波振動が発生し、久場泊地区を中心に多くの村民の住宅の窓ガラスや建具の振動が発生しております。また、めまい、吐き気、耳鳴り、眠れないという等々の健康被

害もあり、またテレビの画面の通信障害等も発生しているという報告を受けております。

それから の伊舎堂方面まで影響が及んだと聞いていますが、今後広範囲での影響調査なども検討すべきと思うがということですが、当然吉の浦から発生したものがあれば、当然、沖縄電力に対して調査をさせておりました、今回も伊舎堂地区に何件かありましたので、そのほうもしっかりと調査をし確認をさせております。

それから の早期の住民説明会の開催を要請する考えはないかということですが、先ほど話もありましたとおり、村からは電力に対して住民説明会の開催、それから原因究明、早期改善、それから地域などに対するおわびということを申し上げたところであります。既に6月7日に久場健康スポーツセンターのほうで久場、泊地区住民を中心に説明会をしています。その中で特に住民から恒久的な対策、健康被害への対応、それから今後、沖縄電力に対しての情報開示等の要求があります。村からも早目に説明できるように努めていきたいと思っております。

それから4番の建設工事に係る三者協議会はどのような状況にあるか。また、今後どのように運営していくかという考えをお聞きしているものに回答します。

吉の浦火力発電所1、2号機建設工事に係る三者協議会、これは村、電力、請負業者の三者で構成をしております。協議事項につきましては工事が円滑に遂行できるように努めること、それから地元企業及び地元からの優先雇用に努めること。それから適時工事の概要を説明すること。建設工事に際し、中城村の環境保全並びに安全管理に努めることの項目で協議を行っております。

今後も引き続き協議会を開催して今回のような事故が二度と起こらないような監視体制を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 それでは今の答弁に対して順を追って再質問させていただきたいと思えます。

まず、一括交付金の件なんですが、いろいろ事業計画がなされているということで村長のほうからありましたように、どのような事業計画があるか、護佐丸資料館ですとか防災タワーでありますとか、いろんな事業が計画されていることで、一括交付金というのは意外と進めていくうちに本当に使い勝手がいいのかと、自由度が高いのかなというふうにちょっと疑問符が持たれるところがあると思うのです。それによって多分、皆さんその担当課の皆さんも大分苦心されているところではないかなと思っておりますが、先ほど課長のほうからありましたように、もう既に市町村の要綱ができ上がっているということでしたが、その要綱に照らしてちゃんと執行できるような受け取られ方、受け取り方ができているかどうか、どのように要綱を見て、その要綱をどのようにとらえているかちょっとお聞かせいただけますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

市町村交付金要綱が5月7日に交付されております。県のほうから示されているのですけれども、その中で別表に掲げる事業というふうなことで観光振興に資する事業から情報通信産業の振興に資する事業など17の項目が設けられております。御指摘がありましたように当初は何にでも使える自由度の高いというふうなことでのお話がありましたけれども、やはりやっていく中で必ずしも当初考えていたような自由度の高い使い勝手のいい交付金であるというふうなことにもならないようでありまして、あくまでも沖縄の特殊性、それにかんがみた沖縄の振興に資する事業というふうなことでありますので、今1次分あるいは2次分の提出をしております

けれども、これにつきましては交付要綱が制定される前に事業計画をしましたので、交付要綱が設定されたことによりまして事業の若干の見直しも出てくるのではないかというふうなことで考えております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 なかなか難しいところでありまして、今回その通学バスですとか、そういうものに6事業を事業計画として上げているということなんですが、手ごたえとして、一番可能性のあるようなものは、6事業の中で。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 できましたらすべて認められるというふうなことが理想ではあるのですけれども、やはり沖縄の特殊性というふうなことが内閣府のほうからは非常に強く言われている部分があります。ですから本土各地でもやっているような事業というのは少し難しいんじゃないかというふうな感触も受けているところであります。

今、中城村のほうでぜひこれはやらないといけない、あるいは住民の要望も含めましてやりたいなというふうなことで考えているのが護佐丸歴史資料館・図書館の整備事業というふうなことと、それから通園、通学バスをどうにか整備したいというふうなことが一番大きなやりたい事業でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 とらえ方で沖縄の地域性に資した事業だということ。言いかえればすべてが使えて、また逆にちょっと言いかえればすべてに使えないふうな交付金になるんじゃないかなと思って、多分そこは、担当課の皆さん、職員皆さんで当たるとのことなので、知恵の勝負になってくると思いますので、ぜひお互いの知恵を出し合って議会も含めて取り組んでいけたらいいなと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それと、ちょっと先ほど村長が言われていたのですが、資料館ですとか、今要望したのは中城城跡の整備事業の中にも絡んでくると思うのですが、そういう資料館ですとかまた防災タワーというお話をされていたのですが、この資料館といたらどうしても上地区のその周辺がいいと思うのですね、城跡の周辺が。防災タワーということになったら今度はまた庁舎も含めての検討になると思うのですが、その辺の立地場所というのはどのように考えているのですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり観光オンリーで考えたときには資料館は恐らく中城城跡近辺あるいは城内の中がいいとは思いますが、ただこれは県の公園整備事業との絡みもありまして、果たしてそれが優先順位的に一番いいことなのか疑問符がつきます。我々の行政懇談会の中でもニーズが大変高かったのが、去った災害に対する備えと、当然資料館・図書館、そういった部分が非常に住民のニーズが高いものがございました。そういった意味では下地区の海岸線沿いにおいて箱物と言いますか、建設物はつくるべきではないかなというのが私の考えであります。そこには常に防災タワーを兼ね備えたと言いますか、そこには避難できる場所として、御承知のとおり8キロメートルの海岸線を持っている中城にとって3階建ての建物が2カ所しかないという、非常にこれはもう万が一のことがあったときにはほとんどがもう飲まれてしまうという形になるものですから、何カ所かはやはり防災タワーを兼ね備えた部分で避難場所がないと、これは大変なことになるという考えのもとに、今回の一括交付金との絡みで、これは私どもは歴史的にも沖縄独自の護佐丸公がありますので、それをメインにしながら今のニーズにこたえていけないかということで、こ

れからももちろん正式な場所の選定は準備委員会のほうで決めてはいきますけれども、私のほうではやはりすべてを兼ね備えたという部分で、吉の浦公園近辺のほうが一番いいんじゃないのかなとは思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 まさにあれも必要、これも必要ということなんです、先ほど言われたように今回、村のほうも第4次総合計画に大いにかかわってくることになると思いますので、いろんな可能性を探りながらぜひ皆さん頑張ってくださいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、大卒2番の電力関連について再質問をしながらいきたいと思えます。

先ほど担当課長のほうもお話されていたんですが、状況についてはある程度の把握はできていると思えます。というのも、課長もそのときからずっと動きっぱなしで各地域を回っていただいてその現場にも来ていただいて、また村長も含めて各家庭のほうの状況もちゃんと把握されているということを伺っております。ただ、そういうことがあっても、なお、やはり住民の方にはその不安や不信感を払しょくするまでには至ってなくて、それで早目の住民説明会も企業側からの行動も起こしてほしいという声が多々ありまして、なかなかやきもきしていたころではあったんですが、6月7日に住民説明会も持たれたということで、住民の皆さんその説明会の中で、すべてが納得しているかということになれば必ずしもそうとは言えないのですが、まずはその不安解消には少しつながったのかなと思っております。

今後、懸念されることはやはりその説明会の中にもあったように、恒久的な対策です。本当にこういうことが起こってしまったがゆえに企業に対する不信感というのがすごく根強くあって、発生してしまったということが現実で、

企業のほうには恒久的な対策が本当に実施されるのかと、地域住民の皆さんすごくナーバスになっていまして、そのあたり不安ですとか不信感ですとかすごく高まってきているということですので、その辺のことを理解していただいて行政のほうには久場、泊からもそういう監視要請書も提出されていますので、ぜひしっかりとやっていただきたいと思っているのですが、その件に関して一言お願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

6月7日の住民説明会も、村も住民生活課長を初め企業立地・観光推進課の職員も一緒に同席させていただきましたので、その旨しっかり住民の意見を聞きまして、やはり電力に申し上げるものはしっかり対処させて、これから地域とともに監視体制を強化していきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひ、しっかりとやっていただきたいと思います。

皆さん御存じじゃない方もいらっしゃると思いますので、その状況というのが5月3日その事案が発生したわけなんです、その施設から我が家が近いということもありまして、夕方家に戻ったときに異常音がすごくあって、最初はヘリコプターか何かかと思ったのですが、よくよく見たらあっちこっちのドアや、玄関ですとか、そういうのがすごくがたがた、がたがたずっと音がして、それがとまったかなと思ったらまた音がしたということで、最初は何が何かわからなくてちょっと不安があったんですね。それで我が家ではチラシだとか新聞紙などをそのすき間に押し込んで音を抑えることはできたのですが、それでもやはり壁にさわったら、ちょうどスピーカーの重低音みたいにどンドン、

どンドン手まで伝わってくるぐらいの衝撃があったものですから、最初はわけがわからずにちょっと不安なところへ、ほかの地域の、住宅でもそういうことがあったということで電話もいただいたりして、その実態がわかってきたんですが、とにかくわけがわからないということがすごく人の不安をかき立てていくのではないかとありますので、ぜひ企業にしても行政にしても、速やかな行動をとっていただけたらということで思った幸いです。

先ほどから言っているように、私がいただいた資料の中に、先ほどから言っている保全協定です。まずここ手元にもあるのですが、再確認という意味でも、吉の浦火力発電所建設工事に関する環境監視計画書というのと、もう1枚が同じく吉の浦火力発電所建設工事に関する環境保全協定書というのが手元にあるのですが、協定書でちゃんと締結されている内容が照らし合わせた場合、事案が起こったときに村は何をすべきか、企業は何をすべきかというのがちゃんとたわわれているわけなんです。例えば、環境保全協定書のこれは工事期間中のことに関する事なんです、その環境監視という中の第6条の中にもちゃんと読まれている、ちょっと読んでみたいと思うのですが、第6条、乙は電力です、電力は建設工事期間中においては環境監視体制を整備し、公害の防止にかかわる大気質、水質、騒音、振動についての監視並びに自然環境の保全にかかわる海生生物云々と書いてあるのですが、その監視について実施し、その結果を甲、村に報告するものとする定められて、8条のほうには苦情の処理等についての文言がありますけれど、これもちょっと読んでみたいと思うのですが、乙、電力は建設工事に関し公害の苦情、要望の申し出があったときには直ちにその原因を調査し誠意をもってその解決に当たるとともに、適切な措置を講じるものとする。

その2.乙、電力は建設工事により公害等の

被害が生じたときは故意または過失の有無にかかわらず被害の補償、その他適切な措置を講じるものとする。

3. 前項に規定する場合において乙はあらかじめ甲に報告の上その指導及び助言を求めることができるものとする。

ちゃんとこうやって保全協定書の中にうたわれて締結されているわけですので、ぜひその辺のことを踏まえて対処していただきたいなと思っております。この事件があってから私もこの環境保全協定書を読み直ししてみたのです。企業の方ともう一遍それを読み直しして再確認という意味でもやっていただきたいと思っております。その辺どうでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、御答弁させていただきたいと思っております。

まず、吉の浦火力発電所建設工事に関する環境保全協定、これは担当課のほうは住民生活課のほうで締結をしておりますが、我々のほうも建設を推進していくという立場の中で御答弁させていただきたいと思っておりますが、沖縄電力への協定書の内容のものにつきましては、やはり基本的には公害や事故を未然に防止するというのが大前提でございます。

今回こういう事件が発生したということが非常に残念ではありますが、我々も地域のほうはもっと苦痛を与えてしまったということで申しわけないなと思っております。これから電力に対しましても原因の究明、そして対処することになっております。さらに地域住民に対しては健康への不安を持つ方々に対しての説明会等を設置する予定であります。その辺はしっかりと事件が解決するまで一緒になって電力のほうには申し上げていきたいということでありまして、環境保全協定もさらに遵守するように電力にも指導徹底を図りたいと思っております。以上で

ございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひ、怠ることがないようにしていただきたいと思っております。

今先ほど住民生活課のほうの話もありましたのでちょっとお伺いしたいのですが、今回の低周波振動に関して各住宅、近隣住民の方にはかなりの症状があったということなんですが、その時点において企業のほうから測定も当然行われてやったと思うのですが、その測定結果、数字的なものなんですが把握できていますか。それとそのときの振動ですとか、そういうふうな数字の把握がありましたら教えていただけますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをしたいと思います。

まず、苦情と言いますか、住民から連絡を受けたということが36件あり、そのうち後日以降に住民からの申し入れによって測定をしたのが久場地区では3戸ということになっております。

それから測定値なものについては電力から報告をいただいておりますので後日即、御提供したいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 やはりそういう振動に関しても公害の1つになると思うのですが、この環境監視計画書の中にもやはり懸念されるべき騒音ですか、振動というのは項目になっておりまして、この基準一覧表という中でまず、騒音に関しては騒音レベルで85デシベル以下ということですので。振動に関しては、振動レベルで75デシベル以下ということですので、その辺のこともちゃんと明記されておりますので、ぜひ数字のほうは後で提出していただきたいと思っております。

次なんです、まずこの住民説明会の中でちょっと気になることをおっしゃっている住民

の方がおられたのですが、何かと言いますと今回事案が発生したというもとの原因がグランドフレアというものの自体が正常に作用しなかったというふうな説明をされていたわけなんです、その中でグランドフレアの設置場所がどうして海側じゃなくて住宅側に近いところに設置されている、それがなぜかというような質問をされている方がおられたのですが、そう言われてみればまさにそうだなという思いがあります。施設の設置地図を見ても航空写真から見ても、そのグランドフレアの煙突の位置が海側でもよかるうものが、なぜこんな近くなったのかなということで、それを疑問に思うということで質問されて、企業側は後日詳細については説明しますということで、そのとき住民説明会の中で聞かれなかったんですが、これなんですけれど、工事協定書の中の7条の項目の中にあるこういう文言があるのですが、これもちょっと読んでみたいと思うのですが、建設工事の改善措置等に関する第7条、甲、村は、乙、電力の工事に起因すると認められ、前条の規定に定める監視基準値を超えた場合または海生生物の生息、生育状況に異常が認められるときには乙、電力からの事情を聴取し当該事項の改善または当該工事の一時停止を指示することができるものとする。

その2.乙、電力は前項の措置を指示されたときは直ちにこれに従うとともに、甲、村と協議して必要な措置を講じた後、建設工事の施工方法等の改善計画を甲、村に提出するものとするという項目があるんですが、まさにその辺が言われているのかなと思うのです。だからこのグランドフレアの場所の移動、そういうのが可能かどうかの協議を行われたことがあるのかなということ、その説明会の後の話なんです。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 御質問に対して回答したいと思います。

確かに住民説明会の中で位置の問題が出ておりました。これについては沖縄電力が法的な考え方と設計上の根拠を示すということになっております。現在のところ村には今のところそういう説明はありません。電力から来ましたら早目に住民にその旨御報告したいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひその件に関しても企業のほうとはしっかりと協議していただいて、改善されるべきものは改善するというふうな方向でやっていただきたいと思っております。

次、この発生状況なんですけれども、久場、泊が一番近いということです。その発生、住宅の被害件数も大きな36のクレームがあったということなんです、これは久場、泊だけに限らず私が聞いた中では伊舎堂ですとか、その周辺の添石、屋宜あたりまでもやはりあったというふうな話も聞こえてきます。そのことからしてもやっぱりどうしても久場、泊においては住民説明会などでそういう原因だとか、そういう今後の対応などは何うことができたのですが、やはりほかの地域の方々に対しては、そういう説明も何もないと思うのです。その地域でもやっぱり住宅の建っている場所でもって相当な差異があると思うのですが、十分そういう被害を受けている住宅もあるということですので、その方々に対しては十分な説明をすべきだと思っております。そのことに関しては企業のほうとぜひ連絡をとって、行政のほうとも広範囲的な調査もしながらやっていただきたいと思うのですが、その点ちょっとお伺いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

確かに伊舎堂の団地の上のほう、山手のほう、直接遮蔽物がないところの伊舎堂の上のほう、それから住宅の近いところですが、何件か伊舎堂のほうも苦情がありました。四、五件だと思うので電力としては個別に伊舎堂のほうはしっかり所長を初め次長が対応して、その場で解決をして理解を求めております。ですから久場、泊については36件の苦情ということですが、やはり今回のことから想定すると全域に及ぶものではないかなということが想定されます。ですから久場、泊は十分なる説明をして、その地域外に対してはその都度説明に伺って理解を求めたということでありまして、以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 それを聞いてちょっと安心しておりますが、ぜひそういうふうにはほかの地域の方々の聞き取り調査もしていただいたということですので、今後ともそういう問題があったときにはほかに及んでいるということをお念頭にやっていただければと思っております。

それと次、この保全協定の中の11条なんです、これも読み上げたいと思うのですが、報告、調査及び公表という11条。甲はこの協定の実施必要な限度において、乙に対して報告を求め、または身分証明書を携帯する環境保全担当職員、その他の関係職員に建設工事現場に入り建設工事の作業方法であるとか、公害防止対策について調査をさせることができるものとし、乙はこれに積極的に協力するものとするという条項があるのですが、この中の環境保全担当職員であるとか、関係調査員ということがあるんです。その職員というのはどちらが担当しているのですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたしたいと思っております。

11条の中に確かに報告、調査及び公表という

中で、身分証明書を持って環境保全担当、その他の職員の立ち入りということですが、御承知のとおり村には専門職がありません。そういうことで今回の対策としましては、やはり電力のほうに第三者の研究機関があります。そういうところでもって中立の立場で調査をさせてその結果に基づいて対処するという方法をとらせていただいております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 それもよろしいかと思っておりますが、ぜひ企業任せになってしまわないためにも、やはり行政のほうからもそういう調査員的なものを配置していただければと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今回の件に関し、電力の説明の中にもあったのですが、これはこの間の住民説明会での企業側からの説明用紙なわけですけれど、この最後のほうに企業のほうも書いてあるのですが、今後の対応ということで企業側としては健康面で御心配されている方からの御相談については御相談を受け、方法、時期などの詳細を今後地元の皆様と調整していきますと、皆様の御心配を1日も早く解消し安心と安全をお届けできるような発電所としてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願ひいたしますということで最後結んでいるわけなんです、そのことですが、ぜひ、書かれているとおりちゃんとやっていただけるように企業のほうにも要請していただきたいと思います。

これだけの沖縄電力、大きな施設ですので、今後とも何かといろんな問題が発生する可能性はもう否定できないと思うんです。本当はこれを繰り返さないというのが一番ではあるんですが、先ほども申しましたように、地域のほうでは本当にナーバスになって、今回ちょっとした音であるとか、ちょっとした煙が出るだけでも

何が起きているかというふうに関心を持っており、なぜそういうふうになっているかと、自分が思うに企業側と情報の共有ができていないのかなと、そしてまたコミュニケーションの不足かなという点もすごく思うのですが、日ごろからそういう、今やっている、企業のほうからしたらチラシ配布などをして周知しているんだという話をされるんですが、やはりその中でも、今煙が出た、あの煙は何なのだろうとか、そういうふうなことでやはり周辺住民、近隣住民の方は思いますので、ぜひその辺のことも含めて今後地域、近隣住民の方ともコミュニケーションや情報の共有などを図っていただければまたそういうふうに関係が構築できていくのかなと思いますので、この辺もまた行政としても働きかける必要があるのではないかと考えておりますので、そこら辺はぜひよろしくお願いしたいと思うのですが、それでこの電力の誘致に際しては、村議会も取り組んできて、また推進してきたという経緯がありますので、我々村議会のほうでもいろんなところで力添えできたらなと思っております。

それで1つ思うのが、やはり電力となるとどうしても久場、泊ということになってほかの議員の皆様がどういうことになっているのかちょっと情報も不足していると思うのです。ぜひこれは村議会では議決として通ってきているわけなんですから、それぞれ議員個人、個人皆さん関心もあるし、またやるべきだと思っておりますので、いろんなこういう説明会ですとか、また企業の行事等がありましたら、ぜひ全員議員に案内を出していただいてそういうふうに関心を持っていただき、その情報を共有していくというふうにしていったほうがいいと私は思うのですが、その辺はどのようにとらえておりますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、

お答えをいたしたいと思っております。

企業からのやはり情報不足というのは我々も認識をしております。チラシを配布しても専門用語が多いということで一般の住民は理解しにくいという情報も得ておりますので、今後わかりやすい情報提供を、所長のほうにも説明をしていきたいと思っております。

それから議員の皆さんへの情報提供ということですが、やはり我々もそういう認識不足というのを反省し、今後、議員がおっしゃったような方向で、説明会等は電力が主体になる場合もあります、村の場合もありますが、電力とも相談をしながら、できる限り広範囲に説明できるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひ、そのようにしていただきたいと思っております。今後このような事件が繰り返さないためにも、環境保全協定が締結されているわけですから、村当局においては企業に対してこの協定書の遵守と監視体制の強化を図るべく取り組んでいただきたいと思っております。監視監督する上において、監視監督の村のトップであります村長、ぜひそのことを含めてやっていただきたいと思っておりますが、その村長の考えをお聞かせいただけますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、新垣徳正議員がおっしゃったとおり、安心、安全をいかにして担保していくか、そして先ほどから話が出ている情報の開示、これは不透明な部分があってはならないと思っておりますので、その分に関しては中城村としても、そして住民、そして議員の皆様一緒になってその共有を図って、それで今後はこういうことが絶対にないように、我々ももちろん監視制度は高めていきますけれども、常に沖縄電力、あるいは大阪ガスも含めてコミュニケーションをとり

ながら地域の方々、村民に対して安心、安全をしっかりと担保をして与えられるように努めていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 村長が今おっしゃったとおり、ぜひそういうふうにしていただければと思っております。

村長も速やかにすぐ、そういう事案があったときには現場に駆けつけていただいたということですので、ぜひ今後ともそういう姿勢でやっていただければ住民の方にもまた信頼関係も生まれてくると思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

そういうことで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時55分）

~~~~~

再開（11時03分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて7番 仲座 勇議員の一般質問を許します。

7番 仲座 勇議員 皆さん、こんにちは。7番 仲座でございます。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大枠の1番、一括交付金の件について。

新聞紙上を引用させていただきましたけれども、村の計画では、中城城跡のある中城村は琉球史を学ぶ歴史資料館・図書館整備等を予定されていますのでその件を伺います。津波時の避難用タワーを兼ねた複合施設の整備（場所、規模、個数）等を伺います。

大枠2番、南上原小学校（仮称）の件について。

植栽の種類、本数等の変更等を伺います。
校歌、校章等を伺います。

大枠3番、交通安全の件について。

小学校周辺のガードレール設置の件について伺います。歩道整備について伺います。横断歩道（線引き）の件を伺います。サンエー前の十字路の信号機について右折可能な機種に変更要請の件について伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番の一括交付金の件について、にかかわる部分につきましては企画課のほうで詳細をお答えさせていただきますが、私のほうでは先ほども答弁いたしましたとおり、護佐丸歴史資料館・図書館の建設をまず目玉として一生懸命やらせていただきたいと思っております。場所も先ほどお答えしましたとおり準備委員会を立ち上げておりますので、場所など規模も含もこれからの検討に入り、そして金銭的な部分もこれからの検討になりますので、当然これは予算がどの程度まで認められるのか、あるいは一括交付金自体の対象になるのか、ならないのかも含めて、ただ何としてでもそれは勝ち取りたいと思っております。議員も御承知のとおり中城村は今4億円の配当でございます。これが今後10年間続くであろうと言われておりますので、今年度だけに限らず次年度あるいはその次の年度も含めて議員の皆様方のまた御意見なども取り入れていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

大枠2につきまして、南上原小学校（仮称）の件につきましては教育委員会のほうで。大枠3の交通安全の件につきましては、につきましては都市建設課。につきましては住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 では、仲座 勇議員の御質問、大枠2番、南上原小学校（仮称）の件に

ついてでございますけれども、植栽の種類、本数等の変更等については教育総務課長より。そして、校歌、校章等の件については主幹より詳細をお答えさせていただきます。

私のほうでは報告になりますけれども、南上原小学校（仮称）の開校予定は平成25年4月を予定しております。本年の11月には開校準備室が教育委員会内あるいは南上原小学校の校舎内に設置いたします。それで、中城南小学校開校準備委員会を設置いたしました。これは組織としては学校関係者です。それから地域の関係者を含めた組織にさせていただきます。それから、準備委員会には部会を設けておりますけれども、式典部会であるとか安全部会であるとか、それから校歌、校章の制定部会等々を位置づけております。ということで、平成25年4月開校を目指して進捗している状況でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

歴史資料館・図書館につきましては先ほど村長からも御答弁がありましたように、ソフト事業分の一括交付金を活用しまして琉球史を学ぶ施設、学習ができる施設、さらには図書館機能を備えた護佐丸歴史資料図書館としての整備をぜひ実施したいというふうなことで考えております。地元である沖縄並びに中城の歴史を知らずして地元の発展はない、これを基本方針に掲げまして沖縄の歴史や琉球史、歴史、文化遺産を学び広く知らしめていくための情報発信の拠点となる学び舎づくりとして位置づけていきたいというふうに考えております。

次に、津波時の避難用タワーを兼ねた複合施設の整備についてお答えをいたします。

2次分の事業計画書には歴史資料図書館とさらに本村に津波が襲ってきたときに避難ができる防災タワーとしての機能を兼ね備えました複合施設の整備ということで事業計画のほうに掲

載しております。場所及び規模につきましては現在、建設準備委員会が設置されていますのでこちらのほうで最も適した場所あるいは規模が示されるものだというふうなことで考えております。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠2番の植栽の種類、本数等の変更等を伺いますということですが、植栽の変更についてはグラウンドの歴史の道側を考えています。そこに候補としてコパティシ、ガジュマル、ホルトノキ、アコウのような日陰のできる樹木を考えています。本数については当初予定していた樹木を11本予定してましたので、その入れかえを検討しております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 仲座議員の大枠2、校歌、校章についてですが、現在のところ未定です。校歌、校章の制定については5月31日に設置した中城村立中城南小学校開校準備委員会の校章、校歌部会で今後検討して進めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 それでは仲座 勇議員の大枠3、交通安全の件について答弁させていただきます。

について、平成23年第4回定例会が6月にあったのですが、そのときも答弁しましたが、特に歩道つきの道路については20メートルから30メートル間隔で宅地への乗り入れがなされていますので、ガードレール設置は厳しいということで答弁しました。

南上原中央線の歩道については小学校の通学路になっておりますので、児童生徒の安全を確保するために学校周辺や道路、線形急カーブの道路です、糸蒲公園前とか沖縄電力変電所前に

はガードパイプの設置の必要性は十二分に担当課としても理解していますので、事業費の確保を図り設置するよう考えています。

について、南上原中央線の歩道についても去った議会で答弁したとおり、今年9月には完了する予定です。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 仲座 勇議員の大柁3、交通安全について から について答弁させていただきます。

議員がおっしゃる場所については南上原のサンエーから琉大東向けのカーブを越えた交差点と、あと1号公園前のT字路の交差点だということで理解していますのでそれについて答弁させていただきます。

まず、この南上原から琉大東口向けの交差点についてはそこは9メートル道路と6メートル道路の交差点でございます。6メートル道路の両横断歩道については関係課と調整して早目に設置していきたいというふうに思います。

あと、9メートル道路についての設置ですけれども、近くに急カーブがございますので横断歩道を設置することによってより危険にならないか、関係機関の指導も仰ぎながら対応していきたいと、検討していきたいと思っております。

それからもう1点の1号公園前のT字路交差点についてですけれども、これは歩道整備後は現状確認を行い横断歩道が必要であれば設置していきたいというふうに思います。

あと のサンエー前の十字路の信号機について、右折可能な機種に変更要請についてということで、平成23年6月10日に南上原地区自治会から要請を受けて当局も平成23年、同じ年の6月13日付で宜野湾署へ要請書を提出しております。それに基づいて宜野湾署のほうでは、信号のサイクル、時間を調整して対応しているとの回答がございました。まず、時間を早めることによって渋滞の緩和につながるということで

ございました。現在この場所は一番混むときで、宜野湾署の調査では七、八台の車であるということで、信号機の改良についてはまだ検討の必要があるということでもございました。また、時差機能の信号機を設置した場合、そのほかの交差点に影響が出るのではないかとということで慎重になっているところですのでということでございました。その交差点は交通量はふえるばかりですので、機会あるごとに我々としましては改良していただくよう要請していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 順を追って再質問をさせていただきますが、先ほども一括交付金の件は徳正議員も質疑応答ありましたので大まかなことは情報として入っておりますが、いつごろ、どのぐらいの規模でできるか、特に図書館なんかの地元の希望が以前からたくさんありまして、今当局の説明では なんかも含めて複合施設と一緒に1カ所のイメージがあるんですが、この避難タワーはやはり国道の上に避難するためにもその距離があるところは何カ所か必要でないかと思われませんが、それも含めて大体一括交付金は10年間続くというので徐々にという考えもあるかもしれませんが、当初の計画はどのぐらいの規模でいつごろまでに何とかできるんじゃないかと。予測でも結構です、ある程度の目標、規模をお聞きしたいのですが。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えをいたします。

いつごろ、どれぐらいの規模かということでございますが、現在、護佐丸歴史資料図書館建設準備委員会が設置されておりますので、詳しいことはこちらのほうでの決定というふうなことでなると考えております。

それから資料館とそれから防災タワーを兼ね備えた複合施設というふうなことで考えておりますので、現在のところは1カ所というふうな

ことでとらえております。ただ、防災タワーの
みを建設ということになってきますと、津波が
いつ襲ってくるかよくわからない状態で、それ
のみの建設というふうなことは少し財政的にも
厳しいものがあるのかなと感じております。で
すから何かの施設を建設するときにそれも防災
タワーも含めた施設にするということはまた今
後検討しなければならないことだというふうな
ことで考えております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 課長は予算的に厳しい
とおっしゃっていますが、一括交付金でそうい
う計画も含めて、やはり優先順位は結構先のほ
うだと思いますので、ぜひそういうのをお考え
いただいて。沖縄では地震で津波が発生するの
は30分ぐらいで想定されておりますので、それ
を勘案してその範囲内で避難できる防災タワー
がやはり必要だと思いますので、その努力もぜ
ひお願いいたします。

大枠の2番に移りますが、前々から新しい学
校のグラウンドの芝生化もずっと要請してまい
りましたが、皆さんの芝生化に対して理解して
いただいて決定していただいたことには大変感
謝申し上げます。

植栽の件についてですが、やはり植栽につ
いては目的とか環境とかあるいは将来の状況なん
かも勘案しながら決定しなければいけないん
じゃないかと私は思っています。そのためにも、
多分設計者のお考えで建設されていると思うの
ですが、それに右へならえするのではなくて、
独自でやはり検討していただいて、よく学校な
んかにもありますよね、枝打ちが長いこと放置
されて急にトラ刈りになったりとか、あるいは
台風でひっくり返って、植栽、植えかえしたり、
そういうのも勘案しながら、今課長が提案した
樹木なんかも大分考えていただいているなとい
う感じがします。そういうふうにしてよくぜひ
やっていただきたいと思います。

ですが、これは校章、校歌については準備
委員会にお任せすることですが、一般公募も考
えてはいかがかと思いますが、いかがでしょう
か。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰
弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたし
ます。

先ほど申し上げたように校章、校歌部会とい
うのが立ち上がりました。公募それから依頼と
いうふうなことにしてもこの部会の中で検討
させていただきたいと思います。御意見を参考
にして、また部会で進めていきたいと思いま
す。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 新しい学校ですし、
我々、母校も多分北上原でもそうだと思うので
すが、南上原も、私たちの学校だと、そういう
気持ちが強いところがありますので、あの地域
に、あるいはまた琉大ともリンクしたすばらし
い学校ができると思いますので、ぜひまた誇れ
る校章あるいは校歌もぜひお願いしたいと思
います。

それでは大枠に3に移りますが、最近本土の
ほうでも朝の登校時、集団登校時に結構車の事
故が起きて、先ほど課長は変電所のコーナー、
あるいは糸蒲公園前（いとかま公園前）コー
ナー、そこはぜひという話がありましたが、あ
の通りもう通学路になって、これから人口も相
当ふえてきますので、できたら一面、何とかし
て努力して、一挙には無理かもしれませんが、
事業箇所を見つけていただいて、優先順位をつ
けてぜひ全面ガードレールをお願いしたいと思
います。

それから、歩道の整備についてですが、管理
も若干悪い時期もありますし、それと今砂利を
引いていますが、将来のために多分、工事する
ため、目的だと思うのですが、道路のコンク

リート縁より下がっているのですよ。そこは水がたまって歩きにくい、また工事車両が今多いものですから、結構車道を歩いている子供たちを見受けますので、できるだけ早急な整備をお願いしたいと思います。

また琉大の附属小学校に抜ける歩道整備の予定は入っているんですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

琉大附属小学校の9メートル道路については、一たんは歩道整備を終えたのですけれども、ダンプ等とか工事の車両で大分傷んで、補修しなくてはいけないと思っていますので、その辺を時期を見ながら歩道整備をしていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 ということは、こっちの中央線の整備とは異なるということですか、了解しました。でも、向こうは片側しか歩道がなく住民生活課長が歩道の線引きは厳しいとおっしゃっていますが、東側に向かって行くと左側しか歩道がないので、T字路過ぎたら右側しかないわけです、どうしても横断しないといけない。そういうところで子供たちが、今、歩道整備も遅れて、道路を堂々と歩いたり、渡ったりしているものですから、そのところも含めて。

それと、横断歩道の線引きをする線と、測線との距離なんかは法定で決まっているんですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。
住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

この距離については、ちょっと宜野湾署のほうと確認しながら後で報告したいと思います。よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 できるのでしたら、いろいろ決まりがあるかもしれませんが、横断歩道とストップ線の距離は少し長めにとっていた

だきたい。車がとまっても線より若干ずれて飛び出しているのがあります。その前に、前から突っ込んでくるんですよ。ですからもう横断歩道に完全にバイクが乗っかっている現状が多いものですから、そのところも考慮に入れてください。

あと、今 にいきますが、この交差点は東側、西側の両サイドには矢印がついているのですか。南側北側のラインには矢印がなく北側から南に抜ける直進が多くて、南側から奥間におりる車が抜けないのです。ここはもうそういう状況のもとで、重大な事故もあります。今も見ていても下手すると横断歩道より前に出た車は1台ぐらい抜けるけれども、あとはもう三、四台も堂々と信号無視をしています。そうじゃないとはかないんです。とにかく地元の安全を含めて、結果的には横断歩道に車をとめている現状です。子供たちの安全も厳しいです。そのところも含めて早目に設置要請をお願いしたいと思います。以上で終わります。

議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時28分）

~~~~~

再 開（11時28分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 それでは議長の許可を得まして通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず1点目、事務委託制度の見直しについてでございます。

現在、本村では各自治会ごと、字単位で事務委託者を配置していますが、その趣旨は本村の円滑な運営をするためとなっているが、その趣旨は達成されているかどうか。

また、24項目の事務委託事項が契約されているがちゃんと履行されているか、また本村として十分に活用されているか伺います。その費用対効果は十分達成されているか、今後見直すべきではないかと考えていますが、村長の見解を伺います。

そして2点目、職員に対する防災教育と訓練についてでございます。

職員に対する防災教育は行われているのか、また訓練についても実施されているのか。なぜ、この質問をするかと言いますと、去る5月23日の吉の浦会館での防災講演会への職員の参加が少なかったんじゃないかと私は見ていますけれど。それはなぜかと言うと、いざ防災、災害が起きた場合は職員の皆様方が現場の指揮をとるわけです。やっぱり職員を徹底して事務だけじゃなくてそういう災害があった場合に職員は現場での指揮官にならんとはいかないわけです。そのためにも防災知識とか、あるいは訓練をして身につけておかんといかんと思うのです。そうしないと私は村民の生命、財産は守れないとそういう意味から質問をしておりますので、村長よろしくお願いいいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の事務委託制度の見直しについてでございますが、詳細につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきますけれども、前々から議員はこの辺の見直しはどうかという御意見がありました。真摯に耳を傾けさせていただきます。

前年度から自治会運営費の見直し、これ納税奨励金を廃止しましての見直しをさせていただきました。正直なところ、これも手探りの状態で初めての試みですから、こういった形で活性化につながっているのかという検証も含めまして今年度もそれを何がいいのかを探りながら

をやっていきたいとは思っておりますけれども、先ほどから、事務委託の部分についても同じでございます。これがおっしゃるように費用対効果をしっかり生んでいるのか、それも含めてしっかりこれは調査していきたいなと思っております。

大枠2番の職員に対する防災教育と訓練については、これも総務課のほうで詳細をお答えさせていただきますが、先ほどお話がありました職員が先頭に立ってリーダーシップを発揮するというのは私も同じ考えでございます。そのために、やはり職員の意識をしっかりと我々が村民の生命財産、命をもちろん守っていくのだという意識を植えつけさせるためにも今後もいろんな訓練も含めて講演会、意識づけをしていきたいなと思っております。

その最初の段階での先ほどの講演会の話ですけれども、私の感じからしますと職員の数だけが多くて、参加者で、一般の方々が少なかったな、これ反省しないといけないなと実は課長会の中でも話はさせていただいたのですけれども、今後は住民の方々がたくさん参加できるような講演会のあり方、これはやはり土、日の夜のほうがいいのかなとか、今次の講演会に向けて検討しているところであります。職員の数が少ないということでありましたら、またそれもしっかりそういう意見があったということを踏まえて今後取り組んでいきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは御質問にお答えいたします。

まず初めに、事務委託制度の見直しについてでございますが、自治会長は自治会で選出し、村と事務委託を行います。その職務については村からの各種業務への協力、それと広報等の家庭への配布、マイク放送等によって住民へのお知らせの周知を行います。自治会においては住

民の要望、意見等を決定、村との調整などの業務。地域全体の問題についての村との連絡調整の役割を担っております。また、行政に対し住民の声を反映させるとともに、地域住民とのパイプ役として積極的にやっているものと考えております。以上のことからして、事務委託の趣旨の達成、それから事務事項24項目の履行についてもなされているものと考えております。先ほど、費用対効果については村長も答弁しておりますが、この辺についても今後どうするかについては検討が必要であれば検討をしていきたいというふうに考えております。

2番の職員に対する防災教育、訓練についてでございます。

先ほどの御質問の中で防災講演会の際、職員が少なかったのじゃないかという御質問でございますが、参加人数確認は、80名ほど参加人数がございました。その中で40名、資料今ちょっと持ってはおりませんが、40名余り職員が参加しているもの確認をしております。そういうことで今後、防災教育をする中で議員がおっしゃる職員が中心になっていくというのが当然であります。そういう中で、職員に対する防災教育ということで、去った平成24年2月にも総務課の職員を中心とした県との協力体制の中で、防災本部設置から各班への指示、それから報告、情報の共有及びマスコミ等の対応についての合同訓練等も実施してきております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私はこの事務委託料が余りにも多すぎるのではないかと、中城村の財政から見た場合、5,495万4,000円のお金を使って事務委託をさせていますけれども、果たして費用対効果について私は疑問を感じています。それとこの事務委託要綱を見た場合24項目もあります。それを見ますとうまく活用しているかどうか、それ事務委託者をうまく活用して

いるか、疑問を感じる。今先ほど総務課長からありましたように、極端に言うと事務委託事項の1、文書図書等の配布及び広報伝達についてのみが行われているんじゃないかと、極端に言うと。若干あると思う、これ一つ一つ言うと、例えば教育委員会はどのように活用しているの、事務委託者について。例えば、私の考えではそういう自治会長を活用し子供たちの登下校時の交通安全に関するものとか、いろんなたくさんの項目があるわけです。これはすべての課にまたがっているわけです。例えば、国民健康保険税の収納率向上のために協力に関するものとか、いろいろありますたくさん。皆さんこれ、読んでいます。それを活用してやらないと、何の意味もないです。報酬は月額14万1,400円です。それに俗に言うボーナス、報奨金が6月に100分の200、12月に100分の200。まさしく臨時職員並みですよ、仕事の量からすると以上かもしれないです。そういうのを考えてやってもらいたいと思っているし、そして村長は、村長になってからよく言われていることは、村政運営から経営という言葉がよく使われています。この意味を適用した場合どうなのか。よく村長は、議員時代は費用対効果をよくおっしゃっていました。果たして費用対効果を検証したことがあるかどうか。私はこれをもっと真剣に考えてその分、予算を行財政改革の中でやって、その余った予算を、別の分野で使うべきだと思う。例えば昨日の農林水産課の緊急雇用の問題です、国からの補助金を別の分野に使えないかどうか。事務委託を見た場合、耕作地状況調査に関することも入っているんです、それから統計関係の調査も入っているし農業畜産、そういうのに關するいろんなが入っているのです。なぜそういうことを事務委託者にさせないのか。そうすれば予算が浮くんでしょう、その予算を別に回せばいいんだ。

それと事務委託者の委託料を削減すべきだと

私は考えております。例えば、この事務受託者と契約する場合に、事務委託を怠ったり、あるいは不適任者と認めた場合には解任できなくなっています、今までその解任したことがあるかどうか伺います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

20年前近くになりますか、以前に1件解任と言いますか、契約していない時期が1カ所あります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 1回ありましたね、そのときに、じゃあその自治会は税の徴収率とかについては、かえて向上していました。だから必ずしも自治会長イコール事務委託でとらえていいのかがどうか、そこら辺をひとつ検討してもらいたいと思います。村長はこの前は、これは今までの慣習だということでありました。今、また2期目の村長選挙に向けて改革には終わりなしという言葉を使っていますから、やはりこういうタブーに切り込んでいかないと、若いんだから。私も期待しています。応援します、こういうのは。

そして各課長に、もう一度この事務委託要綱を読んでうまく、この事務委託者を活用するようにしてください。そして5,000万円の効果を出してください。そうなると臨時職員なんか要らないんじゃないの。今臨時職員が何名いますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 村全体で100名ほどの臨時職員がおります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 そうですよ、だからそういうものも、今仕事がなく大変な不況ですけども、わかりますけれど、うまくこの事務委託者を使えば私はもっと臨時職員を減らすことができると思います。それは村の財政に

大きく寄与すると思います。例えば水道課におきましては、下水道接続に関してもちゃんと書いていますから、水道に関する、各課みんなあるわけです。実際今、事務委託者にどういう内容の指示をしているかという1項目だけしか私は考えていません。そういう意味でひとつ、村長を中心に、村長も一緒になって真剣に考えていただきたい。これ一律均等割は14万1,400円になっております。これにもこういう報酬については検討する余地が十分あると思うのです。人口割でいっていますね、世帯割でいくのか。人口割といたら赤ん坊から年寄りまでです。しかしお互いはチラシなんか配る場合は世帯の戸数でやっていますでしょう。そういうのも考えていただいて報奨金についても十分検討すべきだと思う。ひとつその辺も検討していただいて、運営から経営に持って行って、村長の意向を十分達成できるように。私の考えは村長がおっしゃっている運営から経営というのはやはり費用対効果を主に考えていると思うのです、それを1つずつ考えていただいて、その予算に合ったような、費用対効果を出すような努力してもらいたい課長の皆さん方は事務委託者に頭が上らないような気がするのです。年も先輩だし、地域の自治会長ということで余り指示もできない、ある意味では職務命令、村長と受託者の関係はどういう関係になっているか。村長の指示に従わなければ解任することができるようになってきているのです。その辺を自治会長にこういうことですよということを理解を求めて、理解の上に契約を結ぶということにさせていただければもっと効果が出てくると思います。そういう意味でひとつ村長、よろしくお願いします。

それと2点目、職員に対する防災教育と訓練ですけれども、村長は職員が多くて住民が少ないということを言っていましたがある意味では皆さん方、住民に対するPR不足じゃないの。職員40名というのは、3分の1しか来ていない

です。私が言いたいのは少ないというのは、職員の全体に対する参加職員の数が少ないということ、また全体としても確かに少ないです。なぜ住民がああ講演会に参加する方々が少なかったか。この反省点は総務課長、何ですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

職員が全体の3分の1しか参加をしていないということについては、防災については役場や職員が中心になるのは当然だと思いますし、その辺を含めて今後、今回も庁議を初め各課においても時間がある、許す方は必ず参加するよということをお願いをしております。村民についてもチラシを配布。それから防災無線での周知等も実施してまいりましたが、残念ながら80名ほどということになっております。その辺も踏まえて今後、村民への周知をする場合に自治会長の委託業務の中を含め、防災無線、情報の伝達は小まめに実施をしていきたいというふうに考えます。職員についてもぜひこういう村民を網羅した事業については参加できるように体制をつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長、時間の許す職員は受けなさいじゃなくて、全員受けなさいという指示をしないと、村長。時間が許す方々というみんな行かないです。ある意味では半強制的な職務命令でもって職員の資質向上のためにも、絶好のチャンスです。普段は皆さん方こう講演会やっていないでしょう。人の話を聞くというのは大事なことだと思うのです。

課長、それと5月号の広報ですか、自主防災組織を立ち上げましょうということで配付されています、これを読んだら何か人任せのような感じがするんです。自主防災組織というのはやはり自治会単位でやらないといけないでしょう。これだったら何か四、五名でもいいからやれと

いうふうな他力本願的な人に任せているような気がするんです。だからそういうのは出す前に自治会長にやりなさいと、ちゃんと指示して職務命令的にやっておく。報酬ももらっているのだから、聞かない者は解任すればいいんですよ。そういう意味でもうちょっと事務委託者に対しては強く指導もしながら教育もしないと、聞かない、反抗する者は切って新しい人にかえるぐらいの勇気を出しなさい、村長。

それと村長、今村長は北中城、中城消防組合の管理者ですね。消防団員を見てくださいと少ないし、一般企業からですね。そこでこの職員の防災教育との関係ですが、職員を消防に1週間でもいいから職務免除で体験させる方法はどうですかと、提案をしたいのです。職務免除して、消防で1週間訓練を受けさせる、知識、体力的な訓練を受けさせてまた戻すということもいろんな面で、1つの職員の資質向上になると思うのです。村民のニーズがたくさんありますから職員はいろんな技術、知識を、いろんなものを吸収しないといけないと思います。そういう意味では中城村からも消防団職員を5名ぐらい、若い新しく採用した職員がいますが、そういう人たちを熱いうちに訓練させて身につけさせる方法も1つの職員の資質向上につながると思いますので、1つ検討していただければ幸いですと思います。

それと村長は先ほど護佐丸歴史資料館と防災タワーとの複合施設の話をしていましたが、その前に村長は以前の3・11の津波の際に、今後公共施設をつくる場合は防災も考えてつくると言いました。これは場所の問題だと思うのです。今、場所は吉の浦会館の周辺だということでありまして、私はいかがなものかと思うのです。やはり、この前の講演を聞いたら7メートルだと言っていました。じゃあ7メートル以上のところには公共施設を持っていかないと、図書館も護佐丸歴史資料館もばあになるでしょ

う。人命は助かるかもしれないけれど、7メートルは、あくまでも想定ですから、その上をいって20メートルぐらいのところはその施設をつくることを考えないと、吉の浦は2メートルぐらいでしょう。3階建てをつくっても結局は被害を受けるわけです。それも勘案して、すべて吉の浦周辺だけではなくて、上地区にも考えたいかかかと思うんです。

そういう意味でひとつ真剣に考えて、そして総務課長、訓練をたまには図上訓練も実施しながら役場職員だけのいざとなったときの、君はどこの担当、前もって決めておいて図上訓練、地図の上で訓練するという方法も訓練しておかないと、いざというときには動けないです、体で覚えるということ。頭で幾ら覚えていてもいざというときには動かない場合があります。そういう意味でひとつ職員に対する訓練、教育を徹底していただきたいことと、1点目の事務委託者についてはもうちょっと、村の活性化につながるような、効果のあるような活用をしていただくことを願っておきます。以上。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時56分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて9番 仲真功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲真功浩議員 皆さん、こんにちは。お昼の後だけにちょっと睡眠をとりたくなる時間帯になっていますけれども、本日私が一番最後の一般質問でありますので今しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。それでは通告書に従い一般質問を行います。

まず初めに村の教育行政について伺います。

中学校のプール建設についてのアンケート

調査の結果によれば、早急な建設を要望する声が多いが中学校のプール建設計画はどのようになっているのか改めて伺いたいと思います。中学校における水泳の授業をどのようにとらえているか、また授業実施への対応はどのように考えているのか。今年度から中学校で全面的に実施される新学習指導要領への対応状況はどのようになっているのか。幼稚園関係について、・幼稚園の新築、耐震改築計画はどうなっているのか。・中城南小学校区域の幼稚園の入園、通学の問題への対応はどのように考えているのか。

3つ目に、津覇幼稚園の組編成の当初段階において2組か3組かで問題があったとの声が聞こえましたが、真相はどうだったのか伺いたいと思います。

次に企業誘致と地元住民の安心、安全の確保について伺います。

吉の浦火力発電所の試運転開始に先立つLNG受け入れ作業中に、余剰ガスの不完全燃焼が原因とも思われる低周波振動が発生し、付近住民を不安に陥れ、泊と久場自治会が沖縄電力に抗議決議する事態が発生しました。これは全く想定外ではなく、ある程度の発生可能性があるとして、私は平成16年3月定例会の一般質問以来、幾度となくグリーンベルトやバッファゾーンの必要性を村当局に要望してきたにもかかわらず対応がなされなかったことが事態をより悪化させてしまったと認識しておりますが、村当局の認識、今後の対応はどう考えているのか。

久場地域を市街化地域に指定して、旧ヤード地帯を工場適地と認定し、企業誘致を計画しているとの情報もありますが、それは事実か。また、どのような企業を想定し、どのように企業の誘致を進めていく計画なのか伺いたいと思います。簡潔で明確な答弁を求めます

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番、村の教育行政についてでございますが、 から まで詳細は教育委員会のほうでお答えさせていただきますが、私のほうで前から再三御質問があるプール建設について改めて見解を述べさせていただきたいと思います。

議員も御承知のとおりプールは建設しないのではなく、建設できないというのがあるというのを御理解いただきたいと思います。私どもの考えでは何とか建設に対しての資金的な部分よりも物理的な部分で問題があると、御承知のように北側には住宅があり、南側には庁舎がありと、この学校敷地内でプールをつくるというのは非常に困難だというのが前々からの見解でございます。今後、可能性があるとしますとやはり北側の住宅、南側の庁舎、どちらかが移転があったときに、どうやっていけるのかというのが現在までの見解でございますので、アンケート調査なりされたと思えますけれども、当然私どもはニーズは高いというのは認識をしておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。あとは教育委員会のほうで答えさせていただきます。

大枠2の企業誘致と地元住民の安心、安全の確保については企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 仲眞功浩議員の御質問に御質問、大枠1番、村の教育行政についてお答えいたします。

やはりプール建設については村長がおっしゃるようなことで私も同様に思っている次第です。

とそれから の幼稚園関係についての中での幼稚園の新築、耐震改築計画はどうなっているかについては教育総務課長より、 、そして

の下の2つについては主幹より詳細を述べてもらいます。

それからアンケート調査の結果についての感想ということですが、住民の懇談会とそれからこれまでの議員からの質問等々でこのプール建設はやはり何とかしなければならない、最優先の課題だというふうに思っておりますので、アンケートの結果はやはりそうなるであろうというふうなことで思っております。

教育委員会としてはやっぱり子供たちの水泳の学習環境を整えるという使命がございますので早急にその課題についてはまた慎重に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲眞議員の御質問にお答えしたいと思います。

大枠1番の 中学校のプール建設についてのアンケート調査によれば早急なプール建設を要望する声が多いが、中学校のプール建設計画はどうなっているのかということですが、中学校のプール建設については教育委員会としては、用地予算のめどがつけば最優先して取り組むべき課題だと思っております。過去に、中学校の管理棟の屋上とか、国道沿いの駐車場の一角、現在の運動場の敷地、体育館に隣接させて運動場に設置、それから校外の職員駐車場に設置するなど多くの案が検討されましたが、いずれも問題があり断念しております。また現在、技術教室棟の一角が検討されていますが、改築スペースの問題、文科省の補助事業や防衛庁の防音工事補助金返還等の兼ね合いで課題も残っております。今後はいろんな可能性を探って最優先の課題として取り組んでいきたいと思っております。

次に の幼稚園関係について、幼稚園の耐震改築計画はどうなっているのかということですが、両幼稚園とも昭和54年3月に建設され、築

33年と老朽化が進んでおります。教育委員会としては併設か、統合かなどの方向性を探るため今年度は準備委員会を立ち上げ、来年は耐力度調査を入れ国庫補助事業が可能かどうかを確認し、可能ならば改築か新築の方向で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは仲眞議員の大梓1の 中学校における水泳の授業をどのようにとらえているか、また事業実施への対応はどのように考えているかということに関してですが、まず中学校の学習指導要領においては第1学年及び第2学年においてはすべての生徒に履修させることとなっております。ただし書きがありまして、しかし水泳の指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるということになっておりますが、やはり水泳は必要であろうということで昨年度中学校が今年から新指導要領の教育課程になりますので、その期に近隣の小学校のプールが使えないかどうかということを検討、調整してまいりました。しかし中学校では今、週29時間の授業を組んでおります。移動にかかる時間等を含めると隣の小学校のプールを使用するには厳しいということ。それから長期休業に実施してはどうかという提案もしました。これに関しては水泳の授業をしますから、教育課程ということで授業日、生徒は出校、職員は出勤という形をとりますが、その場合に2週間程度必要ではないだろうかといふうなことで、多少検討せざるを得ないところがありますということで今保留になっているところであります。

しかし、どうしても事故防止、水難事故に対応するような内容に関してはしっかり指導していくというふうなことで安全の指導、救助法の指導に関して行ってまいっております。

続きまして、幼稚園関係についての中城南小

学校区域の幼稚園への入園、通学の問題への対応はどうなっているかということに関してですが、中城南小学校には幼稚園が併設されません。従来どおり津覇幼稚園への入園となります。今度、通学バスを2台購入して幼稚園児のみならず、上地区の通学、通園に対応してまいります。

もう1つですね、津覇幼稚園の組編成の当初段階において2組か3組かで問題があったと聞くが真相はどうだったのかという件ですが、幼稚園の新年度の学級編成をする時期に津覇小入園予定者が72名であり、中城村立幼稚園管理規則第4条3項、「園長は前項の規定にかかわらず特別な事由があるとき教育委員会の承認を得て異なる年齢の幼児で編成し、または35人を超えて編成することができるものとする」ということで2学級編成を予定していました。しかし最近、特別支援を要する園児が多くなりつつあるということで、学級編成により一人、一人に目が行き届く保育をするためには3学級編成にしていくということで3学級編成となっております。以上が経緯となります。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、仲眞功浩議員の御質問にお答えをしたいと思います。

大梓の企業誘致と地元住民の安心、安全の確保についてであります。これは全く予想外ではなく、ある程度の発生可能性があるとして平成16年3月定例議会の一般質問以来、幾度となくグリーンベルトやバッファゾーンの必要性を当局に要望したにもかかわらず対応がなされなかったことが事態をより悪化させてしまったという認識を持っておりますが、村当局の認識と今後の対応ということでありますが、今回の事態については沖縄電力は初めてのLNG発電所建設に対するリスクマネジメントの欠如と認識をしております。

今後の対応ということですが、1号機の営業運転に向けて地域住民と一緒に、二度と発電所から事故が起こらないよう監視体制を強化していきたいと思っております。

それから、久場地域を市街化地域に指定して、旧ヤード地帯を工場適地と認定し企業誘致を計画しているとの情報がありますが、それは事実か、またどのような企業を想定し、どのような企業の誘致を進めていくかということですが、企業誘致を行っているという事実はありません。それからどのように企業誘致を進めていくかということですが、これは村全体的な考え方になりますが、企業誘致を進める上ではやはり村有地の誘致ゾーンというのがありません。ですから地権者と地域の合意形成がどのように解決するかということが課題と思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それぞれについて、質問していきたいと思えます。

まずプールの建設計画についてですけれども、今お話によりますと、今のところ、いつ、どういう形でという、要するにプールの建設計画は全くないと、そういう考えでよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

今現在、場所とか決まっていますので、まだ具体的な計画はありません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 大変悲しい事実だと思えます。今の吉の浦運動公園ですが、その近くのプールがあったものを撤去した、そのときに中学校のプールは必ずつくるという約束をしながら、全く何もやっていないという、何もしない、証拠のあらわれだと思えます。

場所が、物理的にいろいろないとおっしゃいましたけれども、村長、近隣住民、私の家も含

めているだろうと思えますけれど、それについては、移動とか協力とか、一切そういう話は出ませんでした。その辺もなく、全く物理的に不可能とか、そういうものが、私以外にそういう話があったかどうかわかりませんが、私はそういう情報を得ていませんので、この辺は本当に努力というのが、なされたかというのは非常に疑問なところがあります。

いずれにしても、もう当分プールはできないと思うのです。

私はこのプールについてのアンケートを行いました。これは前々からわかっていたことではあるんですけど、実際に本当に保護者の皆さんの生の声がどういうものかというものを少しでも知っていただきたいと、そういうものを作るために一応やりました。150枚のはがきに対して、大変少ない39枚という回答率で自分でもちょっとがっかりしているところもあるんですけども、生の声が入っていると思えます。これはぜひ認識していただきたいと思えます。それ以上のことは、もう建設については申しません。

次、中学校のプールの授業についてお伺いします。先ほどの話によりますと、指導要領にはいろいろありますけれども、必ずやりなさいと、ただし書きがあります。私もそこは理解しております。やらないということでしたね。大変悲しいことだなと思えます。この辺をちょっと押さえていただきたいと思えます。私のプールについてのアンケートの中で、問5の、その他あなたの意見をお聞かせくださいとありまして、この中で中城中にない場合は他市町村のプールを借りて授業をしてほしいとか、あるいは西原マリンビーチを利用するのはどうでしょうか、そういういろいろ本当に生の声があります。この辺は本当にこういうのを酌み取ってやっていただきたいと思うのですけれども、残念ながらそういうこともできないということでした。大

変残念であります。

それから、先ほどありますようにこの指導要領には確かに。ただし書きがございまして、もし水泳場が確保できない場合はやらなくていいと。ただし水泳の事故に関する心得とかそういうものはちゃんとやりなさいと明記されていますよね、それはしっかりとやっていただけるのでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり水泳の心得それから安全面、救助法等に関しては実地はできないのですが授業の中で行っていくように指示をし対応してまいります。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 このプールの問題を終わるに当たりましたもう一つ、教育長あるいは課長、アンケートについて生の声をたくさん載せました。それについて具体的にどのように感じたのか、どういうものを強く感じたのか、保護者の声について。もし何かそういう感じたものがありましたら声をお聞かせいただきたいと思います。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

この中学校のプールについてのアンケートですけれども、3番目のなぜ中学校にプールが必要だと思いますかというところに、1つ目のほうとして、あって当たり前が54%、それから高校で子供たちが困るから51%、この点に私はやはり教育委員会にいる者として大変衝撃を受けました。高校で子供たちが困るからということですので、高校の学習指導要領にも水泳の指導があるかということで調べておりますけれども、やはり普天間高校へ行った際にも1年生、2年生それから3年生で選択のような形でプールの

水泳があるということです。そういったときにやはり、子供たちが水泳ができない、あるいはうまくないというふうなことで大変困るだろうなというふうに考えております。

それから、皆様のこの生の声です、これはもう一つ一ついろいろな意見がございまして。またその辺も尊重しながら鋭意、敷地外に用地を求めていくかどうか、それからまた村長がおっしゃったように庁舎が移転した際にはぜひ、ぜひプールを先にとということで思いを伝えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 課長にも聞きたかったのですけれどもよろしいです。

私が一番、ほとんどみんな大変だなと感じたのですけれど、特にこの問3です、なぜ中学校にプールが必要だと思いますかというところで、その声として7番です。「子供が、高校で困ると話していた。おれはうまくないから苦労していると。でも楽しいから頑張ると、中学校からあればもっと楽しかったのではと思っています」とか、それから、8番、「楽しみにしていた。また高学年になり泳ぎの距離をととても伸ばしていたのに続けられないことで子供がショックを受けている」とそういうことがあったようです。本当にこういう生の声というのは真摯に受けとめていただきたいと思います。子供たちは、できればここの中にありますけれども、中学校をかえたいと考えたという、ありますよね、この声としてほかの中学校も考えた。それが事実なんですよ、皆さん継続は力なりとか、いろんなことをすばらしいことをおっしゃいますけれど、まさにこれです、子供たちがショックを受けるのです。継続は力なりだけれど継続できない。そういうので、子供たちの夢も終えてしまう。そういうようなことであります。

その辺は本当にこれは、私は金で解決できる

問題だと思っています。やる気があれば。

次に進みます。

中学校の新学習指導要領で、武道とダンスというのが入ってきます。中城村はそれに対してどういう対応をするのかお伺いいたします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

中学校は今年から武道の必修化、それからダンスの必修化というふうな取り組みがなされていきます。武道に関しては指導要領の中では柔道、剣道、それから相撲と。その他地域学校の特色に応じてというふうなことがございます。それで武道に関しては空手を選択し。それからダンスに関しては現代的なダンスというふうになっております。そういうふうな中学校のほうで対応していく予定でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 では、武道に関しては空手をやるとそれからダンスに対しては現代的なというんですか、では1つお聞かせいただきたいんですけど、ダンスですね、現代的なという感じですけど、具体的にはどういうのをやっていきたいというふうに考えていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

現代的なダンスを選択しますということをお報告を受けています。その内容までは今ちょっとわからない状態です。大変申しわけございませんが、現代的と言うと、もう最近はやりのテレビに出てくるようなヒップホップであったり、ブレイクダンスであったりというふうな部類も授業で取り入れることができていると思っています。先生方においてはまた研修会等でそういう研修もなされています。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この現代のリズムでしたか、それに関しては何か子供たちの間ではヒップホップと言うのですか、こういうストリートダンス系みたいな、非常にこれに興味があって、ある意味では期待しているというあちこちの学校であります。喜んでやるとか、表現するとか、友達とのコミュニケーションをやるというのがダンスの大きな目的になっていきますよね。ということはやはり子供たちが進んで一生懸命やるという意味においては、子供たちがこういうヒップホップとかストリートダンスとか、こういうものに非常に興味があるということは、この辺も考慮しながらぜひダンスの選択というのを進めていったらいかかかなと思います。それに対する教員の養成とか確保とかいうのも大変ではあると思うのですが、その辺についてはどうお考えかお聞かせください。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで子供たちがみずから進んで取り組むということはやっぱり学習の一番の基本だと思います。意欲があるところに自主性があったり、表現力に結びついたり、それから楽しくて友人関係も含めてコミュニケーション能力も高まってくるだろうし、こういう選択する、みずからという部分に重きを置いてまた学校の中学校の体育の先生等とも連携しながら指導に当たれたらと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 教育委員会としては、先ほど申しましたように今回は武道は空手ということになります。そして現代的リズムのダンスをやるということですね、ダンスに関しては、

教員とか指導員の確保というのは大変厳しいところがあるかなと思います。授業でやるわけですからそれなりの資格を持っていないとだめなところもあるのではないかなと思います。具体的にはどのような活用があるかもよくわかりませんが、その辺をしっかりと検討していく必要があるんじゃないかなと思いますが、よろしくお願ひしたい、取り組んでいただきたいと思います。

それから次、同じ学習指導要領の関係についてであります。平成23年4月28日付で初等、中等教育局長通知ということで、中学校教材整備指針というのが出されていると思います。これはそれによって教材整備の10カ年計画が策定され、普通交付税として単年度財政措置が今年度からスタートしております。

この教材の整備計画、局長通知によって示されている中学校の教材整備指針、これと比較して、現状と比較して足りないところは、この10年計画で措置されますので、その10カ年の中でぜひともやっていかないといけないと思います。特に理科教材については力を入れてやりなさいというような財政措置もあります、御承知でしょう。この財政整備指針に基づいて現状としてどういう状況なんですか、この整備指針と比較した状況というのをまず最初にお聞かせ願ひたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 学校理科教育設備事業というのがありまして、平成22年度から整備しております。平成22年度には小学校、中学校の新学習指導要領全面実施に向けた理科教材の整備のため国の地域活性化経済危機臨時交付金を活用して理科教育設備を充実させるということで事業を行っております。

小学校には顕微鏡とか人体模型、鉄製スタンドとか地球儀とか、デジタル画像システムとか、中学校には顕微鏡、電源装置、衝突実験機とか、

中学校理科ビデオ等を設置しております。小学校には299万4,835円。中学校には191万9,820円ということで既に理科教材については進んでおります。

それから、それ以外に新学習指導要領実施に向けた取り組みということでＩＣ関係の整備とか、そういうものも行ってあります。平成21年度には地デジ対応のテレビの買いかえとか、それから教育用パソコンが118台、教務用パソコンが60台。中学校においてはテレビが23台、教育用パソコンが48台、教務用パソコン30台、校内の整備とかを行っております。

それから今年度の平成24年度は、これも理科教育設備整備事業ということで中城小学校には天体投影機、それから学習セットとか、防水デジタルはかりとか、そういうものを今予定しております。

それから津覇小学校は指導用のデジタル教科書、3年、4年、5年、6年各1つずつ。それから顕微鏡とかを予定しております。

その申請が備品購入計画ということで既に計画書は出してあります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、いろいろ細かいことを述べておられたのですが、ちょっと私の真意が伝わらなかったようであります。私が聞きたかったのは、中学校の教材整備指針というのがありますよね。その中では学校単位でどの程度とか、あるいは学年当たりとか、あるいは1学級当たりとか、あるいはグループ等ありまして、4人当たりとか、8人当たりで1程度とか、いろいろございますよね。そういうものと比較して本村の整備状況はどうなっているのか。それについて当然差が出てきていると思いますが。それを皆さんはこの交付税財政措置されたものによって、なるべくこれに近づけるというような方向でこれ整備計画をやっていかないと、思うわけです。整備していくための計画という

のはやられていますかというのを、計画して
いますかというのを聞いたかったのですが。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

議員がおっしゃっているこの4月28日付の指
針、整備計画の指針、これについてはまだ情報
不足の感じがいたしまして、この10年間を見通
したこの整備計画を学校の、議員がおっしゃる
ように、学校で今、どのくらい充足しているか
ということの調査の上で至急、本村としての整
備計画をつくっていかねばならないという
ふうに認識しております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 非常に認識不足だと思
います。既に交付税措置が始まっているわけで
すよね、皆さんがちゃんとこの交付税措置され
たものを教育委員会が受け取って、本当にそう
いう整備計画に使われているかというのには私
は疑問を持っているのです。交付税措置という
のは一緒くたに来るわけです。だから、皆さんは
そういうのを知って計画をちゃんとやらないと
うまくいきません、整備できません。

ちなみに教育長あるいは課長にお聞きしま
すけれども、この交付税措置大体どういうふうな
規模で交付税措置をされているかお聞かせいた
だければなと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

今ちょっと資料を持ち合わせておりませんの
で、また確認して報告したいと思います。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 認識不足とはそういう
ことなんです。こういう通知もちゃんと出て
いるのです。大体の予算において小学校の18学
級規模において、これは大まかな数字ですが、
これ平成24年度の予算の作成される前ですけれ
ども310万円中学校の15学級規模で330万円ぐら
いなんです。だから小学校においては600万

円以上は財政措置で、交付税として入ってきて
いるはずなんです。その辺も踏まえてちゃん
とやらないと、皆さんの今回の教育委員会の前
算、備品整備費とか、それにはちょっとほど遠
いんじゃないかなという気がします。交付税措
置されていると言葉では聞いても、具体的にで
はどれくらいというのはやはりしっかりと把握
して、それに基づいて皆さん当然、予算要求す
べきだと思うのです。その辺の対応についても
少ししっかりやっていただきたいのですけれ
ども、その対応についての考えをお伺いいたしま
す。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

交付税措置の額と確認して、それに見合う予
算措置を要求したいと思います。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これも本当に認識不足。
10年計画で、単年度で幾らというのが方針とし
て文部科学省から出されているわけですよ。既
にそういう形で、総務省あるいは財務省もこれ
だけの交付税措置するということはもうやら
れているんですよ。だから皆さんはそれをしっ
かり詳しいデータをもっと取り寄せてでは具体
的な数値というものは幾らぐらいなんだろうと、
それに基づいてやはり予算の要求をするべきで
あって、皆さん予算要求をやられても企画課長
なんか、多い、多いとけって行くわけです。皆
さんは、そういう根拠を示さないと取れないで
すよ。10年計画もちゃんとしっかり立てて、指
針からどれくらい外れているからどれくらいの
数量とかたくさんあるはずですよ、特に理科の
備品についてはしっかりやらないと、あるいは
新しい武道の授業が入ってきます、それからダ
ンスも入ってきます。そのときに必要な物があ
るのかないのか、その辺をしっかりとしないだ
めですよ。例えば空手をやるには空手着が必要
だろうと思います、これは全く保護者の皆さん

に空手着を準備させるのか、あるいは学級単位で、あるいは学年単位で購入していくとか、整備というのはその辺もいろいろ考えてやらないと、これもちゃんと指針の中で示されていますよ、この場合は柔道着だけの話だけです。そうしないといつまでも遅れたままです。交付税措置の予算も取れないです、予算はある意味分捕り合戦ですから。そういう根拠があればしっかりと要求できるはずですよ。ぜひやってください。

次に移ります。幼稚園の新築、耐震改築計画はどうなっているが、これはもう要するに早い話がもう、結論的に言えばまだないということだろうと思います。これから検討する。私もこれについても何回やってきたかよくわからないのですが、あきれていますけれども、何も決まらない、何も進まないというのが現状であろうと思います。幼稚園も新築をやるのか改築をやるのかしっかりやってください。幼稚園、教育関係ですけれど、これで終わりたいと思います。

次に移っていきます。電力関係に移っていきますけれども、私は、ある程度この事故というのは想定されるということを言いました、平成16年の一般質問で言いました。だからこういう装置産業とかいうものを誘致するに当たっては、いろんな問題が発生しますよと、大気汚染、海水汚染、もろもろ振動とか騒音、そのために一番大事なことは住居に近い、住民の皆さんに近いということでグリーンベルトやバッファゾーンというものは、どうしてもやらないとこれは行政の力でやらないとということで再三言ってきました。それが全然、タッチされていないというのが私の認識です。具体的に話しましたように。先ほどの一般質問の中でも触れたかなと思うのですが、大分市の話では発電所の敷地から600メートル以上、離れているところでも植栽で、森林で一億六、七千万円のお金を使って、誘致するに当たってはバッファ

ゾーンをつくったと。これを平成16年に言っています。その辺が一切何も考慮されていなくて、いまだにこのバッファゾーンの話をしたら、知らないという話ですし、グリーンベルトもやらないという話でしたよ、私は企業立地・観光推進課長にいつか聞きました。久場地区で何か計画が出ていますけれども、これはグリーンベルトですか、バッファゾーンですかと言ったら、全然そうじゃないと言いました。今の話を聞いていますと、すべてが電力任せ、電力が改善すればできると、そういうふうな事態は解決できるというような認識を持っていますけれども、行政としてどういう対応を考えているのかぜひ、聞かせていただきたい。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをいたしたいと思います。

やはり議員御指摘のとおり、吉の浦発電所に関しては発電所予定地の中心から最寄りの住宅までは200メートルという近距離にあると認識はしております。

しかし、保安上の距離は確保されているということで建設を進めてまいったところでありませう。平成16年から一般質問においてグリーンベルトの必要性を訴えていたということですが、村としても平成13年から発電所建設計画をしまして、平成16年から平成18年2月までに地元連絡協議会を立ち上げまして、そこで10回の会議もしております。それから周辺地域協議会も平成18年から19年にかけて4回ほど開催してその中で地元の意向も聞きながら、建設を進めたという認識をしております。

その中でも沖縄電力の吉の浦発電所計画の中でやはり緑地帯ということで電力構内で5メートルのマウンドをつくって、そこに高木を入れて緑地帯を計画しているということで住民説明会等も開いた経緯があると認識しておりまして、

やはり我々としてもその沖縄電力が計画したマウンドの緑地計画で対応できるのではないかという認識をしております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 要するに行政としては、一切バッファゾーンとかグリーンベルトとかは考えていないと、大分県みたいな住宅地を離れているようなところでも、そういう考慮してやっているのに中城村はそういう考えは全くないと、電力内のグリーンベルトだけで植栽だけで防げると、そういう考えでよろしいですか。そういうような受けとめ方でよろしいですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

現在のところ、そういう計画で推進しているということでありませう。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 非常に悲しいですね。この7億円という電力関係の交付金、これがどういう目的で交付されているかというのが趣旨が全然わかっていないのではないかと思います。まずは地元住民の安全、安心を確保するのがこの交付金支給の一番の大きな目的なんです。

それが実際現実はどうだったかと申しますと、この交付金を我々のところに使わせると、交付金の争奪合戦がありました、これが現実でした。そのツケとして久場区民、泊区民がこれからのツケが両区民に降りかかってきます。こういうグリーンベルトだとかバッファゾーンがないということで後々大きな問題になってきます。これははっきりと私は警告したいと思います。悪い言葉で言えば交付金があるためにもう金に目がくらむというような感じで、肝心の地元の対策というのは長期的な対策というのは怠ってきたんじゃないかなというふうに考えます。

さっき行政はもう何もしないと申しました。

すべて電力任せだというような感じを受けました。電力のこういう改善、改造ですべて事故が防げるとかそういうもの、あるいは緩和できるとそういうお考えなのか、課長もう1回確認したいと思います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

これから電力は運転という形になりますが、その中で諸問題が出たときに電力だけで対応できるかという御質問だと認識をしておりますが、御承知のとおり沖縄電力の運転開始に伴って沖縄県、中城村それから沖縄電力と締結した環境保全協定がございます。それを遵守しながら今後二度とこのような事故が起こらないように、やはり地域と一緒に監視体制を図り、また電力においては情報を提供する情報公開をできるように、また地域とのコミュニケーションがしっかり図られるように村として強く電力に申し上げたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 あくまでも電力におんぶにだっこ、電力で対応しているのという姿勢が見えたようなんですけれど、幾ら電力がどんなに装置を改造してもこういうのは防げません、絶対に防げません。これは装置産業の宿命です。絶対にできません。近々の例を挙げましょうか、南西石油で起こった一昨年の油の流出です。あれは南西石油のオペレーションとか、装置とかそういったものは全く関係ないんです。向こうは全然ある意味過失はないんです。どうしてあれが起こったか、あれは船が接岸するときに起こっているのです。ぶつかってスピードが速くてこれで油が出た。そういうものです、装置産業と言うのは。幾ら電力がパーフェクトな自分の構内のところでパーフェクトな設備をしても持ってくる相手は船なんです。船のオペレー

ションミス、船のシステムの状況が悪いと圧力が上がります。説明を聞いた方はわかると思うのですが、荷おろしするときは圧力をコントロールしながらペーパーターンと言うのですか、圧力コントロールをしながらやっていくのです。課長、ガスプロアとか何とか言う表現をしていましたね。そういうものなんですよ。これはいつも正常とは限らない、何らかの形で不具合あるいは天候とか、そういうものになると荷揚げ中にシステムの不安定が生じてくるのです。それをカバーするのは電力のいろいろな安全装置なんです。だから幾らこれがきれいに働いても不安定になって余剰ガスがオーバーに出たらこれはもうフレアとして出ていくしかないんです、燃やして大気に放置することしかできないんです。だから皆さん、幾ら電力が100%改造、改善してこれを軽減しますと言っても、それはなくすことはできない。相手は第三者、外的要因というのが大きく左右してくるのです。だからこれ、ある意味もう起きてはいけないうですけれども、いつかは起こることは十分想定しないといけないのです。大きいのか小さいのかそれは別にして。だからそのために起こったときに、その影響を最小限にするのは何かというのはやはりグリーンベルトやバッファゾーンです。本土の皆さんは、そのためによく知っている。本土の皆さんは大分県はそれを重々知っている。中城村は知らないだけ。こんなに住民の近くにこの危険な企業を誘致してほったらかしてきている。私が言ったことは全部たわ事だと、恐らくそういう認識でしょう。今後も何もやらないということですから。

今一番問題なのは低周波だと思います、それから。低周波というのはどんどん出てきます、説明会でも言っていました、配管からも振動があると、これは装置産業の宿命なんです。どうしようもない、だからこういう振動を受けとめるのも緩衝するのはグリーンベルトでありバッ

ファーズンなんです。だからそういうのがないと、いいですか。次久場、泊住民の生活にどうという影響が出てくるかという低周波の音アレルギーです。音アレルギーと聞いたことがありますか、こういう音アレルギーという、低周波の問題が今大きくなっている。これは非常に難しい問題があります。行政もがんと認めていません。これが原因だというのは低周波だと言っていないです。その辺が出てきます、いずれそうなるかどうかということと公害問題です。その辺も十分考慮してやはりバッファゾーン、グリーンベルト、もう金をかけてやってください。私は本当に口を酸っぱくやってきたのに、この現実問題として起こったものを、これからでも遅くないから対応していただきたいなと思います。大きな問題になると思います。問題はこの振動はずっと発生しているわけです。抑えることはできないです。

次いきます。最後のほうになりますけれども、企業誘致です。これは村長、施政方針の中で言っていますよね。

議長 比嘉明典 もう時間ですのでまとめてください。

9番 仲眞功浩議員 はい。施政方針の中で企業誘致の促進についてということで吉の浦火力発電所が平成24年11月の運転開始に伴い電力関連企業の立地が期待されます。地元企業の優先活用はもとより、関連企業の誘致を促進いたしますとこのように述べています、この辺と比較しても私は何らかの企業誘致の計画もあるんじゃないかということがありますけれども村長、こういう電力関係の企業誘致関連の企業誘致の関係というのは全く今の旧ヤード地帯とか、久場地区には想定していないのでしょうか。その辺を聞いて、時間ですので最後の質問とします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問は、我々が今市街化編入を行おう

としているその地域の話だと思えますけれども、企業誘致が何か決まっているとかそういうことではなくて、やりたいのはその企業が進出しやすい環境をつくろうということでやっている部分と、それと地権者の利益のために土地の自由度を図ると、土地の自由度が言うなれば選択肢が広がるような市街化区域に編入したいというのが大きな目的ですので、今の答弁とのかみ合いはわかりませんが、何らかの特別な企業をここに持ってくるために市街化編入をするのではなくて、企業が進出しやすい環境をつくるために市街化編入、それともう1つの目的は地権者の利益のためにそれをやっていきたいということでございますので、これは御承知のとおり我々の村有地はありませんから、村有地に何かそこに持ってきたいがためにやっている措置でもありません。あくまでも久場区民、泊区民の皆様方の、私はこれは大きなニーズだと認識しておりますのでそこに市街化編入をして土地の自由度を高めていきたいと、そして企業進出の環境を整えたい、そういうことでございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散 会（14時30分）

平成24年第5回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	平成24年6月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年6月13日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年6月13日 （午後1時46分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那嶺 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 章	4 番	新 垣 徳 正
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	新 垣 敏 明	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 霸 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に12番 宮城治邦議員の一般質問を許します。

12番 宮城治邦議員 おはようございます。12番 宮城治邦、通告書に基づき一般質問を行います。

1点目に吉の浦火力発電所立地と安心・安全な生活環境問題についてお伺いします。

5月3日から10日の昼夜にかけて、LNG受け入れ作業の際に発生した低周波振動音について、どのような認識を持っているか。低周波振動音の発生源であるランドフレア(余剰ガス燃焼設備)について、どのような認識を持っているか。低周波振動音の影響で発電所周辺の住宅及び住民にどのような問題が起きたか。低周波振動音によって窓ガラス・建具等の振動やランドフレア内から出る約10メートルの炎に久場・泊区住民は動揺しましたが、沖縄電力の対応をどのように評価されているか。

LNG発電所運転に必要な附帯設備の試運転段階において、作業工程に不備はなかったか。

11月に発電所1号機の営業運転が予定されているが、今回の問題にかんがみ、村当局はどう対応していく考えか。

次、2点目に土砂崩壊対策と村道の亀裂及び側溝の改善について。

久場勢頭原にある河川上流の土砂が崩落して、暗渠排水溝周辺に土砂が約1.3メートル堆積して河川に流れ込む危険な状態にあるが、現場を確認したことはあるか。の場所は平成20年3月30日未明に土砂災害が起きております。再三の改善要請で平成22年9月及び平成23年3月の2回にわたり治山事業導入の説明会があり

ました。どのような実施計画で対策が検討されているか。自治会からの改善要望が提出されていると思いますが、賀武道線・久場崎線とも同様な亀裂が起きています。応急的な処置に頼らず抜本的な改善はできないか。自治会からの改善要望が提出されていると思います。久場崎線沿いの側溝が土圧によってつぶれ、排水溝の役目はしてないが、抜本的な改善はできないか。賀武道線及び久場崎線を直線で結んだ線上に土砂崩落が起きていますが、因果関係を調査したことはあるか。以上、簡潔な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城治邦議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番の吉の浦火力発電所立地と安心・安全な生活環境問題について から、詳細につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えさせていただきますが、昨日も答弁いたしましたとおり、この問題につきまして、やはり住民に対して安心・安全という面では不安と動揺を与えていたわけですから、それにつきまして沖縄電力からの説明もしっかり我々も受けながら、そして何といたしまして情報の開示、不透明感のない情報の開示をしっかり求めて、今後このようなことがないように求めていくつもりでございます。

大枠2、土砂崩壊対策と村道の亀裂及び側溝の改善については、 につきましては農林水産課、 から につきましては都市建設課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、宮城治邦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

大枠1番の吉の浦火力発電所立地と安心・安

全な生活環境問題についての 5月3日から10日の昼夜にかけて、LNG受け入れ作業の際に発生した低周波振動音について、どのような認識を持っているかということですが、低周波の影響については建具等をがたつかせる「物的影響」と眠りを妨げる「睡眠影響」、知覚により圧迫感、振動感や頭痛、吐き気等をもたらす「心理的・生理的影響」等があると考えられております。

それから の低周波振動音の発生源であるグランドフレアについて、どのような認識を持っているかということにお答えいたします。発電所は住宅に近いということで、炎が出ないタイプのグランドフレアを採用していると認識しております。今回、そのグランドフレアから炎が出たということは何か問題があったというふうにしか考えられないと思っております。

次に の低周波振動音の影響で発電所周辺の住宅及び住民にどのような問題が起きたかということですが、でも説明しましたとおり、住宅の窓ガラス、建具等の振動やめまい、吐き気、耳鳴り、テレビの映像の障害、安眠できない等々の被害がありました。住民には大変不安を与えたと思っております。

低周波振動音によって窓ガラス・建具等の振動やグランドフレア内から露出する約10メートルの炎に久場・泊住民は動揺したが、諸問題に対する沖縄電力の対応をどのように評価されているかということですが、低周波振動発生後、即翌日から地域住民へ直接おわびし、また留守宅にはチラシ等の配布を行っておりますが、住民からはチラシや説明において専門的な用語が多くてわかりにくいという苦情もありました。そういうこともありますので、地域住民に対して専門用語ではなくて、わかりやすい説明をすべきだと考えています。

について、LNG発電所運転に必要な附帯設備の試運転段階において、作業工程に不備は

なかったかということではありますが、詳しい状況はまだ沖縄電力からは、大まかには聞いておりますが、問題が発生したことは事実であり、何らかの不備があったという考えをしております。

11月に発電所1号機運転が予定されているが、今回の問題にかんがみ、村当局はどのように対応していくかということですが、一番は二度と発電所からこのような事故が起こらないようにすることだと認識しております。村としては、地域住民と一緒に、今後このようなことが起こらないように監視体制を強化してまいります。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、宮城治邦議員の御質問の大枠2の土砂崩壊対策と村道の亀裂及び側溝の改善についての 及び について答弁させていただきます。

それでは についてですが、現場を確認しましたところ、議員御指摘のとおり、横断暗渠の集水桝の周りに上流から流出したと思われる土砂が堆積しておりました。今後の降雨に備えての土砂の浚渫が緊急を要することから、早急に堆積物の撤去を行っていきたくと考えております。

続きまして についてですけれども、本災害の発生後、農林水産課といたしましては、県の南部林業事務所と協議の上、農水省の治山事業により土砂崩壊・流出対策事業を導入する方向で、過去2回の地権者の説明会を行ってきておりますが、本事業は整備区域をまず保安林区域に指定する必要があることと、用地買収がないこと等から地権者全員の同意を得ることができず、平成23年度での事業採択には至りませんでした。しかし、農林水産課といたしましては、今後も県の南部林業事務所との協議及び地権者

との交渉を継続し、早期に事業採択ができるように努力していきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。それでは宮城治邦議員の大枠2の からについて、順次答弁させていただきます。

について。今年の各自治会からの要望書の提出を依頼しお願いしたところ、5月31日までは要望箇所の現場の確認を行い、今月20日の事務委託者会議に回答していきたいと思っています。久場自治会からの要望書にもこの件については記載されており、村の回答としては中部土木事務所の職員と現地調査を行ったが、地すべり対策事業で認定して事業を採択するのは現状では厳しいとのこと、今回は維持管理の範囲で当面は管理していきたいと思えます。

について。同様、久場自治会からの要望書にもこの件について記載されており、村の回答としては事業採択できるまでは維持管理の範囲で改善していきたいと思えます。それと、久場崎線の件についてですけれども、石積み擁壁が崩壊している箇所が何カ所もありますが、この石積みについてどこが施工するのか、地主と協議を行ってまいります。基本的には土地を守る観点から地主が負担すべきであると考えます。

について。平成22年第7回定例会（12月）にも質問されておりますが、村としては因果関係の調査を入れたことはありません。現地の踏査、目視等で現場を確認していますが、専門家に依頼してまでは行っていません。今後治山治水の関連で農林水産課と連携し、調査費の確保に努めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは1点目について、順を追って再質問をしていきます。

まず、このグランドフレア、低周波振動音が発生した原因として、沖縄電力はどのような報

告と説明がされているか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

低周波振動音が発生した原因としての沖縄電力からの説明ということですが、LNG船から発電所構内のLNGタンクに燃料を移す作業の際に発生する余剰ガスをグランドフレアで燃焼する作業の中で、空気振動、低周波振動が発生したということであります。また、その振動によって住宅の窓ガラスの振動や安眠妨害とか、そういうものが発生したというふうに聞いております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの質問に関連して、このLNG船から受け入れするときに発生したと。そのLNG船は入港して何日後に出港していったのか。実際その問題が発生している時期というのは10日までですね。10日までそういう受け入れをしていたのか。その辺どうですか。どのような報告を受けていますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 当初計画では9日にLNG船は出港ということでしたが、二、三日延びたということであります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 考えるに、その船の受け入れだけの問題ではなくて、これは貯蔵タンク内で発生するガス、気化したガス。この余剰ガスというのは何トンぐらい出ていますか。時間当たり。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

余剰ガスの発生量が時間当たり2トンと、こ

の前の説明会でも説明されていると思います。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今2トンと言いましたか。これは時間当たり16トン。もう雲泥の差ですよ。そのガスを排出しないと大きな問題が起きますよね。それでこのグランドフレアがあるわけです。この辺の数字は正確に発表してください。

次、その吉の浦火力発電所は住宅に近いという理由で、先ほど答弁がありましたけれどもこのグランドフレアを採用していますが、約10メートルの大きな炎が露出した原因は何か。沖縄電力からその説明はあったのか。また、不完全燃焼して一酸化炭素が大気に攪拌されるとどのような問題になるか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えする前に、先ほどの余剰ガスの発生量の訂正をさせていただきたいと思いますが、最大で時間当たり16トンと訂正したいと思います。

次に、大きな炎が出た原因は何か。それから一酸化炭素の大気放出の問題にお答えしたいと思います。余剰ガスを燃焼する装置のグランドフレアのふぐあいと沖縄電力からは聞いております。一酸化炭素の大気放出問題につきましては、やはり量にもよりますが、いろいろ京都議定書とか一酸化炭素問題は地球規模の問題と言われることでもありますので、最終的には大気汚染につながるのかなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいま答弁していただきましたが、グランドフレア、総括して名称がそういう名称なんです、実際その中に、聞くところによるとバーナーが3基入っていると。燃やしてガスを出す処理量、それをおいて段階的にバーナーの運転をしていくということ

ですね。これが16トンということは、3基のバーナーが稼働しているということが十分考えられます。それと一酸化炭素については、確かに今答弁があるように、大気汚染の公害という問題ですね。と同時にこれは有毒であるということ。ということは、これが攪拌されて範囲が広がってくると大変なことになると。ですから、このグランドフレアという燃焼装置が、今言うようにただ単純にふぐあいが生じているということでは、本来はもうしょうがないじゃないかというわけにはいかないと思いますよ。

次に行きます。その低周波振動ですね、それによって、先ほど答弁にもありましたけれども、健康的な不安、それから窓ガラスや建具、テレビ等への通信障害等が起りましたが、その因果関係と安全性について、どのように認識しているか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

低周波振動による健康不安の因果関係ということで認識しておりますが、先ほども申し上げたとおり、低周波振動によって物的影響と眠り等を妨げる睡眠の影響、知覚により圧迫感、振動感や頭痛、吐き気をもたらす心理的・生理的影響があると思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 因果関係と安全性についてどうですか、もう一度。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

低周波振動からの健康被害等の因果関係については今のところ承知しておりません。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 この件は、環境省大

気生活環境室室長補佐がこの資料を持っていて、その中に低周波の影響について、心理的あるいは物的影響、それから生理的影響、そういう影響があると。それをちょっと聞いたかったわけです。それから安全性の面でどうかということですが、それについては必ずしも一概にそれは言えないとは言っていますけれども、しかし、この健康的な問題というのは、心理的なものを含めて個人差があるから。お互いでも、釣りが好きで沖釣りに行きたいんだけど、船酔いするからだめだとか言いますよね。バスでもそう、車でも。飛行機でもそうだと思う。こういった個人差があると。これは後でよかったですら話します。

次に行きます。マイナス162度のLNGですね、これは空気に触れるとすぐに蒸発する性質があります。貯留タンク内で気化したガスは燃焼処理して放出しないと、爆発するおそれがあります。大変危険であると。排出処理過程でこのグラウンドフレアにふぐあい、先ほどふぐあいという話があったんですが、そのふぐあいが生じた場合にどのような事態が想定されるか。また、そのときの緊急措置と対策はあるか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思います。

グラウンドフレアのふぐあいに対する緊急措置というふうに理解しておりますが、今、沖縄電力のほうで原因究明と早期改善をしていくということですので、沖縄電力からの回答を待って御報告していきたいと思えます。ふぐあいが生じたときには、現在発生した振動等による被害が生じると認識はしております。今後、二度と発電所から事故が起きないように、監視体制を強化していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その辺はよく、この問題が起きてもう、1週間、2週間近くなりますよね。十分そういう説明を受けているんじゃないかと思うんですが。今、いろいろ社会的問題になっている、この前大きくテレビで放送されたんですが、総理大臣が原発の再稼働と。安全基準もしっかりしないのにと話。一度起きたそういう問題というのは、確然たる改善策がないと本当に稼働していいのか。一番求められることは安全性ですよ。この間、何のそういう話もしていなければ残念であります。この辺は特に一番大事なことです。当然やっつけられるべきです。こういう説明を聞くとか、受けるとか。ただ、今の言葉だけでの安全対策というのは、これは実際に起きた問題から考えれば余り信用できない、言葉だけでは。そういうふうに考えます。今回の低周波問題は発電所が住宅に近いことを考えれば、慎重さと緊張感が欠如していたとしか思えません。通常、タンクに受け入れる前に沖縄の気候条件、時間当たりの余剰ガス処理量の想定、不完全燃焼によって炎を出したことの原因、設備容量の問題など、起きた問題を検証するといろいろと疑問があります。住民の安全・安心を最大限に配慮することは事業者の責任であります。そのような問題を起こさないために、危険物を扱う事業所においては、必ず附帯設備の予備運転試験を実施して調整することが不可欠と考えます。中城村及び沖縄電力、工事業者とで三者協議会の場を持っていると思うが、5月1日のLNG船入港、5月2日の入港式、5月3日の貯蔵タンク内へのLNG受け入れの作業工程において、どのような説明と話し合いが持たれたか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思います。

吉の浦火力発電所1、2号機建設工事に係る三者協議会と認識をしております。その中で話し合われたということですが、主な試験運転作業の説明を受けております。4月25日からLNG船が入港にかかわる港内の設備の監視、保安のための照明等が開始されます。また、5月1日から3日にかけてLNG船の入港、燃料受け入れ作業、LNGタンクの作業を開始します。5月3日からグラウンドフレアの燃焼作業が入ります。それから、先ほど申し上げました5月9日には、予定どおりいけば、LNG船の出港と。5月15日からガスタービンの初起動をしていく。5月21日からはボイラーの配管内の蒸気洗浄に入りますと。これが6月中旬までということになります。6月中旬からはボイラー、ガスタービン及び蒸気タービン等の試験運転を10月下旬まで行いまして、11月に1号機の運転開始という工程の説明を受けております。その中でも、村としてはやはり住民への周知を徹底するよう求めています。沖縄電力からは、作業の過程の中で煙と間違えられる水蒸気ということで、それから洗浄音、照明の明るさ等が発生するので、住民には周知徹底を図っていくという説明を受けております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 確かに、そういった地域住民への文書での通知はありました。しかし、この起きた問題というのは全く通知にはないわけですね。大事なところはそこなんです。今話を聞くと、本当に想定外としたものをこの会議の場では話をされていたのか。こういう想定外という言葉はありましたか。伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

事故が発生して情報収集する中で、沖縄電力としては想定外という説明を受けましたが、や

はり試験としましては、先ほど議員から質問もありましたとおり、これだけの機械を設置するには予備試験等の実施が必要ではないかという認識をしております。それから住民説明会の中でも請負業者のIHIの職員が、そのグラウンドフレアについては全国でも何十基、30基か100基かどっちかちょっと数字はわかりませんが、それだけ納めた実績もあるということと、グラウンドフレアから出た低周波の対策もしてきた実績があるということであれば、想定外の話ではないだろうという認識をしております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 この問題は、まず考えられることは、先ほどの質問でもちょっと触れたけれども、本当に沖縄の気候条件、さっきも言ったようにマイナス162度。当然通常の空気に触れればもう自然に蒸発してしまう。かなりシビアにこれを保温していかないとガスが蒸発するわけです。それと、今想定外であるか想定内かという話を沖縄電力とも話したんですが、彼らも想定外と言うんです。私は逆にこのシステム、ガス使用のエネルギーの発電所というのは沖縄は初めてなんですね。ということは、沖縄において何を基準に想定外か想定内かと聞いたら答え切れない。だから、今起きる問題すべてが想定内であるということで話をしております。その辺をもう少し、専門家ではないまでも安全性については同じような考え方が皆さんできますので、共通するはずですから、安全についていろいろ基準を聞いてもらいたいと、沖縄電力にも、これを一応要望しておきます。

次、その吉の浦火力発電所建設に向けて、沖縄電力は平成15年度から環境影響評価調査を実施して、十数回に及ぶ地域住民への説明会や質疑応答の過程において、低周波等で地域住民に迷惑をかけないということで説明をしております。しかし、低周波振動やグラウンドフレアから

炎が発生し、地域住民には健康不安を訴える声もあり、大きな問題となっております。久場自治会は5月16日の区民総会で、泊自治会は5月16日に緊急評議員会を開催し、全会一致でもって決議し、5月24日に沖縄電力に抗議文と要請、謝罪、説明会等の申し入れの行動をしております。中城村は今回の問題にかんがみ、沖縄電力に対しどのように指導されたか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

基本は地域住民の安心・安全と認識しております。ですから、村としては二度と発電所から事故が起こらないように電力のほうに指導しております。以上でございます

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 指導のほうにはいろいろあると思うんだけど、これは文書でやりましたか。もう一度。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

現在のところ、地域住民への住民説明会等を踏まえて文書で要請をしたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ぜひ、そういった重要なことですから、後々に残るような文書でしっかりと指導してもらいたいと要望しておきます。平成14年に吉の浦エネルギー火力発電所を村当局、村議会で誘致して以来10年間、一貫して発電所建設と地域住民の安心・安全対策について、電気事業法、電源三法交付金制度、環境基本法等を引用しながら議会活動を通して議論を重ねてきましたが、残念ながら沖縄電力任せになっており、電源三法交付金制度が理解されておられません。電気事業法は電気事業の運用

を規制することによって公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的としています。電源三法交付金制度は地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としております。環境基本法第7条では、地方公共団体の責務として、基本理念に基づき、環境の保全に関し、地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると。同第8条、事業者の責務は基本理念に基づき、その事業活動は公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有すると規定をされています。企業誘致の基本理念は地域住民の安心・安全対策が不可欠だと考えます。今回の低周波問題の再発防止対策の課題及び今後の企業誘致に関して、当局の基本理念を伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

再発防止の対策課題と今後の企業誘致の当局の基本理念ということについて回答したいと思います。再発防止対策の課題と企業誘致の基本理念というのは、地域住民の安心・安全対策が不可欠だと認識しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今の答弁は、真剣に考えていてありがたいんですけど、次に行きます。

その吉の浦火力発電所を誘致してから10年目になるが、これまで地域住民の要望としての安全対策を具体的にどのように講じて実施してきたか。また、これからの地域の安全対策について、具体的な実施計画を策定し検討していく考えはあるか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをしたいと思います。

安全対策については、地元からの要望に基づいて安全対策施設ということではありませんけれども、防災無線の整備、避難場所に一時的に活用できるということもあると思いますが、久場地区の健康スポーツセンターとかコミュニティ施設のものも活用できるのではないかと考えております。要望に対しての安全対策ということですが、グリーンベルトの郊外の設置というふうを受けておりますが、グリーンベルトについては、きのうも仲眞議員にお答えしたように、沖縄電力の構内でマウンド式の緑地帯を設けているというふうに認識をしております。今後の計画については、グリーンベルトの計画はないということでありまして。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 私は、具体的な安全対策というのを聞いているんですが、今の答弁は地域振興策、わからないわけじゃないですよ。しかし大事なことは、そこに住んでいる皆さんをどのようにして守っていくかと。今答弁にあるように、きのうも仲眞功浩議員からグリーンベルトの話がありました。これは、当時の地元の連絡協議会の中で地元の要望として30項目にも入っています。緑地建設。ただ皆さんが見て見ぬふりしているだけの話。これがあれば、もう10年ですよ、木も大分成長していたはず。そうすれば、先ほどの低周波振動というのもこれは大気に出てきます。それでなぜ振動が起きているかといったら、空気の波をつくってしまっているわけ。このフレアの中で、煙突の中でガスを燃焼させるために火をつけます。そうしたら共振を起こします。その共振が大気に出て空気を揺らしている。それが風で押されて壁に当たって、その当時は地域でも、近いところより遠いところが大きく振動しています。これは何かといったら風の流れです。空気は風で押され

ますよね。皆さんもこの農作物の対策、塩害、潮害対策として防風林を植えますよね。これでこの問題も半分以下に落ちます。これがバッファゾーンなんですよ。皆さんは聞く耳がない、これについて。今後の対策としてこういったことも考えていかないと、やらないと、大変な問題が起こりますよと。きのう、強い口調で功浩議員からもいろいろあったんですが、今現在でもこの低周波振動というのは微妙であるけれども、微振動かな、まだあります。これはなくなることはありません。そういうところが皆さんに認識があるのか。これが今後の地域における安全対策なんですよ。人事と思えば何も感じません。しかし、企業を誘致、立地させた責任も皆さんにはあり、行政には、何をするかはおのずと安全対策しかないんじゃないですか。ここをしっかりと真剣に検討してもらいたいと思います。さっきの答弁はもう本当に地域振興策です。安全対策になっていません。ここを強く言っておきます。吉の浦火力発電所1号機、11月運転開始と、10月にLNG船の入港で、2号貯蔵タンクへのLNGの受け入れ作業が予定されているが、その安全面について、沖縄電力の大嶺副社長は久場・泊自治会の抗議に関して、10月までに恒久的な安全対策を含め対応すると述べたが、村当局はその安全性について、どのような方法で確認をしていく考えか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

安全確認ということですが、村全体で監視体制を強めていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 答弁が意味がわからないね。村全体で、これは技術的な問題がある。村全体で今1万5,000人か、言っても話にならないですよ。この安全問題で今問題になってい

るので、ただ答弁すればいいという考えではなくて、しっかりした対応をしてもらわないと、本当に安心して暮らす手を挙げて賛成ということで、この運転に対して協力できませんよ。ちょっと残念です。次行きます。

6月7日に久場健康スポーツセンターにおいて、吉の浦火力発電所から発生した低周波振動問題に関する住民説明会が、久場・泊区の要請で約120人が参加して開催をされました。そのとき、村の三役はだれ一人出席していませんでしたが、関心がないのか問題意識がないのか疑問であります。吉の浦火力発電所建設は平成14年1月29日に中城村が、同年3月29日には村議会が、それぞれ誘致要請を沖縄電力に行っています。発電所近隣で生活されている住民は、今回起きた問題におびえ、悩んで不安を訴えています。起きた諸問題について対岸の火事と思っておられるのか、村長、副村長、教育長の所見を伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

だれが考えても対岸の火事と思うわけはございません。村内で起きた、ましてや火力発電所のこの件につきましては、きのう答弁いたしましたけれども、私もある家庭でその振動の部分も認識したつもりであります。私どもの係がしっかりと沖縄電力からの説明を聞いて、私どもにももちろん報告もありましたし、私自身もその前に沖縄電力のほうからの報告も聞いております。そういう意味で、決してないがしろにしているつもりでもありませんので、その辺は御理解いただけるようお願いいたします。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

確かに6月7日に住民説明会をやるということはその二、三日前に連絡を受けました。しかし、6月7日は既に村長も私も日程が入っておりましてどうしても都合がつかなくて、所管課

のほうに、ぜひ参加して後でちゃんと報告を受けますということでお断りを申し上げたとおりであります。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

私も、副村長がおっしゃいましたように6月7日は、母が病気のものですから病院に詰めておりまして出席はできませんでした。でも、やはりこのことについては大変重大な事案だというふうに考えております。本村の子供たちの安全それから安心な地域ということでは大変懸念しているところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 沖縄電力から村役場、村長あてにその説明会の案内も来ています。とても残念ですね。三人三様でだれ一人出席できなかつた。地元住民は相当がっかりしています。これでは対策にならないだろうとまで言っています。この対岸の火云々というのは言葉の端であって、参加しなかつたことに対しての大きな地元の怒りです。

1964年、昭和39年の東京オリンピックの年に、東京～大阪間で新幹線を開通させる件で当時の国鉄職員は、三日三晩、ホテルの一室で一睡もしないで乗客を乗せて本当に大丈夫かと。そして安全について慎重に慎重を重ね議論し、開通させたとのエピソードがあります。また、国際的には原発にかわる代替エネルギーとして、エネルギー発電の推進にシフトされていると言われていますが、反面、専門家の間ではテロ対策の課題が急務であると指摘されております。常に地域住民への安全対策と万が一の事故で地域に波及させないために二次災害対策を講じ、専門技術職員を配置して監視体制を強化することが企業誘致の基本理念と考えます。安全・安心な地域づくりの協議の場として吉の浦火力発電所立地に伴う地元三者協議会の設置を要請した

趣旨でもあります。地域との信頼関係の構築が企業と地域住民が共存共栄できる環境がつけられるものと確信をしております。沖縄電力は平成24年度の経営計画の概要で、地域社会への貢献及び環境構造の推進として「地域とともに、地域のために」をスローガンとして掲げていると思います。発電所の運転において問題が噴出しないよう最終チェックを怠らず、沖縄電力や中城村に損失、損害が発生することがないように、予定どおり営業運転ができることを要望しておきます。これは要望です。

次に2点目について再質問します。災害対策が改善されていない場所の安全確認のために、現場巡回を指示されているか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの、災害現場の巡回等々を行っているかという御質問ですが、我々定期的な巡回というのはしておりませんが、ただ、梅雨入りしたときとか、あとは台風時の降雨前後におきましては極力巡回するようにしております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これは質問通告書にも出してあったので最後にしましょうね。住宅地に近い安全対策は迅速な対応・対策を必要とするが、遅々と進まない原因究明と問題解決は事業費の問題なのか、それともやる気の問題なのか。そのほかに何か問題があるのか伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

先ほどの1の答弁でも述べましたとおり、集水桝付近の土砂の堆積の撤去については、まず早急に実施したいと思っております。職員はや

る気のことなんですけれども、我々職員含めて私も、今言う事業の治山事業の採択に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これで終わります。

議長 比嘉明典 以上で12番 宮城治邦議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時01分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 10番 安里ヨシ子、一般質問を行います。ほとんど重複をしておりますけれども、質問をしたいと思っております。答弁のほうよろしく願いいたします。

1、吉の浦火力発電所と生活環境問題について伺います。

5月3日の午後、突然ガタガタと建具が音を立てた。地震ではない、初めて経験することで、何人かから電話がかかってきた。発電所からの低周波の影響だということを知った。夜になるとグラウンドフレアから10メートル以上の炎が噴き出している。近くの住民は爆発の恐怖で一晩中寝られなかったと。ある人は自宅の頭上をヘリが旋回しているかと思ったという。原因について村当局はどのような認識を持っていますか。低周波問題に関して泊、久場は区民総会にて沖縄電力に対し全会一致で抗議決議を定め、5月24日に抗議をしています。それに対して村当局はどのような対応をされたか伺います。

LNG火力発電所建設については、平成14年1月29日に村当局、3月29日には村議会が誘致決議をしています。住宅地に余りにも近すぎる。

本当に大丈夫かとの声が多い。住民の安全に対する対策はどうなっていますか。平成14年3月議会において、誘致に関する議決が提案されたとき、時期尚早であり議論を深める必要があり、賛成するわけにはいかず退席した経緯があります。運転開始前に起きた今度の件は、最初に抱いていた不安が的中したと考えます。今後このような問題が起こった場合、二次、三次の安全対策が必要と考えますが、どのように安全対策が必要と思われますか。発電所を誘致するとき、当局は村のカンフル剤だと、雇用がふえる、地域が活性化する、村全体が潤う、クリーンエネルギーだと宣伝をしました。住民の安心と安全対策なくして企業誘致はあり得ないと思います。11月には営業運転を開始する予定であり、万一の問題に対し沖縄電力に対しどのような対策を講じる考えでありますか、伺います。

については答弁はいらないと思いますので、からお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

大枠の1番、吉の浦火力発電所と生活環境問題について から、企業立地・観光推進課のほうで答弁させていただきますが、私のほうでは本議会においても答弁させていただきました。今回の問題につきましては、今後こうところが起こらないようにしっかりと監督指導していくとともに、一番大事なのは情報の開示、不透明感が少しでもあると、私どもも含めて地域住民にも不安を与えるのは当然でありますので、しっかりした情報開示と、今後その改善策をしっかり見ていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、

安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

大枠1の吉の浦火力発電所と生活環境問題について、 について答弁をいたしたいと思えます。5月24日に抗議をしているということで、村の対応ということですが、村としては沖縄電力副社長及び吉の浦火力発電所所長に、二度とこのような事態が起こらないように原因究明と早期改善及び地域住民への謝罪と説明を行うよう申し上げ、早急に地域との信頼関係が図られるよう強く求めているところあります。

について、住民の安全に対する対策はどうなっていますかということですが、二度と発電所から事故が起こらないように、地域とともに監視体制を強化していきたいと考えております。

次 についてですが、このような問題が起こった場合、二次、三次の安全対策が必要と思われませんが、どのような安全対策が必要と思われませんかということですが、不測の事態に迅速、的確に対処できるよう、事前準備体制を整えるため沖縄電力と情報交換を密にして、二度と発電所から事故が起こらないような監視体制を強化する必要があると考えております。

次に であります、万一の問題に対して、沖縄電力に対してどのような対策を講じる考えですかということですが、1号機の営業運転に向けて不測の事態に迅速、的確に対処できるよう事前準備体制を整え、常に緊張感を持って地域安全対策を講じるよう要請をしていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 先日来の同じような答弁ではありますけれども、しっかりと頑張してほしいと思えます。私たちはこの前の5月3日の事故があつて以来、本当に不安を抱えながら毎日を過ごすという、そういうふうな生活が毎日不安であります。やはり安全神話のあった原発でもあのような大きな事故を起こし

ておりますので、村民が関心を持って、地域の対策のためにいろいろな知恵を出してほしいというのがあります。万一の事故が起こったとき、どういった被害が出るのか。どれぐらいの範囲に影響を及ぼすかというのが非常に心配です。そして、常にこの爆発の危険性を抱えて生活していかなければいけないのか。そして、もし爆発があったときに、自分たちはなすすべがあるのかないのかというのが非常に不安でありますので、ぜひ三者協議会、村、地域、沖縄電力と一緒にいろいろな対策も講じてほしいし、そして防災対策を消防、そして地域もそうですし、沖縄電力も防災対策をやってほしいと思います。避難をどうすれば安全に避難できるのか、そういったことに対してもぜひとも万全の対策を講じてほしいと思います。以上で終わります。

議長 比嘉明典 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時22分）

~~~~~

再開（11時22分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて11番 新垣健二議員の一般質問を許します

11番 新垣健二議員 では、通告書に基づいて一般質問を行います。

2点について一般質問を行います。まず1点目に行政改革についてであります。

職員のみずからの創意に基づく建設的な提案を求め、事務能率の向上、経費の節減、村民サービスの向上を目的に実施されている職員の提案制度は本村も実施されていると思いますが、これまでどのようなものが提案され、どのように活用したのか伺います。

2点目、安心・安全な地域づくりについて。

だれもが安心して受けられる子育て、保健、福祉の充実、生活道路等の整備も住みよい地域

づくりを進めていく上では大切な課題だと思えますが、本村にはどのような施策があり、どのように進めているのか、具体的に次の点について伺います。 待機児童の解消を図るため認可保育園の設置や認可外保育園の認可化の促進も積極的に進めていると思いますが、その進捗状況を伺います。 視聴覚障害者や認知症高齢者への本村の支援策はどのようなものがあるのか伺います。 本村のAEDの設置状況はどのようになっているのか伺います。 生活道路の整備についてですが、以前から地域からも要望があったと思いますが、村道立川線（津覇901番地前）の排水路の整備、また津覇178番地横の道路の改善はどのように考えているのか。そして国道から津覇集落に入る190番地前の道路の入り口の部分が急勾配になっておりなかなか利用されない状況であるが改善はできないのか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣健二議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番の行政改革については総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2の安心・安全な地域づくりについてのからについては福祉課、につきましては都市建設課のほうでお答えさせていただきますが、私のほうでは大枠2の 待機児童の解消を図るため認可保育園の設置や認可外保育園の認可化の促進も積極的に進めていると思いますが、その進捗状況というところでお答えさせていただきます。

議員も御承知のとおり、子育て支援という部分は非常に大事なところで、私の政策の一番目に掲げているところでもありますので、本村におきましては認可保育園を予定どおりでいきますと来年の4月、平成25年4月には、まず本村津覇のほうの認可外保育園1園が認可になる予定でございます。そして、新垣の公立第三保育

所が民営化、これも認可になる予定でございます。ただ、これは許認可がかかわるものですから、あえて予定という形で答弁をさせていただきませうけれども、私の予定では、この3年以内には3カ所の認可保育園ができる予定でございます。今もう1つ予定されているのは、先日新聞にも出ましたけれども、上村産婦人科の建設が決まったその敷地の中で認可保育園が1園、申請が出されておりますので、そこがこ一、二年の間にまた認可化になっていくものと思われるので、3年以内には3カ所の認可園がふえていくと。そうなりますと、単純計算でいきますと、本村には待機児童が数字上はなくなっていくということになります。今100人余りの待機児童がおりますので、それが3年以内ではなくなっていくという数字にはなりませんけれども、そこにはまた潜在化した待機児童もおりますので、一概にそうとは限りませんが、現在の数字上の処理はできるものだと思っております。今後も特に認可保育園につきましては積極的に本村としても取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは、新垣健二議員の大枠1、行政改革について、職員の提案制度についてお答えいたします。職員の提案制度は、職員の自由な発想に基づいて提案していくという制度であります。村においてはこの要綱はつくられてございません。そういう中でどのような提案がされたのか、活用されたのかについては、現在記録がございません。そういう中で記録はございませんが、この提案制度についてはいろいろ予算、事務の改善とかサービス向上等についてはいろいろ庁議でも話し合われることとなります。そういう中で予算に伴うものもございますので、予算編成時期にそういう提案が多くなされていると思っております。これまで改善された事項については、公用車の管

理とか会議室の管理、それからパソコンの一括管理、昼食時の窓口の対応等についても業務拡大等がなされております。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは、私のほうは大枠2の、のほうですけれども、については先ほど村長が話しておりましたので、そのように事務を進めてまいりたいと思っております。県のほうとも協議しながら順調に今進めているところではあります。

のほうですけれども、障害者への支援策としましては、中城村障害者地域生活支援事業の実施規則がありまして、その中で多くの事業を今進めているところであります。特に日常生活用具の給付等の事業では、視覚障害者向けの展示器具や、あるいは画面拡大ソフトなどがあり、聴覚障害者の場合においては、テレビ番組に字幕が出ること、あるいはまた通訳の画像が出る機能のものもあります。あとは、緊急連絡等のためにファクスの設置などをして聴覚障害者の支援をしております。また、コミュニケーション事業というのもありまして、手話の通訳者を派遣して病院などでの手続の日常生活の支援も行っているところであります。あと、認知症高齢者の支援については、本人というよりは家族への支援が大切というふうに考えております。認知症については、認知症ということの理解が一番必要になっております。そういうのもあわせてその部分と、あとは家族に対しては関係医療機関への連絡とか、そういう形で努めております。介護予防の講演の一環として認知症講演会も3月には実施しているところであります、その普及もしていきたいと思っております。

次に 本村のA E Dの設置状況でありますけれども、23年度までには設置されている箇所が村役場、それから老人福祉センター、吉の浦会館、児童館、それから吉の浦の保育所のもろろん施設に、各学校と分校にもA E Dが設置され

ております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 それでは、新垣健二議員の大梓2の について答弁させていただきます。

について、今年度の津覇自治会からの要望書にも の質問が記載されておりました。以前、健二議員にも村道立川線について、中城村地域活動支援事業で地域でお願いしたところ、地域では厳しいとのことでありましたので、村としては補助メニュー等を模索しながら整備できないか進めてまいりたいと思います。補助メニュー等が当分の間メニューがなければ、維持管理の範囲で整備していきたいと考えています。

次に津覇178番地横の道路の改善（舗装等）に関しては、177番地横の村道部分の一部舗装がなされていないので対応してまいります。その先、178番地から共友タクシーの横まで出る道については法定外道路、里道であります、一部舗装はなされています。この道路については新たな改良計画はなく、当面は維持管理の範囲で対応を考えています。また、津覇190番地の国道からの入り口の件ですけれども、昭和59年ごろに農村総合モデル事業で国道との取りつけ改良工事を行い道路勾配を改善する予定で進めていましたが、地権者の境界問題で同意が得られず断念した経緯があります。今後、改良工事を行うとしても地権者の協力が必要不可欠であります、諸事情から判断すると、改良工事については時期尚早だと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 まず、1点目の行政改革についてですが、今、本村には要綱などがなくて、こういう提案制度というのはないということですよ。ぜひこの要綱もつくって、こういった提案制度もやっていただきたい。今年からまた10年間、一括交付金もありますので、

ぜひ職員の知恵、あるいは村民もこの行政に対してはいろいろ興味を持ち、また関心を持っている方も結構いると思いますので、村民のアイデアとか提案もしていただければと。村民からも募集もしていただいて、この一括交付金も有効な活用に結びつけていただきたいと、そのように思います。ただ1点だけお聞きしますけれども、職員提案ではないかもしれませんが、職員からの要望として、役場いろいろな課がありますが、課によっては年間を通して大変忙しい課と、比較的忙しくない課があると思いますが、大変時期的に多忙な課に一時的に臨時職員を配置できないかと、そういった提案というのは、要望というのはなかったのか。もしあったとすればどのように対処したのか。それと、本村も毎年新しい職員を採用されていると思いますが、こういった新しい職員をすぐ特定の課に配置するのではなくて、入った1年間は、その時期その時期に忙しい課がありますよね。その課に短期的に配置していくということではできないのか。そうすれば、次2年目には特定の課に配置していきますので、そのときにこの職員の適性というのか、そういうのもわかりますし、その職員の能力も発揮させることにつながるのではないかと思います、その点についてはどのように考えますか。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

一時的に忙しい課への対応はということなんですけれども、これは予算上で3カ月を限度にして、忙しい時期の部分については臨時を充てております。例えば税を徴収する期間がございます。これは4月から6月ぐらいまでですけれども、各課に忙しい時期がありますので、その分は予算上は臨時で充てるとすることで予算化してあります。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

新採用の職員については、現在欠員補充をした職員を新採用しておりますので、その間に欠員が出ますので、そういった方法は現在とれない状況がございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 次、2番に行きます。認可保育園についてなんですが、この認可外保育園から認可化についてですが、県のほうでは今年、既に今ですよ、暫定的だと思うんですが、申請の受け付けをやっているということがありますよね。それは県のほうからも事前に申請をしてくださいということは各市町村にも通知をしていると、そういうことがありましたけれども、先ほど村長もお話があったんですけども、中城村においては認可外から認可化しようという保育所がありますよね。そういうこともあるので、早目に事前の申請をして、要件などの不備とかそういうものがないのか、確認をして正式な申請がスムーズにいくように、先ほど村長もありましたけれども、ぜひ3年以内にはこの待機児童を解消して、認可園も来年の4月には開園できるようにぜひ進めていただきたいと思います。

次 ですけども、特にこの認知症のことなんですけれども、この年寄りの障害者が毎日どのような生活をしているのか。そしてその方々を介護している家族、そういった方がどのような介護の実態があるのか。これは職員が1軒1軒訪ねていったどのような介護をしているのかということ、実態の調査をする必要はないのかと思うんです。私の周りにもこの認知症を抱えている家庭が結構あるんですけども、よく、自分の親ではあるけれども虐待といいますか、水をかけてしまったりとか、あるいは出かけるときにはもう外かぎを全部入れてお家に閉じ込めてしまったりとか、そういったことをやりながら親の面倒を見ていると、そういう人が結構います。また、夜から徘徊する方もいるようで、介

護する人が睡眠不足で体調を崩してしまうと。認知症の家族は大変な思いをしながら介護をしているわけでありまして、ぜひ認知症の知識のある職員が1軒1軒回って、実態がどうなっているのかということを実態調査すべきと思っておりますけれども、そうすればこの家族のケアといいますか、そういうことも十分対策もとれると思うんですけども、そういった実態調査はしたことはあるんですか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

認知症についての実態調査というのは行っておりません。ただ、介護の必要な部分については窓口のほうで介護の申し込みをしてもらうわけですけども、その場合においてはまた担当の人が家庭を回って認知症なのか、ほかの介護なのか聞いて対応しているところであります。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 それと聴覚、耳が聞きづらくなるというようなことは年をとるごとにふえてくると思うんですが、この聴覚が衰えてくるとみんなとの会話が参加できないと。それで孤立をしまして自然と引きこもりを起こして結果的に認知症になってしまうと、そういうことがよく言われているんですけども、だからこの聴覚の障害は早期に発見することが認知症を防ぐには一番大事なことだと思いますけれども、例えば今まで三味線教室で高齢者がやって、そういうときには全く何も異常はなかったけれども、聴覚に障害が起こって三味線をやめたとたんに認知症になったとか、そういう話もよく聞きますので、この難聴の早期発見をしていくために聴覚検診というのも必要だと思うんですけども、この検診によって早期治療もできるし、また認知症の予防もできると思うんですが、この聴覚検診というのは本村ではどのような状況ですか。これは住民健診などでこの聴覚検診は入っていないですよ。入って

いますか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 今の質問にお答え
します。

住民健診については聴覚検査については行っ
ていませんが、人間ドックの中でその項目に
入っているということです。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 これは住民健診でも
高齢者、70歳以上でもいいです。これは聴覚検
診も導入するべきではないでしょうか。どう考
えますか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

今後、財政的なものも含め前向きに検討して
いきたいと思いますので、よろしくお願いま
す。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 次、に行きますが、
この設置状況を今お聞きしたんですが、この設
置している箇所には、このAEDを操作できる、
取り扱いできる人は常駐しているんですか。そ
れとこの取り扱い講習会というのかな、この辺
の状況はどうなっているか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。
福祉課長 石原昌雄 お答えします。

AEDの設置している箇所に取り扱いのでき
る人が常駐していますかということですがけれ
ども、常駐ということにはなっておりません。た
だ、こういう器具を設置することによって、そ
の事象が発生した場合には、それを取り扱うこ
とができる人がいればスムーズに活用できるし、
今後については、消防等々も含めて講習会とか
周知するようなことを考えていきたいと思っ
ております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 設置はしても、取り
扱う人がいなければ全く意味のないものになっ

てしまうんですけれども、ぜひ取り扱う人も常
駐させていただきたいと思いますが、今課長が
言ったように、この取り扱う人が周りにいれば
ということだと思んですが、やはりそのため
には講習会、それが大事になってきますので、
ぜひこの講習会も村民にもたくさん呼びかけて
させていただきたいと思います。

それと、心肺停止患者というのは、1分おく
れるごとに60%から70%ずつ救命率が下がる
と。そして発生から3分以内にAEDを使用すれば
80%は助かるというふうにも言われております
が、ぜひ迅速に対応すれば大事な村民の命を守
ることができますので、今設置されている箇所
はほとんどは5時半には閉まるような箇所です
よね。休日とか夜間の対応はどのように考える
のか。対応できるところにも、休日とか夜間
でも対応できるところにも設置をするべきでは
ないかと思うんですが、その辺はどう考えま
すか。例えば、休日とか夜間となればコンビニ
とかかしの対応はどうか、そういうことは
どう考えますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。
福祉課長 石原昌雄 お答えします。

今設置しているところについては、公共の施
設の範囲内で吉の浦会館とか体育館等につい
ては、利用者がいる期間は十分に対応できると
考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 でも利用者がいなく
て、村民が例えば夜間とかそういうときに心肺
停止を起こしたとか、そういうときにすぐ対応
できる、迅速に対応できるところにも必要では
ないかと思しますので、その辺はいろいろ消防
とも調整しながら検討してさせていただきたい
と思っております。

次、生活道路についてなんですが、先ほど課
長もおっしゃったように地域対策といいますが、
支援策で地域でできないかということは地域で

も話し合いをしましたが、あの道路は民地との境界がはっきりしない部分があって、測量等も必要ではないかということで地域では対応できないと。そういうことで地域からの要望を今回もしているわけではありますが、前向きに検討していくということでありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そして178番地横の道路ですけれども、この178番地横の道路というのは、30メートルぐらい未舗装の部分がありますが、ぜひお願いします。

それと、この勾配の改良ですけれども、地権者との事情がいろいろあったということでなかなか難しい部分があるようではありますが、これは今回の都市建設課への自治会からの要望にも出しておりますので、ぜひそういった経緯とか、そういったことも自治会のほうにも説明をしていただきたいと思います。そしてどのぐらいの改善をすればいいのかということも地域にもう1回持ち帰って、地域対策でできる部分の勾配の改良であればまた地域で対策もやっていきたいと思っておりますので、この立川線とか178番地横の道路についてはぜひ改善をしていただきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 以上で11番 新垣健二議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再 開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて8番 仲宗根 哲議員の一般質問を許します。

8番 仲宗根 哲議員 8番 仲宗根 哲、通告書に基づきまして一般質問します。

1、河川の管理状況ということで、平成23年3月定例会で質問した件でございます。

津霸から和宇慶に入る旧県道から北浜に至る

道路沿いの河川、通称饒波川に山からの土砂が堆積している問題で、村長は農作物という面では大変貴重なところでもあるし、また被害を及ぼすことがあれば真摯に対処していかなくてはいけないと思っておりますと聞いております。課長はまた現場を確認してしゅんせつをして泥溜がないように管理していくと聞いておりますが、いまだに何もしていないようですが、また現場を確認してどのように対処していくのか伺います。

2、一括交付金についてです。

村政発展、村民向上のためにいろいろな事業計画を行っていると思っておりますが、観光立村を目指す本村も観光の目玉となる中城城跡に中城城建設に向けて視野に入れてもいいのではいかと私は思いますが、村長としてはどのように思われているのか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲宗根 哲議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の河川の管理状況につきましては、都市建設課のほうで詳細を答えさせていただきましても、議員おっしゃるよう到大変私もその辺につきましては積極的にやるべきものではないかと思っておりますので、後ほどその手法について御説明させていただきます。

大枠2の一括交付金につきましてはの御提案でございます。議員も御承知のとおり、この一括交付金、非常にハードルが高いといいますが、入り口が狭いといいますが、まだはっきりしていないところがありますけれども、今議会でもお話をさせていただきました。今後10年間続くであろうと言われておりますので、議員から提案の中城城の復元につきましては数々のハードルはあると思っておりますけれども、これができるできないにかかわらず、今後もこういう形で御提案いただければ、私どももそれを一考の一つとして考えさせていただきますので、ひとつこれ

からもよろしくお願いをしたいと思います。この件につきましてはこれから協議を重ねていきたいと思っておりますので、お願いをいたします。詳細につきましては、生涯学習課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 こんにちは。それでは仲宗根 哲議員の大枠1、河川の管理状況について答弁させていただきます。

について、和宇慶から北浜のメインの排水路になっており、平成17年度にしゅんせつして以来8年がたっております。現地を確認すると確かに土砂が堆積していますが、先ほどの質問の中でも去年は何もしていないというのがあって、ただ排水路の氾濫までには至っていませんが、そのままの状況にしておくわけにもまいりませんので、年次的にやっていきたいと。今年は上流部のほうを少しやっていきたいと思えます。今度自治会から大分しゅんせつの要請が4自治会ありまして、これを一気にやるというのは相当の負担があると、財政的にも無理があると思えますので、その辺は現場状況を確認しながら優先的にやるところ、後でもいいというところは置いておいてやっていきたいと思っております。また、このしゅんせつの際には、土砂を隣接する畑に入れる対応を考えていますので、地域の理解を協力を得られるよう、お願いしたいと思います。さらにこの件に関しては、北浜の自治会からの今年度の要望の中でも3排水路についてやってくれというのがありました。これについても財政的に厳しいものがありますので、本当に氾濫する箇所については年次的にやっていきますので、もうしばらくお待ちください。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それでは、仲宗根議員の大枠2番 の中城城の復元建設の事業計

画に向けて視野に入れてはどうかということの提案に関して回答いたします。おっしゃる中城城とは築城時の14世紀後半から護佐丸時代の15世紀中盤までに建てられた建物のことを言っていると思います。城を復元するには古図や文献ほか、発掘調査により建築基礎を建設して、当時の姿を慎重に検討しなければなりません。世界文化遺産ではその文化財の真実性、当時のものがどれだけ残っているか、復元の場合、どれだけ当時のものと同じように復元されたかが重要視され、その真実性を損なうことはできません。残念ながら中城城に関しましては、参考となる古図、文献は残っておりません。残っているのはペリー探検隊が残した中城城跡の平面測量図や、昭和初期の写真で瓦葺き平屋の民家風の番所、役場の建物の記録が残っている程度であります。このようなことから現時点での、中城按司が築城を始めたころから護佐丸時代にかけての城の復元は難しい状態にあります。今後新たに復元に至るような資料が見つければ別ではありますが、現在のところ可能性は低いと思われまます。以上であります。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 それでは河川の管理状況として、和宇慶土地改良区それから当間、そういった土地改良区している排水路とか河川がありますよね。そういったところを今まで現場を見回ったことがあるのか、その辺をお聞きます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

土地改良区の排水路、当間排水路も含めて都市建設課のほうで、月2回のパトロールがあって、そのパトロールの中でメモをしながら、どこどこが詰まっているというのは、お互い都市建設課のほうではやっています。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 わかりました。それ

では、私が言っているのはただの一角かもしれませんが、潮垣線の排水とかいろいろなところが大分詰まっていると私は思っております。北浜から津覇に抜けるこの潮垣線の排水路に畑のフェンスの柱を立ててコンクリートを打っているところもありますよね。そういうところもぜひお互い行政が畑の地権者と相談しながら注意するのもいいんじゃないかと思う。ずっと前から、排水に支柱を立てるところがコンクリートを打っているんですよね。そういう面もたくさんありますから、一応確認して、地権者とちょっとあれしてください。そういうのを撤去させるように行政からも指導をよろしくお願いします。いろいろ河川については道路がないところが大分詰まっているようで、先ほども言いましたようにたくさんあると思いますけれども、いろいろ地権者と協議しながら、畑に穴を掘って埋めるか、ヘド口をですよ。そういう面もまた自治会長とも相談しながらやってもらいたいと思います。

また、これは通告書にはないんですけども、各字からの要望書があると思いますけれども、要望書は大体この排水路とか道路の修理とか、そういうものが多いと思いますけれども、年に大体達成は何パーセントぐらいやっていますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

維持管理の達成度ということになると思いますが、今年から5月に各自治会に要望書を上げてもらって、今月の20日までに回答書を事務委託者会議の中で配っていきたく。その中で仕分け作業ではないんですけども、できるものとできないもの、これをはっきりと書いていますので、今回に関しては回答を出せる分には100%できるかなと思っています。今まで自治会から上がったものについてそういう回答も出していなかったものですから、今後は自治会から上がったものについては回答を出して整

備していきたくと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 ぜひ、この各自治会から出ているこの要望書に沿って早目早目に整備していくように、お願いを申し上げます。

ですが、夢のような話ではありますけれども、沖縄県でも離島に夢のような話を現在は実現していますよね。要するに離島にかかる橋ですよ。シークとか古宇利島とか、あれは昔は夢のような話を今実現しています。ぜひこの中城城も夢のような話ではあるんですけども、今からこの発掘調査が大体五、六年かかると思いますけれども、その公園事業が終わる前にぜひこういう案も国・県に要請して何とか復元できるようにひとつ知恵を絞りながら、資料を集めるのにもちょっと予算がかかりますが、そういうのも一つずつのちょっとした予算を入れて、ぜひ実現に向けて、そうすればもし可能であれば、村長がおっしゃっている観光客の数も15万人ふえると思いますので、ぜひ実現に向けて、不可能を可能にするのが村長の方針であると私は思いますので、ぜひこれに向けて頑張りたいと思っています。そうすることによって本村のお互いの名前も売れるし、村民の向上にも役立つんじゃないかと私は思っておりますけれども、ぜひやっていただければと思います。もう一度、村長のこの方針を聞いてから終わります。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

仲宗根 哲議員、決して夢ではありません。実は一括交付金は資金的な面では我々中城にとっては非常に大きなインパクトとありますが、我々は護佐丸公という、琉球史の一端を担った大人物が傑出したところですから、常に琉球史にちなんだ、これが沖縄らしさですね、本土にはない沖縄らしさという意味ではこの護佐丸公、中城城、世界遺産、琉球史、これが一つのキー

ワードになりますので、今のお話は決して夢物語ではないと自負をしております。問題はそれをつくるためのもとなる、先ほど生涯学習課長が答弁したように、もとなるものがあるかどうかであって、資金的な面は決して夢ではないと思っておりますので、今後も御提案のとおり一生懸命努力させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 この城の世界遺産であります今帰仁、勝連、座喜味城、4カ所ありますので、中城からこういう発想を持ってきて、ぜひ実現に向け頑張ってくださいと思います。以上をもって終わります。

議長 比嘉明典 以上で8番 仲宗根 哲議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会（13時46分）

## 平成24年第5回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                   |                 |                      |                                    |           |
|---------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                         | 平成24年6月8日（金）    |                      |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                         | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                          | 開 議             | 平成24年6月14日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                   | 散 会             | 平成24年6月14日（午後0時17分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                        | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                   | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                   | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番                               | 欠 席       |
|                                                   | 3 番             | 金 城 章                | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                   | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                   | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                   | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                   | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                   | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                           | 10 番            | 安 里 ヨシ子              |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                     | 3 番             | 金 城 章                | 4 番                                | 新 垣 徳 正   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                    | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                   | 副 村 長           | 新 垣 敏 明              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                   | 教 育 長           | 安 里 直 子              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                   | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                   | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕              | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                   | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄            | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                   | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘              | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                   | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄              | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                   | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |           |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 おはようございます。3日目になりましたが、3日目のトップで質問をしていきたいと思えます。

6番 與那覇朝輝です。質問の前に議員の皆さんには1枚のコピー、それから村長、副村長、企画課長、議長、教育長、議会事務局長のところにはこういう冊子をお配りしてあります。議員の皆様にはこの冊子の中の一番、皆さんの冊子の中ではとインデックスをつけてあるんですが、そのコピーです。一般会計当初予算の説明ということでつけてありますので、追って少し関連質問がありますので御参照をよろしくお願ひします。

これは、実は2月1日でしたか、議員研修視察で八重瀬町の歴史民俗資料館というところに行ったとき、向こうに置かれていたのを入手したものです。後刻、事務局のほうから5冊程度資料としていただけるかということで連絡したところ、快く6冊届いておりましたので、今先ほど申し上げたように6冊は執行部のほうに配付してあります。議員の皆様にはその中の一般会計予算の説明文をコピーでおつけしてあります。詳しくはこの冊子の中にありますので、よろしくお願ひします。

それでは通告書に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思えます。

まず1. 村の財政公表について。

村の広報ナンバー171号に掲載されている平成22年度下半期の財政状況は、3月末現在の数値をそのまま公表している。一般会計の執行

率は83.0%となっており、決算時の92.0%とかなりの乖離が見られる。広報の発行は平成23年7月5日であり、決算の数値で公表可能と思われるがどのように考えますか。近隣町村も同様な内容で公表しているのか。「村有財産の状況」で建物の延べ面積は3万4,404平米と公表されているが、決算書では3万4,540平米となっている。どちらが正しい数字か。広報ナンバー180号(平成24年4月5日付)に今年度の予算のあらましが掲載されていますが、1ページ弱の内容で、特別会計も合計のみの表示となっている。施政方針を受けての予算説明にしては丁寧さが足りないと思うが、どのように考えるか。予算書は広報にもあるとおり「中城村の家計簿」であり、ちゃんと予算をつけてわかりやすい説明をつけた冊子にして公表すべきと思うがどのように考えるか。

2点目、道路行政について。

県が去る3月にまとめた「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」案の中に「宜野湾横断道路」が計画されている。普天間飛行場のほぼ中央を横切り、国道58号大山付近と国道329号を結ぶ大規模道路で、本村の道路計画にも大いに関係してくると思われるが、県との情報交換は行っているのか。去年、自治会より要請した滑る歩道の排水対策や交差点の改良計画について、今年度はどのような取り組みを計画しているか。道路維持費のうち「使用料及び賃借料」と「原材料費」は通常分と地域対策分に分けられているが、どのように区別しているか。ペンキがはがれたり、薄くなったりしている横断歩道やセンターライン等はどうに対処しているか。以上、答弁よろしくお願ひいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の村の財政公表についてでござ

いますが、 、 、 、 につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。 につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、全体的にこの広報のあり方について少し見解を述べさせていただきます。議員おっしゃるとおり、かなり難しい表現といたしますが、そういうものも多々あるような気がいたします。議員の御提案の冊子にして公表すべきではないかも含めて、今後わかりやすい表記の仕方、村民が読んでみたいと思うような表記の仕方に努めていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課から説明をさせていただきます。

大卒2番の道路行政につきましては、都市建設課のほうで から までお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

広報なかぐすく171号に平成22年度下半期、10月1日から3月31日までの財政事情の公表を中城村の家計簿として掲載しております。これは地方自治法第243条の3第1項の規定、並びに中城村財政事情書の作成及び公表に関する条例に基づきまして公表しているものでございます。条例第2条では、財政事情書は4月1日から9月30日までの執行状況を11月末日までに、10月1日から3月31日までを5月末日までに公表することとなっております。財政事情書公表の目的は、行政運営が常に村民の関心と協力が必要であることから、執行中の予算につきその状況を村民が承知できるようにするためでございます。

したがって、財政事情書の公表には決算の数値を公表するものではなく、執行中の暫定的なものになりますので、双方の執行率の数値には開きが出てくる場合もございます。どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

なお、広報誌の掲載の時期が平成23年7月5日になっておりますが、同条例第4条第1項の規定に基づきまして、中城村役場の掲示板には5月末日までには掲示し公表をしているところでございます。

次に近隣市町村の状況でございます。近隣市町村におきましてもほぼ同様な内容で公表しているところでございます。西原町におきましては公表の内容は本村同様であり、広報誌への掲載は6月でございます。北中城村は公表の内容は本村と同様でございますが、広報誌への掲載はされておられません。さらに宜野湾市につきましては公表の内容及び公表の時期も本村と同じでございます。

次に 番目の村有財産の状況についてもこちらのほうで御答弁をさせていただきます。村有財産の建物の床面積の件でございますが、これは決算書の3万4,540平方メートルが正しい数値でございます。これにつきましては吉の浦会館駐車場前にありました婦人会、青年会事務所の建物の面積の差でございます。同建物が平成22年度後半あたりから婦人会、それから青年会事務所として使用されておらず、企画課におきまして村有財産から削除したためでございます。なお、同建物につきましては平成24年2月に取り壊しをしておりますので、現時点での延べ面積は一致しているところでございます。

つ目の予算説明に丁寧さが足りないのではないかと御指摘でございます。広報なかぐすく180号には、11ページに平成24年度一般会計と特別会計の予算額、また14ページには一般会計の歳入歳出予算を款ごとに掲載しております。広報誌という限られたスペースにおきまして、村民の方々に十分理解していただけるような内容ではないと認識しておりますが、4月に発行する広報誌は施政方針が11ページにも及び、またそのほかにも掲載しなければならない内容の記事がございましたので、現在掲載している

内容となっております。今後は施政方針を抜粋して掲載し、予算の説明を多く掲載する方法、あるいは複数月にまたがって予算についての説明を掲載する方法など、村民の皆様がわかりやすいような形での掲載を検討したいと考えております。

次にわかりやすい説明をつけた冊子にし、公表すべきとの御指摘でございます。近年、予算書とは別に議会における予算の議決の後、予算書の説明を記載した冊子を作成する自治体がございます。予算書の款、項別の予算ではなく、担当課単位、あるいは総合計画の基本構想に基づく施策ごとに、各種実施事業の概要や事業費などを写真やイラスト、それをを用いて作成するものでございます。村民にとりましても予算書よりもわかりやすく、村政を理解する上でより有効的な手段であると考えております。次年度以降に先行している市町村を参考にしまして、作成を検討したいと考えております。

続きまして、道路行政につきましても宜野湾横断道路の件についてでございます。平成8年の沖縄に関する特別行動委員会、いわゆるSACO及び平成18年の日米安全保障協議会により、嘉手納飛行場より南の6施設の大規模な駐留軍用地の返還が合意されております。駐留軍用地の返還跡地利用計画につきましては、これまで各市町村の単独の構想、計画による開発が行われてきております。しかし、今後大幅な人口増加が見込めない中、これまでと同様な手法で跡地利用を行いますと、跡地相互の競合により全体的な発展を阻害するおそれがあることや、沖縄県全体の振興発展の観点から、沖縄県におきまして6施設の連携した跡地利用の方向性を示す中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域計画案を策定しております。同構想には広域交通インフラの整備基本方針が掲げられ、鉄軌道を含む公共交通システムの整備とともに広域的な幹線道路としまして、国道58号から国道329号を結

ぶ宜野湾横断道路が描かれております。本村におきましては、これまで普天間飛行場があるがゆえに宜野湾市の西海岸方面への移動などに支障を来していることや、本村の下地区から上地区、あるいは上地区から下地区への移手段が限定されていることから、宜野湾横断道路の整備は大いに期待しているとともに、本村としましても積極的に促進していきたいと考えているところでございます。

御質問の道路計画に関する県との調整、情報交換につきましては、現段階におきましてはまだ行っていないところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。それでは與那覇朝輝議員の大枠2、道路行政について、 、 について答弁させていただきます。

について。歩道へ流れ込む水により発生したコケ等による滑りは、平成23年度に80メートル行われております。引き続き維持管理による清掃、排水整備等に対応し、今年度も施工を行っていききたいと思います。交差点の改良に関しては原建設工業前の交通島、いわゆる中央分離帯の一部改良を維持管理で対応していきたいと思っています。

について。予算の8款2項1目の道路維持費の中に14節使用料及び賃借料、16節の原材料費について、通常分と地域対策分とで分けてあることに対する質問にお答えします。平成21年4月30日に交付されました中城村地域活動支援事業助成に係るものを地域対策分として14節に重機使用料20万円、16節に原材料費50万円を予算計上してあります。しかし、既に2自治会からの申請がありますので、本定例会において補正を行ったところです。また通常分は、村が道路の補修や維持管理として直接施工する費用でございます。

について。当該箇所を把握し、上下水道事業と他事業の道路占用状況も確認しながら維持管理に必要な箇所から順次対処していきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 それでは順次再質問、確認等を行っていききたいと思います。

まず広報が、これは決算の数値ではやらなくていいという、一応法令でそういうことであるということですが、確かに3月末から4月、5月でいろいろ調整した数字になりますので、5月末でも、数値がまだはっきりしないのかなと思うんですが、近隣もそうい扱いだと言うし、法令的にも認められている範囲であればそれは構わないとは思いますが、何とか一工夫という気持ちでこの質問をしてあります。これは当局の皆さんで改善できるかどうかは考えていただきたいと思います。

それから近隣の話も先ほどありましたとおりですが、公表していないところもあるということですから、少し驚きというかびっくりはしているんですが、公表していないところよりははるかにいいだろうと思っております。

それから延べ床面積の件ですけれども、あのプレハブが壊されたということで、決算書の数字ではなくて広報の数字が当たっているんじゃないかと思うんですが、もう一度お願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

広報に掲載している数字につきましては3万4,404平方メートルで掲載してありますけれども、広報は平成22年度の財政事情の公表でありますので、取り壊しの時期が平成24年2月ですから、広報の数字ではなく決算書の数字が正しい数字でございます。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 わかりました。失礼しました。それはどちらも大事な数値ですので、

正しく広報していかないといけないかと思えます。

それから 番目のほうですけれども、先ほど課長は施政方針等の絡みでページ数がふえて圧縮している旨の答弁があったんですが、これは議員の皆さんに配ってあるコピーの件ですが、この内容からすると2ページなんです。この付箋がついたところですが、我が村はこの1ページでやっているということですが、ただあと1ページふやすだけでこのように丁寧に行けると思うんです。あと1ページふやせるかどうか、そういう検討ができるかどうか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 1ページということで解決ができればそのようにやっていきたいと考えております。ただ、目的は住民のほうに知らせるということが大きな目的ですから、1ページあるいは2ページ、そういうページを割いて、できるだけわかりやすいように説明に努めていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 1ページふやすだけで、少なくともこの八重瀬町の記事を見ますと、相当発表、この広報の仕方や内容が違うんです。いろいろ語彙の説明とか丁寧にありまして、実質財源的にもいろいろ種類もあるし、それから用語の説明まで入っている。特別会計も前年度比でも出してあるものですから、大きな数字の動きもわかると。この公表の仕方というのは従来からいろいろやってこられていると思うんですが、こういうページを1ページふやすだけでもこのような内容になりますので、ぜひこれは次回から検討していただきたいと思えます。

それから 番の予算書の件ですけれども、これは に付箋をつけてあり、八重瀬町では8,000部発行して65万円の予算ででき上がっているんです。それからしますと、これは庁舎

はもちろん、東風平の庁舎とか中央公民館、具志頭資料館、先ほどのところですよ。それから保健センター、町営体育館とかに置いてみんなにとってもらっているという感じですが、これは当村ですと8,000部は要らないかなとは思いますが、8,000部で65万円ですと、例えば5,000部にすると40万ちょいぐらいで済むんじゃないかと思えます。この内容からすると、確かにこれはつくるのは大変だと思うんですが、ぜひ企画課だけでやる作業とは思いますが、あるいは新人の皆さんを集めて勉強会のつもりでつくらせるとか、方法は幾らでもあると思えますので、これも順次、すぐ来年というわけにはいかないと思えますが、検討していただきたいと思えます。

これは非常にわかりやすいんです。これはたまたま経費というところで出ているんですが、これの後ろに線を引いて決算という枠でもつくれば、これは十分に予算、決算の説明書になりますので、これに決算の欄を少しつけていただければ、もうこれは議員の皆さんも相当参考にできると思えます。これは財源がどこから来たかも出ているし、いろいろこの事業の内容も非常に細かく出ておりますので、ぜひこれは検討していただきたいと思えます。

それでは次に移りたいと思えます。この宜野湾横断道路の件はまだかなり大きな構想の段階だということで、県との接触もない旨の答弁でしたが、県がこの広域構想を発表するということには村は全く関係がなかったのかどうかお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 この構想策定に関しては、どうしても駐留軍用地が所在する市町村、6施設が所在する市町村が中心となって、沖縄県とともに策定しているということで考えられます。中城村のほうには駐留軍用地がありませんので、策定に関する調整という作業はござい

ませんでした。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 わかりました。おつていつごろから具体化するかわかりませんが、少なくとも県庁に行かれる際とか、その意見交換があるときはぜひ村長を初め、一応そういう情報収集は十分やっていただきたいと思えます。ある意味で避難道路の件もずっと問題になっていますが、この避難道路という意味でも中城としては非常に期待したいような話ですので、ぜひ県に任せるのではなくて、こちらからもその件に関しては積極的な働きかけもやってほしいと思えます。

それから自治会からの要望の件ですけれども、去年80メートルほどやって非常に改善されておりますので、こちらに90余る多和田さんという方のお家の前ですが、滑らなくなったということで非常に喜んでおります。ぜひこれは維持費の範囲でしか対応できないということではあります。今年度は80メートルじゃなくて大体何メートルぐらいを予想しているか。もし決まっていたらお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、自治会からの要望等も大分ありまして、本当に財政的に厳しいということもありまして、去年は80メートル行いましたが、今年も100メートルほど。一番水が多いところからやっていきたいなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 中断が一番困りますので、ぜひ一気にとれないのであれば80メートルでも、100メートルでも継続して進めてもらいたいと思えます。

それから原工業前の信号の件も、真ん中の電柱とか少しすいすいといかない点もあると思うんですが、信号機も含めて都度都度対応はぜひやっていただきたいと思えます。

それからこの地域対策分の件、先ほどの説明では新しい資材援助規則という規則が本村にはあるんですが、これじゃなくて新しい地域活性化の事業でこれは採用されているんですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

この事業は先ほども答弁しましたが、平成21年4月30日に条例化されて施行されています。ちなみに平成21年度から平成23年度までの実績としては、平成21年度は実績はありませんでした。平成22年度は和宇慶、南上原。平成23年度は津覇、奥間が申請し、この新事業を受けています。平成24年度は新垣と屋宜のほうから申請が上がっています。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 昭和47年のこの自己開発道路資材援助規則というの、現在、まだ生きておりますか。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 まだ生きていますので、原材料費等を直接自治会のほうに援助する部分と、この地域対策分は地域みずからが実施していく分に対する補助ですので、両方生きています。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 まだ規則、条例にのっておりますのでそういうことだと思うんですが、この資材援助規則というのはずっと前に一遍質問をしたんですけれども、なかなか活用されていないんです。これは自己開発という冠がついておりますので非常に活用が難しいところだとは思いますが、これとは別ということで理解したいと思います。

あとペンキ関係は、これは実際の担当は都市建設課ですよ。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

その道路のペンキ関係というか、道路標識に

ついては都市建設課のほうで管理していますけれども、上下水道課が工事を行う場合は、その辺を占用し、その白線等もなくなっていきますので、その辺はまた上下水道課のほうで線引きをしている状況であります。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 例えばこの横断歩道もいろいろ薄いとかあるかと思うんですが、センターラインが全く見えなくなったりしている村道とかは、これはパトロールとかそういうのもやっておりますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

パトロールについては月2回、道路と排水関係を行っていますが、そういうセンターライン等は細かくパトロールしていなくて消えている部分もあります。確かにそういうところもありますが、あと地域からの情報があればすぐに対応をしている状況にあります。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 地域からの危険とか、いろいろそういうことでの要望で上げないとなかなか動きにくいという感じですが、それはそれで、またこちらはこちらで対応していきたいと思えます。以上で一般質問を終わりたいと思えます。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議員の一般質問を終わります。

続いて5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 それでは5番 新垣光栄、一般質問を行います。

まず初めに、防災対策の基本方針の中で防災施策は災害時の被害を最小化する減災の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな施策を組み合わせることが重要だとある。災害対策に

は時間の経過とともに災害予防対策、災害対応対策、災害復旧復興対策の3段階があり、それぞれの段階において行政、業者及び住民が一体となって最善の策を行うことが被害の減災につながるとあります。

そこで大枠の1です。安全・安心な地域活動と防災について。

防災関連の情報伝達手段はどのようになっているか。災害時の職員、自治会長等の行動を定めた危機管理マニュアルの策定はどのようになっているか。小中学校、地域での防災訓練はどのようになっているか。警察、消防との連携はどのようになっているか。全村民との連携による参加型防災訓練はどのようになっているか。

大枠の2、教育行政について。

放課後子ども教室推進事業の現状はどのようになっているか。学校支援地域本部事業の状況はどのようになっているか。学校安全管理体制、防犯対策等はどのようになっているか。

小中学校の耐震化はどのようになっているか。

子供たちの教育に一括交付金の活用をどのように考えているか。以上。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えします。

まず大枠1番、安全・安心な地域活動と防災についての 、 、 につきましては総務課のほうで、 につきましては教育委員会と総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2の教育行政についての 、 につきましては生涯学習課、 、 につきましては教育委員会、 につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは安心・安全、特に防災について全般的な見解と言いますか、去った議会でも予算を承認していただきまして、特に緊急連絡システム、これは今年度小学校に配備が決まっておりますが、両小学

校の防災訓練、防犯も兼ねた防災訓練がもう近日中に実施される予定でございます。それに向けて、まずできるものからやっっていこうと。当然、地域の自主防災組織の立ち上げにも深くかかわっっていこうという方針を定めておりますので、今年度は特にこの両方から地域の自主防災組織の立ち上げを村のほうで積極的にそれを推進して、自治会長を含め、地域の皆さん方に協力を願っていきと。それとともに子供たちの安心・安全のためのハード的な整備を今年度はやらせていただきまして、それも含致した形で防災、防犯に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに 災害関連の情報伝達手段はどのようになっているのかという御質問に対して、順次説明をしていきたいと思っております。まず気象警報、気象情報、津波予報等の発表及び解除は気象台が行うことになっております。それを受けて沖縄県、市町村、住民への伝達がされます。伝達の手段といたしまして、防災無線、村広報、広報車の活用、消防本部の無線車、沖縄県警察本部の警察無線などが利用され、また自治会長からの伝達等も可能となります。

番目の災害時の職員、自治会長等の行動を定めた危機管理マニュアルの策定はどのようになっているかという御質問に対してお答えいたします。中城村地域防災計画、これは平成6年に策定されておりますが、その中でも自治会長への協力という形で定められております。その中でこの地域防災計画につきましては、今年見直しを予定しております。

番目の小中学校、地域での防災訓練ということでございますが、4月から自治会長会への自主防災組織化に向けての村長からのお願い、自治会事務委託者会議でもお願いをしてきてお

ります。また5月においては、自治会長会においてパワーポイントによる説明会を行っております。6月3日にはサンヒルズタウンの自治会役員を中心とした説明会を設けております。6月14日、本日8時からになりますが、奥間自治会への説明会を予定しております。自主防災組織を組織化して地域に合った防災計画に基づく防災訓練の実施を検討していきたいと考えております。

番目の警察、消防との連携はどのようになっているかという御質問ですが、防災訓練の実施に当たっては、消防については防災計画において消防対策案という位置づけがあります。警察においても災害担当部署がございます。連携は十分可能でございます。

番目の村民との連携による参加型防災訓練についてでございますが、村全体を網羅した防災訓練については、現在実施については考えておりません。なぜかと申しますと、先ほどもお話ししましたが、地域に合った避難行動の学習、シミュレーションが自宅や職場、学校などの生活拠点や生活ルール、ルートの関係における訓練の継続が必要だと考えております。そういうことで現在考えておりません。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 新垣光栄議員の大枠1番、安全・安心な地域活動と防災についての 小中学校での防災訓練はというところでの詳細について、教育総務課主幹のほうから。

それから大枠2番、教育行政についてにつきましては 番、生涯学習課長。 番、生涯学習課長。そして 番のほうは主幹、そして 番のほうは教育総務課で詳細を答えさせていただきます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣光栄議員

の大枠1、 小中学校での防災訓練ということですが、各小中学校では既に平成24年度計画を作成しております。昨年も地震、津波に対応した計画を指示しました。本年度の計画も既に計画し、それに基づいて防災訓練が予定されています。中城幼・小は6月21日、それから11月14日。分校、北上原分校が11月19日。津覇幼・小は6月29日と11月14日。中学校は11月5日というふうに計画を立てております。各小中学校とも警察、それから消防と連携をとって実施していく予定でございます。それから自治会のほうへも周知し、連携するよう指示してあります。

続きまして大枠2の 学校の安全管理体制、防犯対策に関してですが、学校安全計画、交通安全、それから不審者対応も含めて作成されております。特に不審者対応の避難訓練も予定しております。安全対策ということで、職員は毎月安全点検の日を設け施設点検を行い、報告しております。また今度、小学校に導入された緊急連絡システムを活用して避難訓練を行う予定でございます。それから職員の労働、衛生管理についてですが、こちらのほうも平成22年3月に規則を制定し、各学校で衛生推進者を選任し体制を整えております。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 新垣光栄議員の大枠2番、 についてお答えいたします。

本年度より、放課後子ども教室推進事業と学校支援地域本部事業が統合となりまして、新たに名前が変更になりまして、学校家庭地域の連携協力推進事業と名称が変更になりました。それに伴い連携協力事業運営委員会というものを結成してあります。そういう中で、事業としては放課後子ども教室、学校支援教室、地域対策事業ということで2つに分けて実際は事業を行っていきます。放課後子ども教室推進事業の本年度の事業計画としましては、各小学校で寺子屋教室、三味線教室、ミニバスケットボール

教室を行っていきます。また津覇小学校では子供たちの指導によるエイサー教室を計画しております。あと吉の浦会館では毎週土曜日、エイサー教室を行っていきます。既に6月12日、中城小学校では開校式を行いまして、事業をスタートしております。津覇小学校におきましては6月15日に開校式を予定しております。

次に学校支援地域本部事業ですけれども、これは今コーディネーターを中学校に配置しまして、中学校で事業の計画調整を行っているところであります。現在、学校側からの要望としては、学習支援、キャリア教育の要望があります。またその事業に合わせて、今ボランティアの募集を行っているところであります。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠2番の 小中学校の耐震化はどのようになっているかということですが、平成18年度に行った耐震診断の優先度調査の結果によると、小中学校で耐震化を必要としているのは津覇小学校の管理室と、それから同じく津覇小学校給食配膳室、それから北上原分校普通教室の3棟となっております。津覇小学校については耐力度調査を入れて、不適格建物として国庫補助事業が可能となれば、改築の方向で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

子供たちの教育に対する一括交付金の活用の中でございますが、沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト事業分の一括交付金につきましては、交付要綱第3条第1号におきまして、別表に掲げる事業等のうち沖縄振興に資する事業等とあります。別表の中には人材の育成に資する事業、教育の振興に資する事業などがございまして、子供たちの教育に対し

ても十分ソフト事業分の一括交付金が活用できるものと考えております。平成24年度におきましては、通園通学バス整備事業や護佐丸歴史資料、図書館整備事業などを事業計画に掲載しまして、国並びに県と調整を行っているところでございます。

また沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード事業分の一括交付金でございますが、これにつきましても仮称中城南小学校の屋外環境整備事業、運動場の整備ですが、この事業に活用しております。今後におきましてもソフト事業、ハード事業も含めて子供たちの教育に活用していきたいと考えております。なお、具体的な事業につきましては教育委員会のほうで検討がなされるものと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 それでは1点ずつ再質問をさせていただきます。

まず初めに 情報伝達の手段はどのようになっているかということで、今体制は整っているという報告を受けたんですが、各地域での防災無線の普及状況、改善点があれば答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 防災無線の改善点等の件についてですが、現在の防災無線が古くて、今度、今年の10月から12月ごろまでには県の土砂災害防災事業の中で現在のアナログからデジタル化に改善されていきます。その中で土砂災害用の防災事業でございますので、住宅地に張りついている部分についても今スピーカーが向いていないという状況が出てきます。その中で今回、現在あるアナログの部分のスピーカーを住宅地域に聞こえない範囲内と申しますか、その範囲内に移設をするような計画を進めております。

普及状況と申しますが、各全域に聞こえるような体制をつくらうという考え方で進めており

ます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、土砂災害用の防災無線をデジタル化するというので、アナログとの一体化が効果的にできるのかどうか。これができるれば少ない費用で防災の伝達事項がスムーズにいくと思います。今あるアナログ用のものと一体化すれば全域使えると思うんですが、一体化したシステムはできるのかどうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

今の計画の中で、今、村のほうに置いてあるのはアナログ。本体自体をデジタル化と当分の間はアナログがございまして、アナログと両方できるような本体の設置をして、当面両方使えるような体制を組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 せっかく予算化するので、最小の費用で両方使えるように。また新しい機材を入れるのではなくて、両方使えるように計画していただきたい。なぜかと言うと、以前に和宇慶地区でわざわざ新品をつけたのに、児童公園まで行って放送しないといけないというちぐはぐな設置だったものですから、その辺をしっかりと計画を立ててやっていただきたいということです。それをお願いしたいと思います。

次に防災無線というのは、防災の予防対策の先に立つものだと思いますが、その予防対策として災害の被害想定を中城村はもうできているのかどうか。防災計画の中で平成6年度の部分が今生きているということで、今年は新しく見直しを考えているということなんですが、中城村における被害想定はできているのかどうかお伺いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

先日、新垣善功議員の御質問にもありました

が、平成24年2月の訓練、国、県を含めて小学校のほうで机上の訓練をしております。その中で中城村に津波が押し寄せたという計画の中で、そういうのを想定して職員の訓練が行われています。その中では要するに避難、津波警報から始まり、それから情報収集、それとまた対策本部の設置に始まって各班への指示、それから報告、情報の共有と申しますが、その辺を共有しながらマスコミへの対応という形で合同訓練を実施しております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ津波だけではなくて台風、それから土砂災害等、すべての災害に関して想定をまずやっていただきたい。そういう想定のもとに計画案をつくっていただきたい。次に自治会等の規定、管理意識のマニュアル制作等に移っていきと思いますので、その辺の中城村における災害の想定を、中城に合った、本当にきめ細かな災害想定のマニュアルをつくっていただきたいと思います。

そして次に行きますが、その地域を管轄する村公共団体及びその他防災上重要な施設の管理者、防災に関する処理等の業務があると思います。地域防災、自主防災組織をつくらうとしている中で、地域にもおのおの自分たちに任務はないと、義務はないと思っていると思うのですが、それは防災計画の中でちゃんと明記されている、その明記された部分で地域の業務というのはどういうものがあるのでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 災害時における地域、自治会の協力ということになります。災害時の救助作業等ですね、対策本部である村長から自治会への協力をし、それに基づいて自治会においては協力体制を組んでもらうという形になります。また、役場においてはこれから新しい地域防災計画をつくるんですが、その中で各課単位で班を編成し、それに基づく防災対策を実施

していきます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 そのようなものをつくるときに、役割があると思います。業務のおのの役割があると思います。県は県、消防は消防、そのおのの役割の中で町村、村の役割、そして、自治会の役割として自主防災組織の確立等がうたわれていると思います。それから建設業に至っては建設業の役割、また商工会の役割、おのの全部決まっていると思いますが、その辺を明記してちゃんと防災にはおののに役割があるんだという情報を発信していただきたい。そうしないと私たちは関係ないという意識で、自主防災組織の確立にしても「ワッター、関係ナインド」という意識があるものですから、ちゃんとした責任があるんだと、義務があるということをうたって情報を発信していただきたいと思います。

ここにもあるように、資材の整備とか点検、これは自治会がやらないといけないという項目があります。防災リーダーの育成とか、そういうのも自治会がやらないといけないと明記されていますので、ちゃんと明記すれば自主防災組織も自分たちのものだという認識のもとに参加者がふえると思いますので、その辺の提案をしていただきたい。ちゃんと明記して、住民にもそういう責務があるんだということを明記した防災計画書をつくっていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に行きます。小中学校での地域防災対策はということで答弁をいただきましたが、中学校ではもう6月21日、それから11月14日に中城中学校、津覇中学校では29日ということで今訓練が予定されているということで、本当にこれは素晴らしいことだと思っています。学校単位としては今着実にそういう訓練が行われているということで、本当に頑張っていただいているなと思います。今度、緊急連絡システムの装置が

入ったということで、その辺も活用してやっていくということで、本当に素晴らしいことだと思っています。今回は地域の方々も入っているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

あくまでも学校行事の一環として避難訓練、防災訓練をしてみたいです。ただ、実際そういう災害が起きたときに地域との連携が大切だということも重々わかっておりますので、自治会のほうへ呼びかけて、小学校、中学校が実際どのように避難をしていくのかということを知っていただきたいということで参加、参加といいますが、参加または見学するという立場で見たいという指示はしてございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今回は学校だけで、また地域の方々は見守っていただきたいということのようですが、それに関連して警察、消防との連携も今回やろうとしている防災訓練の中に取り入れていくのかどうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 警察のほうとも今連携をとって、どこで協力をいただくのか、それから連絡体制はどうするのかということを知っていく予定でございます。昨年、中城小学校での一番の課題は国道をどう横断するかということが上がっておりましたので、横断のときの誘導、それから車をとめるということでの素早い避難ということで話を進めていこうと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 大変素晴らしいことだと思います。もう既に教育委員会では地域、それから警察、消防等を巻き込んだ訓練を予定し

ているということで、総務課と教育委員会が一体となって、村全体の訓練ではなくても、津覇であれば津覇区域の住民、それから中学校であれば屋宜の住民というふうに、総務課と教育委員会が一緒になって訓練ができないかどうか、答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 津覇小学校、それから中城小学校、当然地域の方たちも災害時は同じように避難をしなければならないということが考えられます。そういうことで村が目指している自主防災組織、地域の人たちが自分たちで自分の命は自分で守るという方向性を持ちながら、どこに逃げるのかは普段からの訓練、シミュレーション、机上でのものをやっぱりやっていかないと命は守れないだろうなということが考えられます。そういうことで事前に計画書を定めて、そういう地域への参加も含めて今後考えていきたいと考えます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ同じ村の行政ですので、教育委員会、それから村執行部、総務のほうが所管して連携しながらやっていただければ、より現実的な防災訓練になると思いますので、その辺を提案したいと思います。早急にはできないと思うんですが、今年見直される防災計画に基づいて教育委員会、それから総務課主管の防災訓練をやっていただきたいということをお願いいたします。

続きまして教育行政について再質問をさせていただきます。現在、学校地域本部事業は今年からで、放課後子ども教室は以前からあると思うんですが、それが今回一つになったと。当初は予算が削られるという情報もあったんですけども、その中で一つになって復活したということで、この地域本部事業も組み込まれたということで大変うれしく思っております。この事業の中でコーディネーターが今一番大切になる

と思うんですが、それをコーディネートする中での良し悪しが事業が成功する、成功しないというのが出てくると思いますが、そのコーディネーターの人選をどのような形で人選したのかどうか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

コーディネーターの人選ですけれども、当初PTA連合会のほうにそういった人材がいなかったということで問い合わせたんですが、PTA連合会からはいい返事がもらえなくて、あと二、三当たったんですが、いろいろな事情で断られて、今現在、奥間の方をコーディネーターとして配置しているのが現実であります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この事業はPTAだけの事業ではなくて、地域を網羅した事業だと私は考えております。そうするとPTAという枠をはめてしまうと、なかなか自分も忙しいし、また家庭のものもあるし仕事もあるということで、また人材もあまりわからない。この事業は三味線だったり寺子屋、それから木工教室だったり、いろんな事業に展開できる事業で、学習支援ではなくて玉城のミントウンの会とか、西原のキャッツ、そういう事例からすると、本当にお年寄りの方の人材バンク的なものを設立して、100名、200名登録していく中で、そこから学校とのマッチングした人材をコーディネートしていくというのが本来の趣旨ではないかと思っていますので、この人選に当たっては広報で募集して、本当に人脈のある人を選ぶことによってこの事業の発展的な展開ができると思いますので、次に人選するときには広報で公募していただきたいと考えております。

そして、この中で人材バンク的なものへの登録のほうはやっていくのかどうか。その辺は公募でやっていくのか。人伝えでやっていくのか。その辺の答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。  
生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。  
ボランティアの件ですが、先の自治会長会で各家庭へ学校支援ボランティア募集ということでチラシを今お配りしております。現在、今4名の方の登録がございます。まだ6月の初めです、まだ人数的には少ないんですけども、これから徐々に募集があるんじゃないかと期待はしているところですが、村広報とかを利用して登録していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ登録に当たっても内容がわからないと、何をやるのかということがわからないと集まって来ないと思しますので、しっかりとどういう事業だということをわかっていただきたい。この人材バンクの登録を100名以上いればスムーズに回るとか、楽しくなるとかという玉城のミントウンの会ではそういう話も聞いておりますし、それから退職教員のメンバーが多く集まって学習支援をやっているとかというのもありますので、そういう組織も利用しながらやっていただきたいと思っております。

そして今回の地域本部事業に当たって、学習支援とキャリア教育のほうに重点を置かれているという答弁だったんですけども、キャリア教育に関してはほかのメニューがあると思えます。この地域本部事業に関しては、もっと村長が言われているように、地域の歴史を自分たちの歴史を学ぶとか、そういうもっとほかの変わった、中城にしかないような事業とか、沖縄らしさの事業、そういう事業を取り入れて、この地域本部事業をやっていただきたいということをお願いします。

その中で、今コーディネーターが中学校のほうに配置されているということなんです、月、水、金、中学校にいるのか、火、木、土、中学校にいるのか、出勤体制はどのようになっているか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。  
生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。  
今、週4日勤務しております。ほとんど中学校にいて、事務的な作業を教育委員会に来てやっているのが実情であります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひこのコーディネーターが教育委員会に戻ったりすると、どうしても教育委員会の仕事をさせられたりする可能性が高くなると思いますので、これはあくまでもコーディネーターですので、学校の現場にそのまま残していただいて、目いっぱい中学校のほうで活動させていただきたいと思っております。これを戻すと、どうしてもコーディネーターとしての活動が、力がそがれると思っておりますので、その辺は中学校に常駐させる気持ちでコーディネーターの配置をお願いしたいと思っております。

それから今、中学校のほうにはコーディネーターがいるんですけども、そういう授業は小学校、各両小学校でも必要だと思っておりますが、対策はどのようにするのか。中学校のコーディネーターに連絡すればできるのかどうか。どのように考えているのかお伺いします。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

この学校支援地域本部事業ですが、本年度は中学校を中心とした活用ということで考えているんですけども、やはり中学校のみの活動にはとどめたくないということの方針としては思っております。やはり小学校のほうにも広げて、学校教育を支援する体制づくりを進めていきたいと考えておりますので、今現在、平成24年度も小学校からの要請があればまたお願いしていくことは考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ありがとうございます。今答弁をお聞きしまして安心しました。ぜひ中学校だけでなく、小学校でも活用できるように、

校長先生、教頭先生との連絡をしっかりとやっていて、有効に活用していただきたいと思います。

それから、安全管理体制はもう既に道路安全衛生法のもとでの体制は整っているということで質問を飛ばしまして、小中学校の耐震化について再質問をさせていただきます。今、優先度調査が終わったということですが、本来、優先度調査を踏まえて改築を行う場合には耐震度調査を実施し、また補強を行う場合には耐震診断を実施するという2つの方法があるんですが、今回は改築を行うということで耐震度調査になるんですか。そのほうは今行っているのかどうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。  
耐力度調査を入れて改修を行う予定です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この耐力度調査はいつ実施予定なのか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

平成25年度は幼稚園のほうを入れて、平成26年度に津覇小学校のほうを入れる予定で考えています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 本来、この調査は5年前にやっておかないといけないうらいの調査で、今回、一括交付金があったから高率補助がまだあるということなんですけれども、もしこの一括交付金の採択がなければ、もう学校は自前でつくらないといけないう。高率補助がないままにつくらないといけなくなるということになったと思いますので、早目にこういう要綱、政策の要綱に基づいた調査、それから報告は早目にやっていただきたい。今回、たまたま一括交付金が10年間、沖縄振興計画のものが10年間延長されたものだから、今学校のそういう改築等が

可能だと思います。これがなければ高率補助がないままにそういう耐震の補強をしないといけなくなる状態になっていると思いますので、ぜひ子供たちのために早目の施策を計画していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次、子供たちのために一括交付金が使えないかということで、今回、通学バスと護佐丸の資料館ということでソフト事業です。ハード事業に関しては従来の交付金、補助金関係と全く同じでいいんですが、ソフト事業でこの護佐丸資料館、それからコミュニティーバスの活用ということで今答弁があったんですけども、ほかに子供たちのために使える計画はどのように考えているのか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一次分の事業計画におきましては、先ほどお話ししました通園通学バス、それから二次分におきましては護佐丸歴史資料館、図書館建設事業ということで載せてあります。二次分の中にはあと少し計画書に記載している事業がございます、教育委員会のほうから案が出されています読書フェア事業であるとか、あるいはイーラーニング事業、特別支援体験充実事業、こういうものを今事業計画のほうには掲載しております。ただし、これが採択されるかどうかにつきましてはまだ不透明なところがございます。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 そういうソフト事業といってもハード的なものになりがちなので、この10年間で中城村の子供たちを本当に優秀な人材に育てるために、世界に通用する人材に育てるために何かソフト的な仕掛けですね。以前であれば国費制度であったり、そういう優秀な人材を育てていくという、中城村で創出していくというようなソフト的な事業は考えられないのかどうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

新垣光栄議員おっしゃるとおり、子供たちにやはり人材育成という部分では大きな目を向けていきたいとは思っておりますけれども、何分にも本議会でも答弁しておりますが、非常に不透明で、今ここでこういうものに使う、こういうものに使いたいというものが言えないというのが現実であります。ただ、これもお話ししましたけれども、今後10年間、単純計算で4億円ずつ、10年間40億円、もちろんこれも予定ですが、それが予定されておりますので、今年度に限らず次年度、そしてその次の年度も含めて、議員の先生方の御意見もぜひとも取り入れながら、我々行政だけでやるのではなくて、地域も、もちろん村民の皆様、いろんな方々の意見も取り入れながら、そして議員の先生方の意見も聞かせていただきながら、それらの採択に向けて頑張っていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひですね、10年間という限られた予算の中で人材をつくるのが中城村にとって一番の財産だと思いますので、教育の格差、貧富の差で、所得が多い家庭の進学率が高いという状況の中で、頑張れば中城の子供たちが、自分が頑張ればどこにでも行けるといぐらいのシステムを中城村でつくっていただいて、スポーツにしても自分たちが頑張れば村が全部費用負担はやってくれるんだというぐらいに、そういうシステムも一括交付金事業の中でぜひつくっていただきたいと思っております。またそういう人材が戻ってくると思っておりますので、よろしく願います。

最後に、この一括交付金が残った場合を考えて、ちょっと小さくなるんですが、津霸小学校とか中城小学校の机が古く、本当にがたがたなんです。リュウキュウマツで机をつくっていただければ、琉球らしい事業ということで交付金

が使えるのではないかとということを申し上げて、机をリュウキュウマツでつくってあげてもいいのではないかと考えていますので、提言して一般質問を終わらせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時32分)

~~~~~

再開(11時40分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 3番 金城 章。皆さん、お腹もすいていることだろうし、でき得る限り早目に終わらせたいと思います。

浜田村長就任以来、早もう4年が過ぎようとしています。来週には村長選の告示がありますが、新垣善功議員の後押しもあったと思いますので、必ずや再選するだろうと思っておりますので、それを踏まえて、村長は琉球歴史資料館とか図書館の併用、実際防災タワーとかの併用、その件も考えていらっしゃるというお話がよくありますけれども、そこを踏まえて一般質問に庁舎建設を挙げてあります。それを踏まえて答弁のほど、ぜひ願います。

それでは通告書を読み上げて質問をします。

1. 庁舎建設について。

庁舎建設の時期はどう考えているか。予算、資金等をどのように検討していくか。検討委員会は怎么样了のか。

2. 交通行政について。

各字の交差点にて事故が多発しているが、対応はどのようにしているか。事故減少をどのように考えるか。通学の安全と交通指導をどのように行っているか。全国的にも通学時の事故が多発しておりますので、答弁をお願いします。

3. 排水路整備について。

各字の排水路整備等の状況はどうなっているか。排水路の詰まり、悪臭がひどい箇所があるが、把握しているか。対応をどう考えているか。わかりやすい答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の庁舎建設については、これは総務課のほうで詳細はお答えさせていただきますけれども、私のほうではこの部分につきましての将来像といいますか、実際に今年度は建設準備委員会をもう立ち上げておりますので、その中で場所の選定だとか、もちろん規模の問題、いろいろ検討をさせていただきたいと思っております。ただ一つだけ、どうしてもこれはやってくれという意向は話してありますけれども、議員が先ほどおっしゃいました防災タワーの兼備、これは必ず加えといてくれと。この中に避難する箇所として庁舎が必要になるだろうと。ということは、おのずと海拔がそんなに高くないところに庁舎は建設すべきだというのが私の持論でありまして、ただ、これはまたいろんな考え方があると思っておりますので、この準備委員会の中でいろいろ検討を重ねていただきたいと思いますと思っております。もちろん資金的な面、その他起債も含めて、これは年次年次でいろいろ必要になるはずですから、それも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

大枠2番の交通行政につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番の排水路整備につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 金城 章議員の庁舎建設についての御質問にお答えいたします。

先ほど村長からも答弁がございましたが、こ

の準備委員会、5月9日に準備委員会を立ち上げたばかりでございます。これから庁舎建設の時期、場所、それから予算、資金面等、それから検討委員会もこれから話し合いをして、今後準備をしていかなければならないことだと考えております。5月9日に委嘱状が交付され、来週22日にこの準備委員会の中で少しずつ議論が含まれてくるだろうと思っております。現在、平成24年度の基金の見込み額にしても2億2,000万円ほどになって、これから資金の面も含めて協議がされるだろうと考えております。検討委員会については平成15年でもう任期が切れております。準備委員会の中である程度議論が固まった中で検討委員会のほうに橋渡しをしなければならぬというものが出てきますので、今後、検討委員会の人選についても話し合われることだろうと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは金城 章議員の大枠2、交通行政について。から について答弁させていただきます。

について。交差点での事故多発への対応ということですが、現在危険箇所であると指摘を受けた場所、または危険箇所と思われる場所に安全運転を啓発する立て看板等を設置しているところでは。

についてですが、この看板等も含めまして、現在ソリッドシートという立体型路面標示というのがございますが、その設置も含めて関係機関と連携し、安全運転の啓発に取り組みたいと思っております。

について。交通指導についてですけれども、津覇小学校については4月14日、これは平成23年度のことですけれども、中城小学校については5月2日、そして平安幼稚園のほうで5月18日に宜野湾署と村の安全推進協議会、そして宜野湾地区安全推進協議会と連携して、協力して交通安全教育を実施しております。以上ござ

います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 それでは金城 章議員の大枠3、排水路整備についての、について答弁させていただきます。

について。各字の既存の集落内外ともに道路事業、地方改善事業、土地改良事業、農村総合整備事業、あとは電源立地交付金等により順次整備してきましたが、すべての土地に排水路が整備されているわけではなく、費用対効果の面からも現実的には無理があるんじゃないかなと思っています。

について。整備、地面の排水路の詰まりに関しては維持管理でしゅんせつを行っています。現場の把握については、維持管理の担当がパトロールを毎月2回実施しておりますが、広範囲で隅々まで把握できない状況であります。情報の提供及び地域の皆様の協力を得ながら改善に努めていきたいと思っております。また下水道整備が終わっている集落については、早目の下水道への接続を行えば悪臭も改善され、維持管理の経費の削減につながると考えております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 まず交通行政についてから始めたいと思っております。各学校でボランティアで父母の方々が交通指導をなさっているはずなんですが、子供たちと警察との交通指導は実施されていますが、父母の方々と交通誘導と違いますか、車の誘導と指導、それは行っているのかどうか聞きたいんですが、お願いできますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えします。

警察との連携での交通指導ということなんですが、こちらのほうは小学校低学年1、2年生、

幼稚園生も含めて交通安全教室を行っています。また中城小学校のほうでは、民間のヤマト運輸さんの大型車両を使って、車の死角とか内輪差とかというところまで今回計画をしたいというお話も伺っております。毎朝の立哨による保護者の指導なんですけど、こちらのほうも計画的に割り振りをして、輪番制で立っていただく。その際の注意や指導事項等も周知してお願いをしているということです。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 指導をしているという返答ですが、実際に父母の方々には毎朝こういう指導は本当に頭の下がる思いでありますけど、この交通指導ですね、父母の方々の指導が少し交通を遮断するような状況があって、逆にこの指導をしている父母の方々が危険な場合をよく目にするものですから、そこはどんな指導をやっているのか。せっかくのボランティアでやっていると、そこで事故が発生することもあり得るかと思うんです。自分の体を投げ出して、要するに車がとまったからいいものの、そこを見計らわずに横断歩道の旗を上げれば車がとまってくれるものだと思う箇所が何カ所か見受けられたものですからそういう質問をしますけれども、そういう指導は少しやっていると、いけないのかなと。実際、交通誘導等、指導等、このボランティアでやっている方々はどのくらいできるのか。ある箇所では車線を減少するぐらいの、指導をする方もいらっしゃる。せっかくのボランティアですから、気持ちよく交通の遮断できないような指導もでき得ると思っておりますので、皆さんはボランティアで一生涯懸命やっている方々ですが、事故が起こってからではまたせっかくのボランティアが何もなりませんので、そういう指導のほうもぜひやっていただけたらと思います。どうですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 おっしゃるとおりだと思います。せっかく御協力いただいて活動して子供たちの安全を守っているわけですが、その行動自体がまた交通事故の可能性が出てくるということになりますと、大変厳しくなりますので、指導をするボランティアのほうも今言ったようなお話を伺って、学校側と連携して指導してまいりたいと思います。

もう一つ、運転手のマナーの件なのですが、身を挺してでもとめないと見てくれないという御意見も耳に入ったことがあります。余りにもスピードを出しすぎて、この旗をかざしても見落としてしまう。だから一歩、道路側に出て意思表示をしないととまってくれないという運転手側のマナーもありますので、このあたりとの兼ね合いも考えまして、これから指導、助言という形で学校側と連携いたします。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 主幹のおっしゃるとおり、実際スピードの出し過ぎに身を投げ出していかないととまらないと。逆だと思ふんです。やっぱりとまる可能性を見越して子供たちを渡さないと、どちらも事故が多くなる。そういうのはやっぱりやっていただかないといけな思っております。

次に交差点の事故です。村道潮垣線ですね、潮垣線の往来が激しくて、そこに交差する交差点での事故が頻繁に起こっております。それとこの潮垣線ですね、潮垣線は村道1級ですが、その車線優先権はどうか変更できないものか。以前から質問をしていますが、そこはぜひできるのかどうか。それとこの標示板ですね。今、住民生活課長がおっしゃったように、標示板の設定です。立体型もいいですが、この優先権というか、とまれば安里でしたら、安里中央がとまれなんですよね。潮垣線が優先。吉の浦会館の前は潮垣線がとまれなんです。そこはとまれの標示がばらばらになっているのですか

ら、どこが優先なのかわからない。潮垣線はそのままとまれの標示がないんですね。そこで意外と物損事故、まだ物損事故と軽傷の事故があるんですけども、車が横転するぐらいの事故が近年で、2回起きています。この標示、立体標示シートをする前にそこをぜひ宜野湾署と協議していただいて、そこは設置できるのかどうか。

それと同じように、浜も浜地区の潮垣線との交差点も2カ所見えにくいところがあって、そこも意外とよく接触事故があると。吉の浦線に限っては、優先が潮垣線じゃないからそんなに事故がないんです。少ないです。そこを変更できるのかどうか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

優先道路の変更ということですが、まず道路標識の設置については、例えば抑制する標示ですね。「とまれ」とか「徐行」とか、そういうものについては公安委員会の許可がなければ設置できないと。まずこれが基本になっているようです。優先道路の決定は幅員で決めるものではなくて、これは交通量で判断されているようです。公安委員会の調査では、潮垣線のほうが交通量が多いということで、現在、安里中央線のほうに「とまれ」の標示が設置されていると思います。ただ、この交差点は安里中央線に限って言いますと、「とまれ」の路面の標示がないんです。看板はあるんですが。シルバーゾーンであるという標示があるだけで、とまれの標示がないので、これは関係機関と調整して注意喚起をしたいと思っております。

それと当間の前原線。先ほど言いましたように、交通量の問題ということになります。これは吉の浦運動公園、あるいは吉の浦体育館、そして吉の浦会館と公共施設がございますけれども、この前原線のほうが交通量が多いということで、そこについては優先道路ということに

なっているようです。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜび事故の状況を把握して、ぜび変更のほうを協議していただきたいと思えます。

それでは排水路の件に移ります。排水路については今議会で仲宗根議員からもありましたが、潮垣線の通り、これも土地改良区の近くですか。泊から北浜、南浜までほとんど詰まっています。そこで排水をすると浜地区の出だし、公民館前の海浜との差がなくて水がたまる場所があります。安里と漁港の間、安里中央線のこの間です。そこも全部詰まって、安里においては安里と浜地区の詰まりは今回大雨もありましたが、大雨で流されて悪臭は解消されておりますが、雨がないとやっぱり少し悪臭がありますので、その末端が詰まっているものですから、そこをどうにかできないかどうか。

それと土地改良区の排水がほぼ詰まっております。そこはどうかできるかどうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

きのうの一般質問で仲宗根 哲議員に答弁したとおり、土地改良区の排水路については土砂が大分堆積しています。予算も限られていますので、優先順位を決めながら年次的に行っていききたいと思います。

また潮垣線については土地改良で整備した村道についてはほとんどが側溝が入っていないです。去年も中城園の周辺を交付金事業で行った経緯があって、排水がついていない路線が多くて詰まりの原因になっているかと思っております。また海岸の流末、漁港のほうの流末についても、確かに土砂が堆積して干潮、雨が降っていないときには流れないと。雨が降ったら流れるというのがあって、においもあるのかなと思っております。その辺は現場を見て、流末関係については県との関係もありますので、この辺は県と協

議し、県がやらないのであれば村のほうで維持管理をして排水を通していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜび悪臭がないように検討してください。県との協議とおっしゃいましたが、津覇と北浜の間ですか、そこは県が出口を整備していらっしゃる。そこでまた県ができれば県のほうに課長としてやっていただけたら、村の出費がない、ぜびその点はまた協議してやっていただきたいと思えます。

それと排水路についても1点、先ほど生活排水路の件も課長から答弁がありましたが、安里の280番地と336番地の上のほうです。その排水も、現状は道路なんですけれども排水路もなくて、そこは整備可能かどうか聞きたいんですけれども。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

安里280番地、きのう現場のほうを確認しました。確かに里道法定外の道路に上下水道も入って2メートル50センチの道路がありますが、ここには排水は両方向もありません。その水が上のほうから、もっと上のほうに砂防ダムがありますが、この砂防ダムが土砂の堆積により満杯して機能していないというのがあって、水の流れが変わってきたかなというのがきのうの印象でした。そこで農林水産課のほうにも確認したところ、県のほうにですね、この砂防ダムの今の満杯しているところを、土砂を取り除くことはしなくて、また下のほうに新しくつくるといふ話があるそうですので、この辺もまた県とその砂防ダムの関係もかんがみて、水の流域が変わっていないか見ていきたいなと思えます。

いずれにしろ、今の288番地のところについては、都市建設課として排水計画はないです。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 計画は今のところないかもしれませんが、ぜひ計画してください。

それと先ほどの336番地は土砂災害によって地脈の層が変わったのか、そこからの湧水が多くて、そこはぜひ排水路を検討しないとイケないかと考えています。そこも現場を踏まえて、検討していただきたいと思います。

次、庁舎建設に移ります。庁舎建設は準備委員会ができて、庁舎基金もできて2億2,000万円ですか。あと3年では四、五億円になろうかと思いますが、どうですか。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

庁舎建設基金については、今現在高で2億2,000万円、今度の当初予算でも2,000万円ぐらい積み立てましたけれども、できるだけあと3年、4年ぐらいしたら4億円から5億円ぐらいまでは積み立てていこうかと思っております。ただ、基本的には南上原小学校の建設で毎年1億円ずつ積み立ててきましたので、そういうこともありますので、十分できるんじゃないかなということで予想しております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 財政は全国的にも厳しい財政であります、ぜひもう古い庁舎ですので、本当でしたら南上原小学校よりは先につくるべきものじゃなかったかとも思いますが、それで先ほど津霸小学校も耐震基準がまだ未定だと。津霸小学校、また中学校のプール等の建設の質問がありました。そこで村長の目指しているらっしゃる図書館兼歴史資料館ですね。歴史資料館は私も仲座議員と一緒に、実際に村の城跡近くがいいんじゃないかなと思いますが、それじゃなくて、歴史資料館じゃなくて、庁舎とこの図書館が今いう一括交付金でつくられるという話ですが、それが庁舎の中に複合ではできないものなのか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金につきましては、基本的に公用施設の整備はできないことになっております。ですから、交付金を活用した公用施設ということではできません。ただ、それを使わないのであれば庁舎、あるいは図書館というのは複合として全く考えられないわけではないと思います。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 この公共施設ですね。実際に箱物をつくろうと思ったら予算があればすぐくれるんですが、中城村の財政として、そこまでいっぱい箱物をつくるぐらいのゆとりがあるのか、将来的な負担はどう思いますか。どうですか。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

歴史資料館、図書館は交付金事業で予定しております。先ほど企画課長からもありましたように、公共施設は公共事業では該当しませんので、どうしても一般財源でつくらなければならない代物ですので、あれと併設するわけにはいかないということになっております。この辺についてはいわゆる大枠で申しわけないのですが、歴史資料館、図書館については総事業費約5億円ぐらいかかるんじゃないかなと見て、そのいわゆる2割はその他ということになりますと、約1億円ぐらいが村負担になるんじゃないかなと見ています。そういうことですので、交付金事業では庁舎はつくれないということを念頭に置いていただきたいと思います。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 庁舎建設はやっぱり一般財源でつくらないとイケないというのはわかっているんですけども、図書館はそこに組み込んだら、補助金、助成金は全く受けられないんですか。実際別につくれば補助金、助成金でできると。その中につくれば別に助成金な

り考えられると思うんですけども、そこは今までのそういう事例がないからできないのか、また個別にそういう施設を設けているから、設けたほうがいいのかどうか。同じ庁舎の複合というか、中身で図書館を設定するから、その中身で補助金は少なくなるかと思うんですが、つくれないことはないと思いますが、もう一度お願いできますか。

議長 比嘉明典 副村長 新垣敏明。

副村長 新垣敏明 お答えいたします。

村立図書館は前まで補助事業があったんですが、今その補助事業がなくなっておりますので、どうしてもいわゆる交付金事業を活用しなければならぬと思っています。これは村長からも答弁がありますように、あくまでも歴史資料館として位置づけてつくるということでございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 庁舎建設もですね、財源確保もやっぱり厳しいだろうと思いますが、ぜひ3年後には4億円、5億円ですので、それを踏まえてぜひ庁舎建設、ぜひ早目の検討をやっていただきたいと思います。

私はずっと以前から言っていますが、どうしてもこの古い庁舎ですね、今ロープ張りしているところもありますので、壊れないうちにぜひ早目の着工をできる体制は整えないといけないと思っておりますので、ぜひ財政にゆとりのない中城村で、何から先なのかという検討はしていただきたいと思います。

ちょっと所見を少しだけ述べたいと思います。去る県議選において、吉の浦会館が私の投票場でありました。そこは駐車スペースが確保されていなかったんです。それを選管に話したら、奥のほうがあいていますと言われました。その日は野球の大会、バスケの大会がありまして、駐車場はいっぱいあります。奥の駐車場は、実際に奥に駐車場があるという表示板

もなく、吉の浦の芝生の駐車場ですか。私も四、五回ぐるっと回ってやっとなめて、投票を終わってちょっと見ていたら、同じような感じでぐるぐる回っている方もいらした。これは選挙は県からの委託で、選管が受けられると思うんですが、こういう小さな配慮ですけども、そこは村長が運営から経営にいく段階で、実際に経営者としてはそういう小さな心配りを皆さんが感じないと、この経営はうまくいかないだろうと思います。これからは細かいことはぜひやっていきたい。投票を、3分から5分で終わる投票をですね、一番遠くの駐車場にとめて投票に行かせるのかどうか、そこはぜひ考えていただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 (1 2 時 1 7 分)

平成24年第5回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	平成24年6月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年6月15日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成24年6月15日 （午前10時35分）		
応 招 議 員 （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 章	4 番	新 垣 徳 正
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	請願第1号 吉の浦火力発電所低周波振動問題に関する請願書
第 2	陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書
第 3	陳情第7号 「村発注建設工事における、村内業者優先指名」についての要請
第 4	陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願い
第 5	意見書第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 請願第1号 吉の浦火力発電所低

周波振動問題に関する請願書を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄

平成24年6月15日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

総務常任委員会

委員長 新垣光栄

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	措置
請願第1号	平成24年6月8日	吉の浦火力発電所低周波振動問題に関する請願書	採択	関係機関への送付 (中城村・沖縄電力)

平成24年6月5日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

1. 請願の趣旨

沖縄電力(株)吉の浦火力発電所の運転に関し、周辺地域への安全対策を請願する。

2. 請願の理由

- (1) 5月3日～10日に昼夜を問わず、貯蔵タンクへのLNG受入れの際に発生した低周波振動により、近隣の住民から窓ガラス、建具等の物的影響及び健康面では睡眠、頭痛、吐き気、耳鳴り、めまい等心理的・生理的影響で生活環境への悪化を訴えております。

- (2) LNG貯蔵タンク内で自然発生する余剰ガスの燃焼処理装置(ランドフレア)から露出

する大きな炎に近隣住民は恐怖心と不安で生活環境への悪化を訴えております。

(3)低周波振動問題に関する抗議決議及び監視要請決議を久場・泊区はそれぞれ5月16日に区民総会、評議委員会において、沖縄電力(株)に対し5月24日に再発防止に関する抗議決議書を、中城村に対しては5月25日に監視要請書を提出しております。

(4)沖縄電力(株)火力発電所建設誘致については、中城村の行財政の健全化、地域の活性化の起爆剤になるとして、中城村は平成14年1月29日に要請をしております。

同様の件について、中城村議会は平成14年3月29日の発議第1号で村議会において、LNG発電所の立地が、村の活性化を始め、雇用機会の創出等による経済波及効果は極めて大きく、村発展の起爆剤になるものと受け止めており、村当局共々強力な推進体制で対処していく所存であると要請決議を可決されております。

又、発議第2号LNG火力発電所誘致の早期実現に関する決議についてもLNG発電所の建設に向けて積極的に推進することを強く要求すると決議して、中城村長に提出をしております。

(5)以上のことから中城村議会の沖縄電力(株)LNG火力発電所建設誘致決議に鑑み、吉の浦LNG火力発電所の運転に関し、沖縄電力(株)並びに中城村の責任において、地域住民の生活環境に最大限に配慮して、安心・安全を確保するための万全な地域安全対策を図るように請願致します。

請願者住所 中城村字久場4番地24

氏名 新垣和昭

請願者住所 中城村字泊44番地

氏名 島袋哲

以上です。

議長 比嘉明典 これまで委員長報告を終わります。

これから請願第1号 吉の浦火力発電所低周波振動問題に関する請願書の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時06分)

~~~~~

再開(10時09分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号 吉の浦火力発電所低周波振動問題に関する請願書を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、請願第1号 吉の浦火力発電所低周波振動問題に関する請願書は委員長報告のと

おり採択されました。

日程第2 陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄

平成24年6月15日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

総務常任委員会

委員長 新垣光栄

### 委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 受理番号  | 付託年月日     | 件名                                        | 審査の結果 |
|-------|-----------|-------------------------------------------|-------|
| 陳情第5号 | 平成24年6月8日 | 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書 | 継続審議  |

以上。

議長 比嘉明典 これにて委員長報告を終わります。

これから陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書を採決いたします。

本案に対する委員長報告は継続審議です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意

見書提出を求める陳情書は委員長報告のとおり  
継続審議としました。

日程第3 陳情第7号 「村発注建設工事にお  
ける、村内業者優先指名」についての要請を  
議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 読み上げて報告  
いたします。

平成24年6月15日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会

委員長 仲村春光

委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の  
規定により報告します。

記

| 受理<br>番号 | 付託<br>年月日     | 件名                                | 審査の結果 |
|----------|---------------|-----------------------------------|-------|
| 陳情第7号    | 平成24年<br>6月8日 | 「村発注建設工事における、村内業者優先指<br>名」についての要請 | 採択    |

以上です。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わ  
ります。

これから陳情第7号 「村発注建設工事にお  
ける、村内業者優先指名」についての要請の委  
員長報告に対する質疑を行います。質疑ありま  
せんか。

休憩いたします。

休憩(10時15分)

~~~~~

再開(10時23分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第7号「村発注建設工事における、村内業者優先指名」についての要請を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第7号「村発注建設工事に

おける、村内業者優先指名」についての要請は委員長報告のとおり採択されました。

日程第4 陳情第8号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願いを議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成24年6月15日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

文教社会常任委員会
委員長 新垣博正

委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第8号	平成24年6月8日	「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願い	採択

以上。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第8号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願いの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

休憩いたします。

休憩(10時26分)

~~~~~

再開(10時28分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願いを採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択

のお願いは委員長報告のとおり委員長報告のとおり採決されました。

日程第5 意見書第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 読み上げて提出したいと思います。

意見書第2号

平成24年6月15日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 新垣健二

「こころの健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

現在、精神科受診者数が323万人を超え国民の5人に1人は精神疾患にかかると言われており、また日本において自殺者数は先進国最大となっております。

このような中で国民の健康問題は危機的状況にあり、精神疾患やこころの健康問題は切実な問題で、今後精神保健医療の総合的な改革を行う必要があります。「こころの健康を守り推進する基本法」を今年の通常国会での実現を強く求めるため。

「こころの健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書(案)

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在のわが国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民のおよそ40人に1人が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民の心の健康危機」と言える状況にある。自殺はもちろんのこと、引きこもりや虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、心の健康の問題が大きく関与している。

世界保健機関(WHO)は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表わす総合指標(障害調整生命年)を開発し、政策による優先度をあらわす指標として提唱しているが、この世界標準の指標より、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。

また、我が国においては、自殺やうつ病がなくなった場合の経済的便益は、単年で約2兆7千億円という推計もあり、さらに都道府県が作成する医療計画に盛り込むべき疾患として新たに精神疾患を加え、がんや脳卒中とともに5大疾病とする方針が国において示されるなど、心の健康への対応が強く求められている。

欧米では国民の健康についてのさまざまな政策が進められているが、日本ではそうした重要度に適応した施策がとられておらず、精神保健・医療・福祉サービスの現状は、国民ニーズにまだまだ十分にこたえられるものとはなっていない。

心の健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展と活力ある社会を実現するためには、心の健康を国の最重要課題の一つと位置づけ、5大疾病を抑制するためにも基本法の制定が必要である。

よって、本中城村議会は、国会及び政府に対し、その重要性に鑑み、すべての国民を対象とし、心の健康についての総合的、かつ長期的な政策と、そのために必要となる財源等を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

沖縄県中頭郡中城村議会

(宛先)

衆議院議長 横路 孝弘 殿

参議院議長 平田 健二 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

以上です。  
議長 比嘉明典 これにて提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから意見書第2号に対する質疑を行います。  
(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会はこれで閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

閉 会 ( 1 0 時 3 5 分 )

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 金 城 章

中城村議会議員 新 垣 徳 正

# 第6回 臨時会



## 平成24年第6回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                                   |                 |                      |         |         |
|---------------------------------------------------|-----------------|----------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                         | 平成24年7月9日（月）    |                      |         |         |
| 招 集 の 場 所                                         | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                          | 開 会             | 平成24年7月9日 （午前10時00分） |         |         |
|                                                   | 閉 会             | 平成24年7月9日 （午前10時34分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                        | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                   | 1 番             | 伊 佐 則 勝              | 9 番     | 仲 眞 功 浩 |
|                                                   | 2 番             | 新 垣 博 正              | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                   | 3 番             | 金 城 章                | 11 番    | 新 垣 健 二 |
|                                                   | 4 番             | 新 垣 徳 正              | 12 番    | 宮 城 治 邦 |
|                                                   | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 13 番    | 仲 村 春 光 |
|                                                   | 6 番             | 與那覇 朝 輝              | 14 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                   | 7 番             | 仲 座 勇                | 15 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                   | 8 番             | 仲宗根 哲                | 16 番    | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                                           |                 |                      |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                     | 5 番             | 新 垣 光 栄              | 6 番     | 與那覇 朝 輝 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                    | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀              | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                      |         |         |
|                                                   |                 |                      |         |         |
|                                                   |                 |                      |         |         |
|                                                   |                 |                      |         |         |
|                                                   |                 |                      |         |         |
|                                                   |                 |                      |         |         |
|                                                   |                 |                      |         |         |
|                                                   |                 |                      |         |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                                                  |
|-----|------------------------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                                           |
| 第 2 | 会期の決定                                                |
| 第 3 | 決議第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配備計画に断固反対する決議   |
| 第 4 | 意見書第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配備計画に断固反対する意見書 |
| 第 5 | 発議第1号 国道329号中城小学校バス停付近における歩道橋設置要請                    |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成24年第6回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 新垣光栄議員及び6番 與那霸朝輝議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日7月9日のみにしたいと思えます。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日7月9日の1日間に決定しました。

日程第3 決議第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配備計画に断固反対する決議を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 おはようございます。それでは読み上げて決議文といたします。

### 決議第3号

平成24年7月9日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 仲宗根 哲

中城村議会議員 新垣善功

中城村議会議員 仲村春光

### 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の 普天間飛行場配備計画に断固反対する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

復帰40周年の節目の年に、激しい怒りをもって「普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、あらゆる県内移設に反対」している沖縄県民の思いを、嘲笑うかのように日米両政府は、米海兵隊・垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを、普天間飛行場に本格配備する計画を着々と進めている。

オスプレイは、開発段階から墜落事故などが多発し、危険性が再三再四指摘されてきたが、実際に去る4月11日にモロッコで死亡者が出る墜落事故を起こしたばかりか、6月13日にも米国内

で墜落事故を立て続けに起こした。恐れていたことが現実となり、県民にも大きな衝撃と恐怖を与えている。

同計画は、本村上空に危険極まりないオスプレイが飛行することであり、村民をはじめ、県民に騒音被害、墜落の危険と死の恐怖を押しつける以外のなにものでもなく、看過できない。

よって、本案を提出します。

### 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の 普天間飛行場配備計画に断固反対する決議（案）

復帰40周年の節目の年に、激しい怒りをもって「普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、あらゆる県内移設に反対」している沖縄県民の思いを、嘲笑うかのように日米両政府は、米海兵隊・垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを、普天間飛行場に本格配備する計画を着々と進めている。

オスプレイは、開発段階から墜落死亡事故などが多発し、危険性が再三再四指摘されてきたが、実際に去る4月11日にモロッコで死亡者がでる墜落事故を起こしたばかりか、6月13日にも米国内で墜落事故を立て続けに起こしている。恐れていたことが現実となり、県民にも大きな衝撃と恐怖を与えている。

これまでオスプレイの安全性を強調していた政府の説明は、完全に失墜したにもかかわらず、森本防衛大臣は、同計画を押し進めようとしている。日本政府の米国追従の姿勢と沖縄への構造的差別に対して、激しい憤りを禁じ得ない。

そもそも、普天間飛行場の移設問題の本質は、住民地の中心に存在する「世界一危険な」同飛行場の早急な危険性の除去にある。世界一危険な普天間飛行場に、墜落死亡事故が多発している危険極まりないオスプレイを配備する同計画は、まさに「危険性の機能強化」であり、断じて許されるものではない。まさに、県民の生命と人権の軽視であり、愚弄であり、怒りをもって同計画を糾弾する。

本村では、2004年8月13日に起きた沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落・炎上事故以降、普天間飛行場を離着陸する米軍ヘリの飛行ルートが本村、西原町側を迂回するように変更され、騒音被害は著しく悪化し、村民からの不安の声は増大している。

同計画は本村上空に危険極まりないオスプレイが飛行することであり、村民をはじめ、県民に騒音被害、墜落の危険と恐怖を押し付ける以外のなにものでもなく、看過できない。

よって、本村議会は村民の生命、財産、日常生活の安全と平穏を守る立場から、下記事項について強く要求する。

#### 記

- 1 日米両政府は、MV22オスプレイの普天間飛行場配備計画を撤回すること。
- 2 日米両政府は、普天間飛行場の危険性除去のため、早期閉鎖・返還すること。

- 3 日米両政府は、普天間飛行場の閉鎖・返還時期を明確にすること。
- 4 日米両政府は、沖縄県の基地負担軽減を着実に実施する事。

以上、決議する。

平成24年 7月 9日  
沖縄県中頭郡中城村議会

(宛先)

米国大統領、米国務長官、米国防総省、駐日米国大使、在沖米国総領事

議長 比嘉明典 これて提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す決議第3号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思ひます。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第3号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第3号 米海兵隊の垂直離着陸  
輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配  
備計画に断固反対する決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第3号 米海兵隊の垂直離着  
陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場  
配備計画に断固反対する決議は原案のとおり採  
択されました。

日程第4 意見書第3号 米海兵隊の垂直離  
着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行  
場配備計画に断固反対する意見書を議題としま  
す。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
新垣博正議員。

2番 新垣博正議員

意見書第3号

平成24年 7月 9日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 仲宗根 哲

中城村議会議員 新垣善功

中城村議会議員 仲村春光

米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の  
普天間飛行場配備計画に断固反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

復帰40周年の節目の年に、激しい怒りをもって「普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、あらゆる県内移設に反対」している沖縄県民の思いを、嘲笑うかのように日米両政府は、米海兵隊・垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを、普天間飛行場に本格配備する計画を着々と進めている。

オスプレイは、開発段階から墜落事故などが多発し、危険性が再三再四指摘されてきたが、実際に去る4月11日にモロッコで死亡者が出る墜落事故を起こしたばかりか、6月13日にも米国内で墜落事故を立て続けに起こした。恐れていたことが現実となり、県民にも大きな衝撃と恐怖を与えている。

同計画は、本村上空に危険極まりないオスプレイが飛行することであり、村民をはじめ、県民に騒音被害、墜落の危険と死の恐怖を押しつける以外のなにものでもなく、看過できない。

よって、本案を提出します。

米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の  
普天間飛行場配備計画に断固反対する意見書(案)

復帰40周年の節目の年に、激しい怒りをもって「普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、あらゆる県内移設に反対」している沖縄県民の思いを、嘲笑うかのように日米両政府は、米海兵隊・垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを、普天間飛行場に本格配備する計画を着々と進めている。

オスプレイは、開発段階から墜落死亡事故などが多発し、危険性が再三再四指摘されてきたが、実際に去る4月11日にモロッコで死亡者が出る墜落事故を起こしたばかりか、6月13日にも米国内で墜落事故を立て続けに起こしている。恐れていたことが現実となり、県民にも大きな衝撃と恐怖を与えている。

これまでオスプレイの安全性を強調していた政府の説明は、完全に失墜したにもかかわらず、森本防衛大臣は、同計画を押し進めようとしている。日本政府の米国追従の姿勢と沖縄への構造

的差別に対して、激しい憤りを禁じ得ない。

そもそも、普天間飛行場の移設問題の本質は、住宅地の中心に存在する「世界一危険な」同飛行場の早急な危険性の除去にある。世界一危険な普天間飛行場に、墜落死亡事故が多発している危険極まりないオスプレイを配備する同計画は、まさに「危険性の機能強化」であり、断じて許されるものではない。まさに、県民の生命と人権の軽視であり、愚弄であり、怒りをもって同計画を糾弾する。

本村では、2004年8月13日に起きた沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落・炎上事故以降、普天間飛行場を離着陸する米軍ヘリの飛行ルートが本村、西原町側を迂回するように変更され、騒音被害は著しく悪化し、村民からの不安の声は増大している。

同計画は本村上空に危険極まりないオスプレイが飛行することであり、村民をはじめ、県民に騒音被害、墜落の危険と恐怖を押し付ける以外のなにものでもなく、看過できない。

よって、本村議会は村民の生命、財産、日常生活の安全と平穏を守る立場から、下記事項について強く要求する。

#### 記

- 1 日米両政府は、M V22オスプレイの普天間飛行場配備計画を撤回すること。
- 2 日米両政府は、普天間飛行場の危険性除去のため、早期閉鎖・返還すること。
- 3 日米両政府は、普天間飛行場の閉鎖・返還時期を明確にすること。
- 4 日米両政府は、沖縄県の基地負担軽減を着実に実施する事。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年7月9日

沖縄県中頭郡中城村議会

(宛先)

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方担当大臣、外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長

以上です。

議長 比嘉明典 これにて提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規  
定によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第3号は委員会付託を省略

します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行場配備計画に断固反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の普天間飛行

場配備計画に断固反対する意見書は原案のとおり採択されました。

休憩いたします。

休憩(10時16分)

~~~~~

再開(10時16分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 発議第1号 国道329号中城小学校バス停付近における歩道橋設置要請を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 改めまして、こんにちは。では、読み上げて提出したいと思います。

発議第1号

平成24年7月9日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

中城村議会議員 新垣善功

中城村議会議員 新垣健二

中城村議会議員 新垣博正

国道329号中城小学校バス停付近における歩道橋設置要請

上記の要請を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

安全に国道を横断する手段として歩道橋の設置を要請し地域住民及び児童・生徒の国道横断の迅速化と安全性を図るため提案する。

国道329号中城小学校バス停付近における歩道橋設置要請（案）

中城村では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び、沖縄本島への甚大な被害をもたらした巨大台風の襲来を受け、津波や高潮災害等への対策の一環として、集落や学校施設からの避難経路の指定及び見直しの検討を行っているところである。

しかしながら、本村の地形において低地部に集落や学校施設が立地しており、津波や高潮災害等が発生した場合、高台への避難するにあたり国道329号を横断しなければならない状況にあり、村民や児童・生徒が安全に避難できる経路として歩道橋の設置が不可欠と考えます。

また、この場所においては、過去にも児童等が交通事故に巻き込まれる事案が発生しており、登下校時朝夕の通勤時には交通量も増え交通事故が発生する危険度も増えることと懸念されま
す、ついでに、これまでも地域より歩道橋の設置要請も行われている経緯もあります。

今後災害発生時に円滑に避難行動が取れるよう、避難経路の整備・確保及び地域住民・児童生徒の安全確保のため国道横断の歩道橋設置を要請します。

平成24年7月9日

中 城 村 議 会

（あて先）

内閣府

沖縄総合事務局 南部国道事務所長 庵 直 殿

以上であります。

議長 比嘉明典 これて提出者の趣旨説明を
終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
す発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、発議第1号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから発議第1号 国道329号中城小学校
バス停付近における歩道橋設置要請を採決いた
します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号 国道329号中城小学校バス停付近における歩道橋設置要請は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (1 0 時 3 4 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 新 垣 光 栄

中城村議会議員 與那覇 朝 輝

第7回 臨時会

平成24年第7回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成24年 8 月 7 日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年 8 月 7 日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成24年 8 月 7 日 （午後 0 時15分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	7 番	仲 座 勇	8 番	仲宗根 哲
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長		企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 霸 盛 之
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄		
健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治			

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第37号 護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例
第 4	議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第39号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第2号）
第 6	議案第40号 南上原小学校（仮称）校舎建設工事（校舎棟）（機械設備）改定契約
第 7	同意第2号 中城村副村長の選任について

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成24年第7回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 仲座 勇議員及び8番 仲宗根 哲議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日8月7日のみにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日8月7日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第37号 護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第37号 護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例について御提案申し上げます。

議案第37号

護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例

護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年8月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会を開催するにあたり委員会設置条例を制定する必要がある。

護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例

(設置)

第1条 護佐丸歴史資料図書館建設に関する事項を審議するため、護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じて護佐丸歴史資料図書館建設計画の策定に必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は12名で組織し、次の各号から村長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 社会教育委員

(3) 村職員

(任期)

第4条 委員の任期は、護佐丸歴史資料図書館建設が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、その選出は委員の互選による。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の会議は委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(10時03分)

~~~~~

再 開(10時33分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 護佐丸歴史資料図書館

建設検討委員会設置条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号 護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会設置条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第38号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年8月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会を開催するにあたり委員報酬を制定する必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                 |           |          | 改正前        |      |          |
|---------------------|-----------|----------|------------|------|----------|
| 別表1（第2条関係）          |           |          | 別表1（第2条関係） |      |          |
| 職名                  | 報酬の額      | 旅費の額（県内） | 職名         | 報酬の額 | 旅費の額（県内） |
| 護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会委員 | 日額 4,000円 |          |            |      |          |

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（10時36分）

~~~~~

再開（10時39分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略します。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第39号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第39号

平成24年度中城村一般会計補正予算（第2号）

平成24年度中城村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,849千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,837,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年8月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		513,824	114,771	628,595
	2 県補助金	294,091	114,771	408,862
18 繰入金		333,387	30,078	363,465
	2 基金繰入金	333,386	30,078	363,464
歳入合計		5,693,063	144,849	5,837,912

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		976,812	144,849	1,121,661
	5 社会教育費	198,379	143,688	342,067
	6 保健体育費	105,599	1,161	106,760
歳出合計		5,693,063	144,849	5,837,912

次のページを開いていただきたいと思います。款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほうから、15款県支出金、2項県補助金、補正前の額2億9,409万1,000円、補正額1億1,477万1,000円、合計で4億886万2,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額3億3,338万6,000円、補正額3,007万8,000円、合計で3億6,346万4,000円。

歳入合計、補正前の額56億9,306万3,000円、補正額1億4,484万9,000円、合計で58億3,791万2,000円。

次のページをお願いいたします。同じく歳出、10款教育費、5項社会教育費、補正前の額1億9,837万9,000円、補正額1億4,368万8,000円、合計で3億4,206万7,000円。6項保健体育費、補正前の額1億559万9,000円、補正額116万1,000円、合計で1億676万円。

歳出合計、補正前の額56億9,306万3,000円、

補正額1億4,484万9,000円、合計で58億3,791万2,000円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時43分)

~~~~~

再開(10時47分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決

されました。

休憩いたします。

休 憩(11時34分)

~~~~~

再 開(11時35分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第6 議案第40号 南上原小学校(仮称)校舎建設工事(校舎棟)(機械設備)改定契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第40号 南上原小学校(仮称)校舎建設工事(校舎棟)(機械設備)改定契約について御提案申し上げます。

議案第40号

南上原小学校(仮称)校舎建設工事(校舎棟)(機械設備)改定契約について

平成23年8月16日議会の可決を得た南上原小学校(仮称)校舎建設工事(校舎棟)(機械設備)について、下記のとおり改定契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 南上原小学校(仮称)校舎建設工事(校舎棟)(機械設備) |
| 2. 改定契約金額 | ¥ 7,900,200 - |
| (うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) | ¥ 376,200 - |
| 3. 契約の相手方 | (株)全沖産業・(株)沖縄エンジニア
特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 株式会社 全沖産業 |
| 代表取締役 | 佐 渡 山 聖 |
| 構 成 員 | 株式会社 沖縄エンジニア |
| 代表取締役 | 仲 本 賢一郎 |

平成24年 8 月 7 日提出

中城村長 浜 田 京 介

次のページから改定契約書や図面などが添付されておりますので、御参照いただきたいと思
います。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（ 1 1 時 4 4 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 4 6 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（ 1 1 時 4 8 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 5 4 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第40号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第40号 南上原小学校（仮称）
校舎建設工事（校舎棟）（機械設備）改定契約
を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第40号 南上原小学校（仮
称）校舎建設工事（校舎棟）（機械設備）改定
契約は原案のとおり可決されました。

日程第7 同意第2号 中城村副村長の選任
についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第2号 中城村副村長
の選任について御提案申し上げます。

同意第2号

中城村副村長の選任について

中城村副村長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求
める。

記

住 所 北中城村字喜舎場

氏 名 比 嘉 正 豊

生年月日 昭和26年生

平成24年 8 月 7 日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

副村長の任期満了により次期副村長を選任する必要がある。

参考までに次ページのほうに学歴、職歴などがございまして、御参照よろしくお願いたします。

議長 比嘉明典 これ提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3 番 金城 章議員。

3 番 金城 章議員 選任したいきさつをお聞かせください。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

副村長の任というのは、やはり私をサポートする任ということで、適任者、以前からよく知っている方ですし、私をしっかりサポートしてくれるものだと思います、適任だと自分自身が思ってアタックをさせていただいて、了解を得ております。元役場職員でもありますし、内情も熟知しておりますし、そういう面からも非常に期待をしているところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

休憩いたします。

休 憩（ 1 1 時 5 8 分）

~~~~~

再 開（ 1 2 時 0 0 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

9 番 仲真功浩議員。

9 番 仲真功浩議員 同意第 2 号 中城村副村長の選任について、村長にお伺いたします。

村長は選任に当たって一番重要視したのが、これまでの経験、そういうこととおっしゃいましたが、その他、この副村長を選任するに当たって、村長がこの副村長に就任する者について何か条件とかそういうものはつけたか。あるいは、こうしてくれとお願いというか、依頼とかそういうものはなされたのか。もしそれがあつたら、それはどういうものだったのかお聞かせいただきたいと思ひます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

条件等その他は、もちろん本人に何もそういうものは提示して同意を得たわけじゃないです。私の中で思ったことを少しお話しますが、1 期 4 年間、新垣敏明副村長に支えていただいて、役場の O B といいますか、役場職員からのものが、私が村長として仕事をする中では非常に適しているのかなというのが 4 年間の経験でわかりました。どうしても地方自治法、その他というのは私は熟知しておりませんので、法律をある意味わからないまま突っ走るところがありま

すので、それをしっかりそこで踊り場をつくってくれるのが副村長の役目でございますので、今回もぜひそういう形にしたいという思いはありました。しかし、それを伝えたわけではないんですが、私がそう思い、比嘉さんを適任だと思った次第でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村長はその就任に当たって、住所が北中城村の喜舎場になってますよね。その件に関しては何か中城村に住所を、実家はあるわけですが、そこに住んでほしいとか、そのようなお願いとか、あるいはできればそうしていただけないかなと、そういうお話ししたことはない。そういうことでよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

本村に籍があるなしでお願いをしたことはいです。本人の能力とその籍があるなしは別問題だと思っております。ただ、その要件の、いうならば法律的な部分でそういうものがあるかないかだけは確かめさせていただきました。それが無いということでしたので、その件については本村出身でもありますし、本籍地は中城でもありますし、何ら問題はないという思いで、本人の能力だけを見て選任をさせていただきました。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村長の再選に当たってのインタビューがありますが、その中で住みたい中城村、住み続けたい中城村を目指すということをおっしゃっております。私も非常にこれは大変すばらしい、いいことだと思います。実は私も2年前の自分の議員選挙の中において、このマニフェストの中で住みよい中城、住み続けたい中城村づくりの推進ということで挙げております。この辺は共通するところがあり、これは大変いいことだと思っているんですが、た

だ、今回の人選に当たってこういう村長の住みたい中城ですか、住み続けたい中城と。そういうものをみんなにアピールするに当たっては、その方も中城に住みたいと、ずっと住み続けたいと、そういう意志を持った人を人選すべきじゃないかと非常に思っておりました。少なくとも、以前教育長の人選で問題があつて否決されたりといろいろ話ございましたが、その場合においても実際にはいろいろありまして、最終的には住所だけを移したと。そういうこともあったようでありますが、私はぜひそういう村長の住みたい中城、住み続けたい中城というものを推進するんだったら、やはりこの副村長になる者もそういう意志を持って、強い意志を持って中城にぜひ率先して移り住んでいただいて、やはり中城村にこれからも住み続けたい、そういうものに合致したような、皆さんの、村民の率先するような態度をある意味では示すべきじゃないかと思っております。

今度、選任に上がっている方、候補に挙がっている方は、中城に住もうと思えば本当に住むことは簡単じゃないかなという気もするわけです。そういう意味においても、私は本当に村長が住みたい中城、住み続けたい中城というものを目指すのであれば、副村長にもそういう気概を持って、心構えで取り組むように、当然、村長としてその辺はお話しておくべきじゃなかったのかと思います。その辺は全く何もお話ししていないということに対しては大変残念に思います。これからもこの辺については、村長は一切関知はしないと、そういう態度で進まれるわけでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

少なくとも副村長人事で、そこに住まないあなたは副村長としては適さないという論法にはならないと思います。もちろん、本人が中城の出身というのは私の中でも大きな要因ではあ

りましたけれども、この住んでるところが他村だということがこの人の能力を上回るとは思いません。ただいま議員がおっしゃるように、住みたい中城、住み続けたい中城というのは職員の中でも村内に住んでいない職員はたくさんいるわけですから、その職員も含めて中城のよさをしっかりアピールして、だれもが住みたいと思うような中城にしていこうというのは村内にいる人間だけがやることじゃありません。これは我々がこの中城を誇りに思い、しっかりアピールしていくには村内、村外問わずと私は思っております。また、今後もその考えでいくのかというのは、今の話と私が唱えている住みたい中城、住み続けたい中城とはもう完全に別物、別問題だと私は思っておりますので、今回の特に副村長人事につきましては、私が今後4年間、しっかり村政を預かる意味でサポートを最大限できる人を選任したということで御理解をいただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩いたします。

休憩(12時08分)

~~~~~

再開(12時13分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号 中城村副村長の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方、起立願います。

(全会一致)

議長 比嘉明典 「全会一致」です。したがって、同意第2号 中城村副村長の選任については原案のとおり同意することに決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会(12時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 仲 座 勇

中城村議会議員 仲宗根 哲